

平成30年 6 月 22 日（金曜日）

第 2 号

平成30年第2回北海道議会定例会会議録

第2号

平成30年6月22日（金曜日）

議事日程 第2号

6月22日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1

号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (95人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	1番	菊地	葉子	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君
	17番	船橋	賢二	君

18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君
48番	吉田	祐樹	君
49番	佐々木	俊雄	君

50番 田中芳憲君
51番 富原亮君
52番 八田盛茂君
53番 松浦宗信君
54番 東国幹君
55番 内海英徳君
56番 大崎誠子君
57番 小畑保則君
58番 角谷隆司君
59番 小松茂君
60番 千葉英守君
61番 長尾信秀君
62番 中司哲雄君
63番 藤沢澄雄君
64番 村田憲俊君
65番 北口雄幸君
66番 小林郁子君
67番 橋本豊行君
68番 広田まゆみ君
71番 中山智康君
72番 大河昭彦君
73番 志賀谷隆君
74番 吉井透君
75番 真下紀子君
76番 森成之君
77番 金岩武吉君
78番 池本柳次君
79番 滝口信喜君
80番 須田靖子君
81番 高橋亨君
83番 三井あき子君
84番 星野高志君
85番 三津丈夫君
86番 平出陽子君

87番 吉田正人君
88番 岩本剛人君
89番 遠藤連君
91番 加藤礼一君
92番 喜多龍一君
93番 竹内英順君
94番 本間勲君
95番 伊藤条一君
98番 神戸典臣君
99番 高橋文明君
100番 和田敬友君

欠席議員（3人）

44番 花崎勝君
82番 佐々木恵美子君
96番 川尻秀之君

欠員（3人）

69番
90番
97番

出席説明員

知事 高橋はるみ君
副知事 辻泰弘君
同 窪田毅君
同 阿部啓二君
総務部長 中野祐介君
兼北方領土対策本部長
総務部職員監 山岡庸邦君
総務部危機管理監 橋本彰人君
総合政策部長 小野塚修一君
総合政策部監 黒田敏之君
交通企画監 豊島厚二君
総合政策部空港戦略推進監 渡辺明彦君
環境生活部長

環境生活部
アイヌ政策監 長 橋 聡 君

保健福祉部長 佐 藤 敏 君

保健福祉部
少子高齢化対策監 栗 井 是 臣 君

経済部長 倉 本 博 史 君

経済部観光振興監 本 間 研 一 君

経済部食産業振興監 中 田 克 哉 君

農政部長 梶 田 敏 博 君

農政部
食の安全推進監 甲 谷 恵 君

水産林務部長 幡 宮 輝 雄 君

建設部長 岡 田 恭 一 君

財政局長 森 隆 司 君

財政課長 古 岡 昇 君

秘書課長 三 橋 剛 君

教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大 君

教育部長 坂 本 明 彦 君
兼教育職員監

学校教育監 村 上 明 寛 君

総務課長 山 本 純 史 君

警察本部長 和 田 昭 夫 君

総務部長 池 田 康 則 君

生活安全部長 原 口 淳 君

総務部参事官
兼総務課長 島 村 論 支 敏 君

議会事務局職員出席者

事務局長 森 田 良 二 君

議事課長 木 村 敏 康 君

議事課主幹 本 間 治 君

議事課主査 中 澤 正 和 君

議事課主任 小 倉 拓 也 君

同 古 賀 勝 明 君

午前10時13分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

長 尾 信 秀 議員

中 司 哲 雄 議員

藤 沢 澄 雄 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号を議題とし、これに関する
質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

吉田祐樹君。

○48番吉田祐樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

質問に先立ち、申し上げさせていただきます。

今週の月曜日に発生した、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震によりまして、府内の交通機関の運休や高速道路の通行どめのほか、電気、ガス、水道などのライフラインが寸断されるなど、都市機能が麻痺する事態となりました。

この地震によって、5名の方々が亡くなり、多くの方々が負傷するという痛ましい事故も発生しております。

改めて、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧が図られますよう、関係者の皆様の御尽力に期待するものであります。

それでは、私は、自民党・道民会議を代表して、当面する道政上の諸課題などについて、順次質問をまいります。

初めに、地方創生についてであります。

道では、喫緊の課題となっている人口減少問題に対処するため、創生総合戦略のもとで各般の取り組みを進めていますが、先日発表された、社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2045年の道内人口が、2015年に比べて26%以上減少し、約400万人になるとされており、今後一層、厳しい状況が続くものと見込まれます。

こうした中で、総務省が発表した、昨年10月1日現在の全国の人口推計によれば、外国人の方々の純流入は、過去最多の約14万7000人に達しており、道内における外国人住民も、4年前に比べて約33%増の約2万8000人となっています。

このたびの推計結果で特徴的なのは、人口減少が進む地方の市町村の中でも、インバウンド観光などで活気づく後志管内の市町村を初め、多くの市町村で外国人の住民が増加していることです。

こうした方々が、単に住民として居住しているばかりではなく、地域の産業を支える担い手となっていることを踏まえると、地方創生を進める上で、海外の成長力や働き手としての能力を取り込むことが有効であることを示唆していると考えます。

道は、こうした最近の外国人住民の増加傾向をどのように受けとめ、今後の地方創生にどう生かしていく考えなのか、伺います。

次に、持続可能な開発目標についてであります。

道では、現在、知事をトップとするSDGs推進本部を設置し、新たなビジョンの策定に向けた検討を進めているところであり、先日の委員会でも、ビジョンの策定に向けた考え方について報告があったところです。

SDGsは、誰一人取り残さない社会の実現を目指して、経済、社会、環境をめぐる広範な課題について統合的に取り組むための世界共通の目標であります。

しかしながら、SDGsの考え方は非常に多くの分野にわたり、行政や団体、企業等の従来の取り組みとどのように異なるのか、わかりづらい面があり、言葉だけが上滑りしたものとなりか

ねません。

SDGsの考え方を幅広い道民や企業の皆さんに共有していただき、道民生活や企業活動にしっかりと根をおろしたものにしていくためには、ビジョンの策定段階から、SDGsに取り組んでいる方々の声を把握し、ビジョンに反映していくと同時に、道内でSDGsの取り組みが活発化するよう、道民や道内企業など、多くの方々のネットワークを広げ、具体的な取り組みを促す環境や仕組みといったものを用意する必要があるのではないかと考えます。

道は、今後、SDGsの取り組みをどのように広げていく考えなのか、伺います。

次に、人手不足対策についてであります。

4月に道内の金融機関が発表した、道内企業の雇用動向調査結果によると、雇用人員判断指数、いわゆる雇用DIは、バブル期の1991年の水準を下回るマイナス55を記録し、深刻な人手不足の状況を裏づける結果となっております。このことは、道内企業にとって、当面する最重要の経営課題となっているばかりではなく、北海道にとっても、貴重な成長機会をつかみ損ねることになりかねません。

道は、就業環境の改善や、女性など多様な人材の活躍等の働き方改革と人材育成施策、さらには、各業種ごとの施策などを相互に連携させ、実効ある人手不足対策に取り組むこととしていると伺っております。

対策の実施に当たっては、一口に人手不足業種と言っても、さまざまな業種、業態があり、例えば介護や保育など、人手不足の改善効果が他の業種の人手不足緩和に大きな影響を与える業種があることに特に留意すべきです。

人手不足対策としての波及効果が高い業種あるいは就労改善への取り組みに関係部局が連携し、重点的な政策資源の投入を行うことによって、政策効果がより大きなものとなるよう努めるべきと考えます。

道は、人手不足対策にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

国は、人口減少が見込まれる中で、一層深刻化することが懸念される人手不足への対応として、先日発表した経済財政運営と改革の基本方針の中で、外国人材の新たな在留資格制度を導入する方針を打ち出しました。

外国人労働力への安易な依存は避けるべきであり、経営革新や新技術の導入等による生産性向上を通じて、人手不足を解消し、需要に応じていける体制を整えることが本来の姿ではありますが、人材確保に関する道内の厳しい現状を考えると、当面は、外国人材の受け入れによって、現在の危機的な状況を乗り切れることもやむを得ない面があると考えます。

道では、今年度から、新たにベトナムとの人材交流事業に着手し、外国人材の受け入れに向けた取り組みを始めていますが、道外においては、従来、官民を挙げて活発な取り組みが進められています。

また、これまで技能実習生の送り出し国となっていた国々においても、経済成長に伴い、年々、所得水準等が向上しており、外国人材の受け入れに関する地域間競争は、今後一層、厳しさ

を増していくものと考えます。

道は、こうした状況をどのように受けとめ、今後、どう対応していく考えなのか、伺います。

次に、国のエネルギー基本計画についてであります。

国では、エネルギー基本計画の改定に向けて、有識者によるエネルギー情勢懇談会や、総合資源エネルギー調査会の分科会などで議論を進めていましたが、この5月に分科会がまとめた、新しいエネルギー基本計画の案では、再生可能エネルギーを、温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障にも寄与できる、重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけ、主力電源化する考え方が示されました。

しかし、現在の再生可能エネルギー価格は、国際的に見ても割高な水準にあり、安定供給面でも課題があることから、主力電源化に向けた課題への対応についても考え方が示されております。

脱炭素化や化石燃料への依存度の低下は、地球温暖化対策の一環として取り組まなければならない重要な政策課題ですが、一方で、道内の現状を見れば、北電の泊原子力発電所の再稼働の見通しが明らかにならない中、道内の電力料金は全国一高い水準となっており、道民生活や企業経営にも大きな影響を与えているのも事実です。

道は、このたびの計画案をどのように受けとめているのか、また、道民生活に不可欠な電力の低廉かつ安定的な確保に向け、原子力や再生可能エネルギーなどの電源構成についてどのように考え、取り組んでいくのか、あわせて伺います。

次に、北海道150年事業についてであります。

道では、ことしが、北海道と命名されてから150年に当たることを、一時代の節目と捉え、オール北海道でこのことを祝い、これまで北海道が歩んできた歴史を振り返るとともに、本道の発展に尽力された多くの方々や、先住民族であるアイヌの皆さんなど、先人の御労苦に思いをいたし、さらに、道民一人一人が新しい北海道づくりに取り組む気概を養う機会となるよう、実行委員会のもとで多彩な取り組みを進めております。

来る8月5日には、北海道150年事業のメインイベントである記念式典が開催される予定であり、報道によれば、天皇皇后両陛下の御臨席も検討されているとお聞きしております。

知事は、こうした動きの中で、このたびの記念式典がどのようなものとなるよう取り進める考えなのか、主催者である知事のこの式典に寄せる思いについて伺います。

次に、ボールパーク構想についてであります。

北海道日本ハムファイターズのボールパークの建設候補地が、北広島市の総合運動公園予定地に決定し、北広島市では、既に、球場のデザインやボールパーク全体の検討、事業の実現可能性の調査などを進める株式会社北海道ボールパークや、JR千歳線の輸送力強化などに向けたJR北海道との協議を始めています。

道でも、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、予定地や周辺道路等のアクセス整備などの協議を開始するとともに、北海道ボールパークと北広島市との3者協議を開催し、スケジュールなど

について協議を行ってきております。

伝えられるところによれば、新球場などについては、平成35年3月の開業を目指しており、本体の球場や関連施設はもとより、観客や利用者の輸送、アクセスなどの施設整備を急ぐ必要がありますが、特に、JR千歳線を活用した輸送力の強化は、この夏を目途に支援策が進められているJR北海道の今後の経営方針に大きな影響を与えるものであり、早急な方向づけが必要です。

道は、北海道ボールパークと北広島市が推進するボールパーク構想をどのように支援していく考えなのか、伺います。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。

札幌市は、昨年11月に、IOCとの対話ステージへの参加を表明し、2026年の札幌招致の可能性を探ってきましたが、先月、JOCに、地元の声や新幹線延伸などを踏まえると、2030年大会のほうが開催の環境が整っている旨を伝え、現在、2030年の招致を視野に入れた協議が進められています。

札幌市は、第2回定例会において、こうした経緯を説明するとともに、道と関係自治体、経済界、競技団体等と協議し、招致を目指す開催時期を判断して、JOCに伝えるとの考えを示しています。

招致の時期は札幌市が判断すべきものですが、大会がもたらす本道全体への影響を考えると、道としても、しっかりとした意見を持つべきと考えます。

道は、冬季オリンピック・パラリンピックは、新幹線の札幌延伸や高速道路網の整備なども視野に入れた、より充実した環境のもとでの開催が望ましいとする札幌市の考え方をどのように受けとめ、今後、どう対応していくのか、伺います。

次に、観光振興についてであります。

国は、国際観光や地域経済の振興などを図るため、カジノを含む複合観光施設、いわゆるIRの整備を進めるため、現在開会中の国会にIR実施法案を提出しており、法案は衆議院で可決され、審議の場は参議院に移っております。

この法案の中では、都道府県等が申請し、国が認定することとなる区域整備計画の数の上限が3計画までとされており、IRの実現を目指す他府県では、こうした法案の動きを待つまでもなく、限りのある認定の取得を目指して、活発な誘致活動を繰り広げております。

一方、道では、これまで、北海道の特徴を生かすことができる統合型リゾートの検討を進めるとして、IR事業者に対する構想調査や、ギャンブル依存症などの社会的な影響等に関する調査など、さまざまな取り組みを実施してきましたが、本道では、対象地域の絞り込みさえ行われていない状況にあります。

道は、本道におけるインバウンド観光の振興や地方創生を重要な政策課題と位置づけていますが、このような国の動きがある中で、知事はどのような考えを持っているのか、伺います。

次に、G20観光大臣会合についてであります。

道は、後志管内の倶知安町などとともに、来年、我が国で開催予定のG20首脳会合にあわせて

開催される関係閣僚会合を、ウインターリゾートとして、近年、国際的にも注目を集めている倶知安町エリアで開催するよう、国に要望してまいりましたが、このたび、関係者の努力が実り、観光関係の大臣会合が当地で開催されることとなりました。

この大臣会合の開催は、豊かな自然景観や、すぐれた1次産品など、本道の優位性や可能性を海外に強くアピールし、北海道のブランド力を高める絶好の機会になるものと期待しております。

道は、このたび開催が決定したG20観光大臣会合を、本道の発展や経済の活性化にどのように結びつけていく考えなのか、伺います。

次に、J R北海道の路線見直しについてであります。

道は、今年17日に、国やJ R北海道、J R貨物、市長会、町村会に呼びかけて、トップレベルでの会議を開催し、J R北海道の路線見直しや経営再建に向けた取り組みについて協議を行いました。

しかしながら、この会議で、J R北海道からは、経営再生の見通しについて、数値に裏打ちされた説明がなく、国からも、支援策の具体的な考え方は示されませんでした。

さらに、この会議の後にJ R北海道が用意した記者会見で、社長は、旅客の輸送密度が200人未満の路線について、J R北海道の当初方針どおり廃止してバス転換したい、それ以外の8路線についても、収支改善が見込めない場合、廃止を含めて検討する方針を表明したと報じられています。

こうした考え方は、道の交通政策総合指針の取りまとめに向けて進めてきた道議会の議論はもとより、地域で積み重ねてきたこれまでの協議の経過とも大きく隔たったものと言わざるを得ません。

これに対し、国土交通大臣は、記者会見で、先ほど申し上げた8線区について、道が取りまとめた指針にある、路線の維持に努めるとの方針を尊重する旨、言明されたとのことでした。

先日、知事は、J R北海道の島田社長と改めて会談の場面を持ったと聞いておりますが、こうした一連の報道が事実であることを確認したのか、事実とすれば、食い違っているJ R北海道と国交大臣の考え方をどのように受けとめており、今後、どう対応する考えなのか、伺います。

知事は、島田社長と会談した際、地方からの支援の効果の検証を大変重視しており、道や市町村が大変厳しい財政状況の中で支援するのであるから、その成果がどのような形であられるのか、J R北海道と体制を組んでしっかりと検証する必要があるとの考え方を示されたと伺っています。

昨日の特別委員会で、我が会派の同僚議員が、この点に関し、検証結果によっては、路線廃止、バス転換という選択肢を視野に入れているのか、道の考えをただしましたが、明確な御答弁をいただけませんでした。

この質問は、このたびの路線問題に向き合う知事の基本的な姿勢にかかわることですので、知事の見解を伺います。

次に、道の文書管理についてであります。

道では、旧優生保護法に基づいて不妊手術を受けた方々の確認作業を進めておりますが、現在のところ、手術の実施が確認できた方々は1314人とどまっており、統計との差に相当する1279人分の資料を発見するための調査が続けられているところです。

道の公文書管理規則によれば、公文書は、歴史資料として重要なものを除き、原則として、保存期間経過後に廃棄することとされています。

公文書に保存期間を設ける考え方は、文書を紙で保管することを前提としたものと考えますが、今回発見された1314人分の公文書のほとんどがマイクロフィルムで保管されていたものと聞いております。

最近の情報通信技術を用いれば、さらに容易に大量の文書を安定的に長期保管することも可能であり、紙以外の電子媒体で永年保存することを原則とすれば、今回のような問題の再発防止にも役立つと考えます。

また、紙で公文書を厳重に管理するという考え方や、廃棄処分するか否かの判断を、公文書管理の専門家ではない一般職員に委ねる考え方は、道が進めようとしている内部業務の減量化にとっても望ましい方法ではありません。

道は、このたびの事例を契機として、道の公文書管理に関する原則的な考え方を抜本的に見直すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、津波災害についてであります。

国の地震調査委員会は、十勝沖から択捉島沖までの千島海溝沿いで発生が見込まれる地震について、従来の長期評価を昨年12月に見直し、最大想定規模をマグニチュード9クラスとするともに、その発生可能性を、切迫しているとする新たな評価を発表しました。

地震に伴う津波被害等が想定される市町村では、津波対策法に基づく避難計画の策定が進められており、特に、以前から大規模な津波が想定されている太平洋沿岸では、全ての市町村で避難計画の策定が完了していると伺っております。

しかし、これまでのさまざまな自然災害の例を見ると、避難計画があっても、計画どおりの避難が実際に行われたとは必ずしも言えない状況がしばしば見られます。

このたびの地震調査委員会の新たな長期評価を契機とし、今後は、現行の避難計画が実情に即したものとなっているのか、具体的に検証し、実効性の確保を図っていく必要があると考えます。

道は、このたびの長期評価の見直しを踏まえ、どのように対応していく考えなのか、伺います。

新たな津波被害に備えるためには、これまでの被害の実態や、復旧、復興の歩みなど、津波に関する記憶を風化させることなく、次の世代にしっかりと伝えていくことが重要であります。

道外では、沖縄県、高知県が、国や国際機関などとの共催で、「世界津波の日」にちなんだ高校生サミットを開催しており、和歌山県もことし10月末から開催する予定と伺っております。

巨大な津波によって奥尻島や渡島半島などが大きな被害をこうむった北海道南西沖地震が発生してから、ことしで25年を迎えます。

道は、こうした津波の記憶を後世に伝える意味でも、先ほど紹介した高校生を対象とした国際的なイベントに積極的に取り組み、津波防災意識の啓発や、国土強靱化を担う人材の育成に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

次に、災害救助法の改正についてであります。

国は、従来、大規模な災害等の際に都道府県が担っていた、避難所や仮設住宅の設置、さらには、支援物資の分配等の救助活動に関する権限を政令市に移譲できることなどを内容とする災害救助法の改正法案を、先日、可決成立したところであります。

一昨年熊本地震のような、都市部を直撃する大規模災害の際には、道や政令市を初めとする関係機関が連携を密にし、被災者の救助、被災地への支援がタイムリーかつ円滑に実施される必要がありますが、道内で唯一の政令市である札幌市との間で、大規模災害時の救助活動等に関し、これまで、どのような連絡や調整が行われ、調整に課題はなかったのか、また、道は、現在の札幌市と道との関係を踏まえたとき、このたびの法改正をどのように受けとめ、どう対応する考えなのか、伺います。

次に、下水道の整備についてであります。

道では、これまで、公衆衛生の向上や水域の環境保全を図り、住みよい生活環境を維持するため、全道みな下水道構想を策定するなどして、下水道等の汚水処理施設の整備に取り組んでまいりました。この結果、平成28年度末現在の下水道処理人口普及率は90%を上回っており、相当程度、普及は進んだと判断してよい水準にあると考えます。

一方、市町村の下水道経営の状況を見ると、多くの市町村で、使用料収入だけでは運営費用を賄えず、一般会計からの繰り入れなどで補填されているケースが少なくありません。

また、施設整備から相当の年数が経過し、更新期を迎えている施設も多くなっており、今後、人口減少が見込まれる中、住民にとって最も身近で基本的な行政サービスである下水道事業をいかに適切に維持していくかは、多くの市町村にとって重要な政策課題となっております。

こうした中、政府の財政制度等審議会では、下水道施設に係る社会資本整備総合交付金等を未普及地域の解消などに重点化する考え方が示されており、改築、更新に充てる事業予算の抑制が懸念されることから、地域からは、将来の下水道事業の安定的、持続的な運営に支障を来しかねないと危惧する声が寄せられております。

道は、こうした事態をどのように認識し、どう対応する考えなのか、伺います。

次に、国民健康保険についてであります。

4月からの国民健康保険制度の改革に伴い、道は、市町村とともに、保険者として、全道で5000億円規模の国民健康保険財政の運営を担っておりますが、国民皆保険制度の柱であるこの制度を安定的に運営していくことは、道民の安全、安心を確保する上で極めて重要であります。

市町村では、道が2月に市町村別に示した納付金額に基づき、今年度の保険料率を決定する手

続などを進められておりますが、道民の約4分の1が被保険者となっている国民健康保険の保険料が制度改革でどのように変わるのか、注目が集まっているところであります。

道は、制度改革による市町村の保険料水準の変動の状況や被保険者の方への影響をどのように認識し、運営方針で目標に掲げている、平成35年度の保険料水準の統一に向けて、どう取り組みを進めていく考えなのか、伺います。

次に、地域医療構想についてであります。

道では、今後の医療のあり方について、主に青壮年期を対象とした病院完結型の医療から、住みなれた地域や自宅での生活を支える地域完結型の医療に重点を移し、バランスがとれた医療提供体制の構築を目指すこととし、平成37年における病床機能ごとの必要量や、実現のための病床機能連携等の促進、在宅医療等の充実、医療従事者等の確保などの施策の方向性を示した北海道地域医療構想を平成28年12月に策定しております。

構想では、その実現に向けて、毎年度、病床機能報告制度における報告内容などを検証し、取り組みを進めるとしてありますが、道は、構想策定から1年半が経過した地域医療の現状をどのように認識し、どう取り組んでいく考えなのか、伺います。

地域医療構想では、医師の確保養成等の具体的な取り組みとして、医師が不足する道内の地域の公的医療機関で、将来、医師として勤務する者に修学資金を提供する、いわゆる地域枠制度の安定的な運用を図ることとしております。

国の緊急医師確保対策や、経済財政運営と改革の基本方針により、平成20年度から、地域枠制度などによる医師の定員増が認められ、地域枠制度に修学資金貸付制度が設けられており、道では、毎年度、32名の新入生が利用できることとなっております。

しかし、報道によれば、今年度、新たにこの制度の対象となった北海道大学では、応募がない状況が続いていると伝えられており、医師偏在対策の柱として期待される地域枠制度の先行きが危惧されるところであります。

道は、地域枠制度の安定的な運用に向けて、今後、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、旧優生保護法についてであります。

旧優生保護法のもとで強制不妊手術を受けられた方々の救済に向けて、国会では、先ごろ発足した、自民、公明の両党の議員から成る与党ワーキングチームなどが、都道府県における問い合わせ窓口の設置や、実態把握のための調査を国に求めるとともに、来年の通常国会での、議員立法による、救済のための法案の提出に向けて、活発な議論が始まっていると報じられております。

道においても、市町村、医療機関などへの、関係資料の保全や調査の依頼、道の相談センターの設置などといった取り組みを進めており、センターには、これまでに90件を超える相談が寄せられているとのことでもあります。

この件に関して、手術の実施が確認できない方や亡くなられている方への対応など、多くの困

難な課題があり、また、関係者の高齢化が進んでいることから、迅速な対応が求められますが、道は、今後、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、主要農作物種子の取り扱いについてであります。

第1回定例会での我が会派の代表質問で、知事は、予算の確保や、要綱、要領等の整備により、主要農作物種子法の廃止後においても、生産者が安心して営農に取り組めるよう、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確保に万全を期すると答弁され、その後の質疑でも、今後、課題となっている地域における種子生産体制の強化や、原原種の保管体制の整備に向けた調整などに取り組み、4月からの実施状況の検証や他府県の取り組みを踏まえ、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、新たなルールづくりに取り組むとのことでした。

道は、生産現場などの実情を踏まえ、本道が、国内で最大の食料基地として、食料供給の使命をしっかりと果たしていくためにも、農業者や消費者の多様なニーズに対応できる種子の安定供給に向けて、担うべき役割、責任などを明確に示す必要があります。

道として、生産現場などの意見を丁寧に聞くなどした上で、これを踏まえ、関係団体とも十分協議し、安全で優良な種子の安定供給に向けたルールづくりを慎重に進める必要があると考えます。

道は、平成31年度以降の主要農作物の種子生産の取り扱いにどのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、水産資源の適切な管理についてであります。

本道の水産業、漁村を取り巻く情勢は、漁業生産の大幅な減少、就業者の減少、高齢化に加え、国際情勢や国内の社会経済情勢の変化などにより、一層厳しさを増しており、漁業を初め、水産加工業等の関連産業への影響や、漁村地域の活力の低下などが懸念されております。

道が3月に策定した第4期水産業・漁村振興推進計画では、喫緊の課題である、漁業生産の早期回復と安定化や、漁業経営体の収益性の向上と人材の育成などに重点的に取り組み、将来にわたって発展できる水産業の体質強化を目指して、栽培漁業や適切な資源管理の取り組みを積極的に推進するとしております。

農林水産業・地域の活力創造プランでは、水産政策の改革の方向性として、国際水準の資源評価の実施や、主要資源は、漁獲可能量、いわゆるTACの設定などによるアウトプットコントロールを基本に、漁船の規模や漁具の制限などによるインプットコントロール、網目の大きさや漁期の制限などによるテクニカルコントロールを組み合わせることで実施すること、栽培漁業は、資源管理上、効果があるものを見きわめて重点化することなどが示されております。

新たにTACの対象となるクロマグロへの対応など、多くの課題もありますが、本道の水産業が今後とも水産物の供給基地としての役割を果たしていくため、道は、水産資源の適切な管理にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、林業大学校の設立についてであります。

本道の林業・木材産業を担う人材の育成に向けて、道は、3月に林業大学校基本構想を策定

し、有識者による検討会議や、誘致要請等があった地域との意見交換を行うなど、取り組みを進めていますが、目標とする平成32年4月開校のためには、今年度中に設置条例を制定して、生徒募集に取り組まなければならないものと考えます。

基本構想では明らかにされなかった、広域的な運営体制などの具体的な姿が取りまとめられ、講義や基礎実習などを行う拠点、実践的な実習などを行う地域拠点の要件などが示されましたが、拠点となる地域名までは示されておらず、運営体制の構築や、各拠点の特性を踏まえた北海道らしいカリキュラム体系づくりを進める上でも、取り組みを加速する必要があります。

これまで、林業生産が活発な10を超える地域から、誘致の養成や提案が寄せられておりますが、この思いに応えるためにも、公平性や透明性に配慮し、それぞれの地域特性などを十分に踏まえて、取り組みを進めることが求められます。

道は、林業大学校の設立に向けた当面の取り組みをどのように進めていくのか、伺います。

次に、教育問題について伺います。

初めに、地域の発展を担う人材の育成についてであります。

我が国の人口は、平成20年の約1億2800万人をピークに、減少に転じておりますが、本道では、平成9年の約570万人をピークに、早い段階から減少が続いており、若者の人口動態も、道内各地から札幌へ、札幌から本州へといった人口流出の傾向が続いています。

このような状況が、地域における産業の担い手不足やコミュニティー機能の低下など、道民生活にさまざまな影響を及ぼしており、これらの課題を解決するため、地域人材の育成を担う教育の役割が重要になっております。

道教委では、今年度から、ふるさと・みらい創生推進事業として、高等学校の生徒が、市町村の行政機関や企業、地域と連携協働して地域の課題の解決に取り組むプロジェクトを進めておりますが、プロジェクトの推進に当たっては、高校卒業後に就職する者はもとより、大学に進学する者も、卒業後に道内の各地域で活躍するきっかけとなるような体験とすることが大切と考えます。

道教委は、地域人材の育成に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

最後に、部活動のあり方に関する方針についてであります。

国では、中学、高校の段階において、生徒にとって望ましい環境で、地域や学校の実態に応じ、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを3月に策定しております。

その中で、教育委員会や学校法人等の学校設置者、学校は、ガイドラインをもとに、持続可能な運動部活動のあり方を検討し、改革に取り組むこと、都道府県は、設置者が行う改革に必要な支援等に取り組むこととされ、都道府県、学校設置者、学校が、それぞれの方針を策定して、取り組みを進めるよう求めています。

方針の策定に当たっては、文化部活動における休養日等の設定なども、ガイドラインに準じた取り扱いが求められ、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」との関係、本道の

部活動の特性への配慮などについても検討が必要であり、私立学校所管部との緊密な連携のもとでの取り組みが求められます。

道教委は、道内の中学校、高等学校における部活動の現状をどのように認識し、部活動のあり方など、方針の策定に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）答弁に先立ちまして、一言申し上げます。

このたびの大阪府北部を震源とする地震により犠牲になられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、吉田祐樹議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、地域創生における外国人材の活用などについてであります。本道では、インバウンドや外国資本による投資の拡大などに伴い、倶知安町、ニセコ町といったリゾートエリアにおいて外国人住民が増加するなど、外国人材が経済面での活性化を支える重要な担い手となっている地域もあると認識いたします。

このような中、国においても、地方公共団体における外国人材の活動の幅を広げる特例の創設や、外国人留学修了者の中小企業等への就職促進に向けた在留資格手続の簡素化などが検討をされているところであります。

道といたしましては、こうした国の動向も踏まえ、地域創生の取り組みをより一層加速させるため、観光振興や国際交流などの分野で外国人材の効果的な活用が図られるよう、環境整備への支援など、グローバル化に対応しながら、さまざまな方々が活躍できる地域づくりを進めてまいりる考えであります。

次に、SDGsの取り組みについてであります。SDGsの推進に当たっては、道民の皆様を初め、市町村や企業、団体、NPOなど、多様な主体の理解と参画が広がり、幅広い分野や地域でさまざまな取り組みが展開されることが重要であります。

このため、道では、年内を目途に、SDGsの推進の基本的指針となるビジョンを策定することとし、このたび、その骨子案を取りまとめたところであります。

今後、関係団体や実践者、有識者による懇談会を開催し、その御意見などもお伺いしながら、ビジョンの検討を進めてまいります。

また、官民が一体となったSDGsの広範な取り組みの推進に向け、個人や企業、団体、行政機関等の方々が情報を共有し、連携協働する新たなネットワーク組織を立ち上げるなど、SDGsの推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、人材の確保についてであります。本道においては、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行し、さまざまな業種で人手不足が顕在化してきており、本道経済の持続的発展に向けて、産業を支える人材の確保が喫緊の課題となっております。

このため、道では、働き方改革推進方策に基づき、育児や介護のために離職した女性、高齢者

の方々など、多様な人材の活躍、就業環境の改善や生産性の向上を図るとともに、本年3月に立ち上げた人材確保対策推進本部において総合的な調整を行い、合同企業説明会、職場見学会、インターンシップなどを通じた業界等の情報や魅力の発信、優良事例の普及による働きやすい環境整備の促進、業務の省力化や効率化への支援などの人材確保に向けた取り組みを、関係部局の連携のもと、全庁が一体となって効果的に展開をしております。

次に、外国人材の受け入れについてであります。グローバル化の進展や外国人観光客の増加に加え、建設、介護、農業といったさまざまな業種で人手不足となっている状況の中、国際的視野や、専門的な知識、技能を有する外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になると考えるものであります。

道といたしましては、外国人留学生の道内での就職の促進に向け、経済団体などと連携をし、道内企業の魅力発信やマッチング支援などを実施するとともに、外国人技能実習生が安心して技能を習得できるよう、制度の適正な運用について周知や啓発に努めるなど、国における新たな在留資格の創設に向けた動きを注視しつつ、道内外の地域や業界の状況を踏まえながら、本道において、より多くの外国人材に活躍してもらえよう取り組んでまいります。

次に、エネルギー基本計画についてであります。今回の計画案では、現行の2030年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すとしたほか、2050年を見据え、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、固定価格買い取り制度からの早期自立などを図るとともに、可能な限り原子力発電への依存度を低減するなど、今後のエネルギー政策の基本的な考え方を示したものと認識いたします。

道内では、泊発電所が停止する中、全国的にも高い水準の電気料金が、道民生活や道内経済に大きな影響を及ぼしているところであり、地域の暮らしと産業の発展に向け、特に、積雪寒冷な本道においては、安価で安定的な電力の供給に万全を期することが重要と認識するものであります。

暮らしと経済の基盤である電力については、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、さまざまな電源の特性が生かされた多様な構成とすることが必要と考えるものであり、私といたしましては、今後とも、徹底した省エネルギーの実現、地域や企業の皆様と連携をしたエネルギーの地産地消の推進などに取り組んでまいります。

次に、北海道150年記念式典についてであります。本道は、縄文やアイヌなどの独自の歴史と文化を有し、今日の北海道を築き上げるために心血を注いでこられた先人の方々の熱意と大変な御努力によって、多様性に満ちた地域へと発展を遂げてきたものと認識いたします。

8月5日に開催予定の記念式典においては、将来を担う若い世代を含め、幅広く多くの皆様に御参加をいただき、北海道命名から150年の歳月の中で育まれてきた誇るべき歴史や文化を振り返り、感謝するとともに、映像や青少年の誓い、若者によるパフォーマンス等を通じて、未来の姿を展望するものとなるよう検討を進めているところであります。

こうした式典に天皇皇后両陛下の御臨席が実現することがあれば、大変光栄なことであり、多

くの道民の方々の心に残るよう、私といたしましては、次の50年、100年を見据えて、互いを認め合う共生の社会を目指す北海道づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、ボールパーク構想に対する支援についてであります。日本ハムファイターズの新球場の建設候補地が、本年3月に北広島市に決定されたところであり、これを受け、道では、4月に、庁内の関係部から成るプロジェクトチームを設置し、支援、協力の内容の検討、調整を進めるとともに、5月には、3者による協議の場を設け、支援の具体化に向けて、北広島市、株式会社北海道ボールパークとの協議を開始いたしましたところであり、

道といたしましては、庁内の関係部が一体となって、北広島市や球団などとの連携を密にし、交通アクセスの向上に資する道路整備の検討を進めるとともに、鉄道輸送力の強化に向けたJR北海道への働きかけなど、ボールパーク構想の実現に向け、必要な支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックの招致に関してであります。2026年冬季大会の招致については、昨年11月から、札幌市がIOCとの対話ステージに参加しているところでありますが、現在、札幌市では、まちづくりとの連動などの観点から、2030年招致への変更も視野に入れた検討を行っていると理解いたします。

道といたしましては、この一大イベントを最大限に活用して、交通アクセスやまちづくりなどの整備充実を図るとともに、世界じゅうから訪れる選手やお客様を最高のおもてなしでお迎えできる時期に招致することが重要であると認識するものであり、今後、冬季オリンピック・パラリンピックの最適なタイミングでの開催の実現に向けて、札幌市はもとより、関係自治体、経済界などとの情報共有や連携を一層進めてまいりたいと考えております。

次に、IRについてであります。現在、国会において審議されているIR整備法案の成立後は、国が進める本格的なIRの導入プロセスの中で、誘致を目指す全国の自治体や民間企業の動きも一層活発になるものと認識するものであります。

IRの導入については、観光振興や地域経済の活性化など、本道のさらなる発展の原動力になることが期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症などの社会的影響も懸念されるところであります。

私といたしましては、道議会はもとより、有識者を初め、幅広い方々の御意見を伺いながら、本道にふさわしいIRのあり方や、優先すべき候補地のほか、社会的影響対策などについて、さらに検討を進めることとし、IRの誘致については、なお時間を要するところではあります。時期を逸することなく、適切に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、G20観光大臣会合についてであります。2019年に、主要先進国や新興国の首脳が参加するG20サミットの日本開催が予定される中、去る4月初旬に開催が決定された倶知安町での観光大臣会合は、開催地を初め、本道におけるインバウンドの加速化など、地域創生の実現に向け、重要な意義を持つものと認識いたします。

道といたしましては、今後、地元自治体や経済界、産業界などで構成する推進会議を立ち上

げ、官民が一体となって、北海道らしいおもてなしや各種PRの取り組みを行うことを通じ、本道のすぐれた自然環境、安全で良質な食の魅力などについて、来道される各国の参加者などに広くアピールをし、北海道のブランド力を一層高めることにより、世界に輝く北海道の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、JR北海道等の考え方についてであります。6月17日に開催した関係者会議の終了後におけるJR北海道の社長の発言に対しては、沿線自治体の皆様方などから、厳しい御指摘や不安の声が寄せられており、私も、一昨日の20日に、JR北海道の社長から直接その真意を確認いたしましたところであります。

JR北海道の社長からは、道の交通政策総合指針を重く受けとめるとともに、維持困難線区問題の解決に当たっては、地域の皆様との合意を形成の上、問題を解決する方針に変わりがないことや、輸送密度が200人以上2000人未満の線区については、鉄道の維持に向けて全力を挙げる方針であるとの発言があったところであります。

道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向けては、本年3月に、道議会での御議論を踏まえて策定した指針の考え方を踏まえて取り組む考えであり、国土交通大臣から、先日の会見で、道の指針を尊重する旨の考えが示されたところでもあります。

今後、JR北海道においては、指針の考え方を十分に踏まえ、地域と真摯に向き合い、丁寧な議論を積み重ねた上で、本道の将来を見据えた鉄道ネットワークのあり方について、方向性を見出していくことが何より重要であると考えているところであり、引き続き、さまざまな機会を通じて、JR北海道に強く求めてまいります。

次に、道の考え方についてであります。道では、本年3月に、道議会での御議論をいただきながら、北海道新幹線の札幌開業が予定される2030年度を目標年度とする交通政策総合指針を策定いたしましたところであり、持続的な鉄道網の確立に向けては、鉄道の維持に努めるとした、維持困難線区に関する考え方をもとに、道としては、地域の皆様と、存続を前提とした検討協議を尽くしていくことが重要と考えるものであります。

道といたしましては、これまで、私を初め、道幹部が地域に入り、地域における鉄道網のあり方について、将来の地域づくりと一体的に検討を行ってきているところであり、今後とも、地域の皆様のお考えを十分にお伺いしながら、地域交通の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、公文書の管理についてであります。道においては、職員間の情報の共有や、情報公開に関する道民の皆様への利便性の向上、さらには、紙文書の削減を目的として、平成15年度から、総合文書管理システムを導入し、電子データによる公文書の一元的な管理を行っているところであります。

電子データを無期限に保存することが実現できれば、道民の皆様の知る権利の保障に資するとともに、保存年限による文書の振り分けや廃棄の手間が不要となるなどのメリットも考えられますが、一方で、記録媒体の劣化やファイル形式の旧式化など、ハード、ソフトの両面にお

いてさまざまな課題があり、国においても、このような技術的な課題について調査研究が続けられていると承知をするものであります。

道といたしましては、御指摘のあった見直しの方向性を含めた公文書管理のあり方について検討を重ねるとともに、引き続き、道民の皆様の共有財産である公文書の適切な管理に努めてまいります。

次に、津波防災対策についてであります。津波被害が想定される市町村においては、住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、法に基づき、避難場所や避難の経路などを定めた避難計画を整備することが求められているところであり、現在、道内で対象となる83の市町村のうち、その94%において策定されているところであります。

一方、こうした避難計画は、津波情報が発令された場合において、住民による避難の実効性が確保されることが重要であり、日ごろから、訓練の実施等を通じて、不断の検証、見直しが必要と考えるところであります。

このため、道といたしましては、計画が整備されていない市町村に対し、速やかな策定を強く促すほか、専門家派遣事業などを活用しながら、津波避難計画に基づく訓練の実施や検証等を働きかけるなど、本道における津波防災対策の充実強化を図ってまいります。

次に、津波に関する意識の醸成などについてであります。これまでの津波災害の教訓を踏まえますと、津波は、地震発生後、短時間で到達するおそれがありますことから、自己の判断により直ちに避難することが何より重要であり、こうした教訓を道民の皆様方に御理解いただくため、これまでも、地域で行われる防災訓練や研修、講話を初め、小学校での授業などを通じて普及啓発を図り、地震・津波災害への住民の方々の意識向上に取り組んでまいっているところであります。

「世界津波の日」高校生サミットは、本道の未来を支える若者たちが、津波の脅威とその対応などを世界の若者たちとともに学ぶ貴重な機会であり、津波防災意識の向上や、国土強靱化を担う人材の育成にもつながると認識することから、道といたしましては、本道での開催について検討してまいる考えであります。

次に、災害救助法の改正についてであります。法が適用される大規模災害時においては、救助の実施主体である道はもとより、国や自治体など防災関係機関の緊密な連携のもと、救助活動が迅速かつ的確に行われることが重要であります。

札幌市での災害における救助については、法に基づき、避難所の設置、仮設住宅の建設などについて、道から市への事務委任により対応することを基本とし、訓練等を通じて、その有効性を互いに認識してきたところであります。

このたびの法改正は、政令指定都市も救助の実施主体になることを可能とするものであります。私といたしましては、被災された方々の目線に立った災害対応が何よりも重要と考えることから、札幌市を初め、陸上自衛隊など防災関係機関と、救助活動のあり方について検討を始めたところであり、今後、さらに協議を重ね、本道における迅速かつ的確な救助体制の構築に向けて

取り組んでまいりる考えであります。

次に、污水处理施設に対する国の支援などについてであります。北海道の下水道は、151市町村で供用が開始されており、その処理人口普及率は90.9%と高い水準となっておりますが、近年は、施設の長寿命化対策のおくれが課題となる中、昨年度、国の財政制度等審議会において、国の支援については、未普及の解消と雨水対策に重点化する方針が示されましたことから、今後、道内の下水道施設の機能維持や持続的な運営に支障を来すことが懸念されるところであります。

道といたしましては、道民の暮らしや経済に重大な影響が生ずることのないよう、污水处理施設の共同化や新技術の導入など、下水道事業のさらなる効率化を推進するとともに、施設の改築、更新に係る財政支援の継続や、必要な予算の確保について、全国知事会、関係市町村と連携をしながら、国に対して強く要望をしてまいります。

次に、新たな国保制度における保険料水準についてであります。平成30年度の各市町村の保険料は、約半数の市町村が制度移行前の水準を維持するなど、保険料の急激な変化による加入者への影響などに配慮する決定がなされたものと考えるところであり、市町村間で保険料水準にまだ一定程度の差はあるものの、その差は縮小したところであります。

道といたしましては、今後とも、加入者負担に配慮しつつ、保険料水準の平準化が図られるよう、市町村と十分協議を行いながら、連携して、生活習慣病の予防など、医療費適正化の取り組みや収納率向上対策などを進め、国保制度を将来にわたって安定的に運営できるよう努めてまいりる考えであります。

次に、地域医療構想についてであります。道では、これまで、医療機関相互の役割分担や連携体制の構築などを進めるため、圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議において、地域の現状、課題を共有し、議論を進めてきたところであり、今後は、その議論をより深めていくことが重要であります。

今後、構想の実現に向けた工程表である構想推進シートについて、進捗状況を検証して更新するほか、本年度は、21の全ての圏域において地域医療構想に関する説明会を開催し、各医療機関の機能や患者の受療動向などを情報提供するとともに、地域の関係者の方々と、具体的な議論を丁寧に積み重ねるなどして、地域の実情に即した医療提供体制の構築に取り組む考えであります。

次に、地域枠制度に係る医師養成確保修学資金についてであります。広域分散型で、医師不足が深刻な本道において、医師の地域偏在の解消を図る上で、地域枠制度は有効な手だてと認識をいたします。

こうした中、修学資金については、本年度から、札幌医大、旭川医大に加え、新たに北大の医学部入学者も対象として貸し付けることとし、道のホームページの活用はもとより、医育大学と連携して説明会を開催するなどし、募集してきたところであり、引き続き、こうした取り組みを進めることといたしております。

さらに、来年度以降の医学部入学を目指す方々に向け、道内の全ての高校や道内外の予備校に対して修学資金の概要を配付するなど、周知方法に工夫を加えるなどして、積極的に利用されるよう取り組み、実効性の高い医師確保対策を行ってまいりたいと考えています。

次に、旧優生保護法に係る今後の対応についてであります。道では、手術を受けられた御本人や御家族のお気持ちに寄り添った対応が何より重要との認識のもと、これまで、相談センターの設置や、個人名の判明につながる保存資料の調査などを行ってまいりました。

こうした中、手術を受けた方の氏名の多くが不明であることや、相談される方は御親族が多いことなどから、今後、御本人がお亡くなりになっている場合、道に対する情報開示請求者の範囲を親族まで拡大するとともに、国に対し、資料の有無によらない公平な救済の早期実施などを要請しているところであります。

道といたしましては、当事者の方々が御高齢となっている現状を踏まえ、必要な措置が早期に講じられるよう、全国知事会においても国への要請を実施するよう提案することを含め、救済に向けた取り組みを一層推進していくと考えています。

次に、主要農作物の種子の安定供給についてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、持続的に発展していくためには、稲や麦、大豆といった主要農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠と考えるものであります。

このため、平成30年度は、種子の生産や審査などに係る要綱等の整備を進め、必要な予算を確保し、種子の供給を図っていくところであります。

平成31年度以降に向けては、30年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえた上で、種子生産に対する、道や農業団体、生産者等の役割、責任を明確化するとともに、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、生産現場や関係機関・団体等からの意見、議会での御議論などを十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

次に、水産資源の適切な管理についてであります。本道の漁業生産は、アキサケなどの主要魚種の減少に加え、海洋環境の変化などにより、2年続けて100万トンを下回っているところであり、道といたしましては、資源の適切な管理や栽培漁業の推進などにより、漁業生産の早期回復を図ることが重要と考えるものであります。

このような中、国は、水産政策の改革の方向性を打ち出し、資源評価の高度化を図り、TACによる数量管理を基本とした新たな資源管理システムの構築などを進めることとしているところであります。

道といたしましては、地域の漁業の実態を踏まえたTAC制度の運用などを国に求めるとともに、漁業者による自主的な資源管理の取り組み、環境の変化に対応した栽培漁業や漁場整備を推進するほか、漁業共済制度等の活用により、漁業経営との両立を図るなど、今後とも、本道が水産物の供給基地としての役割を果たしていけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、林業大学校の設立に向けた取り組みについてであります。道では、本年3月に策定

をした基本構想の具体化に向け、公平性、透明性を確保する観点から、有識者や、提案をいただいた地域との意見交換を重ね、このたび、全道各地の特性を生かした運営体制や、幅広い知識と実践的な技術を学ぶカリキュラムの体系などを、具体的な姿として取りまとめたところであります。

道といたしましては、道議会での御議論や有識者からの御意見を踏まえ、広く道内外から学生を確保し、地域に根差した人材を効率的、効果的に育成するため、2年間で、基礎的な知識、技術から実践力まで、段階的に身につけるカリキュラムや、講義、実習の拠点の設置場所などを明らかにした基本計画を早急に示すことができるよう、地域との意見交換を行い、取り組みを加速化してまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）吉田祐樹議員の御質問にお答えをいたします。

教育問題に関し、まず、地域を担う人材の育成についてであります。本道が、人口減少等の課題を乗り越え、地域創生を実現していくためには、産業教育はもとより、地域の人材育成を担う教育の役割が重要であり、道教委では、児童生徒が、地域の人々の生き方や産業などに触れる学習を通して、地域への理解を深め、みずからの生き方について考えるといった、いわゆるキャリア教育の充実に取り組んできたところです。

本年度は、新たに、高校生が、地域の課題を解決するための取り組みを企画立案し、地元の市町村や企業などのさまざまな立場の方々と協働して、地域課題の解決に主体的に参画する北海道ふるさと・みらい創生推進事業を実施することとしており、多様な進路希望を持つ高校生に対し、これからの時代に求められる課題解決能力や、地域社会の一員としての意識を育むことを通して、地元への愛着や誇りを持ち、地域を守り支えていく人材の育成に努めてまいる考えでございます。

次に、部活動のあり方についてであります。中学校や高等学校などにおいて行われる部活動は、スポーツ、文化などに親しませ、責任感や連帯感の涵養等、学校教育が目指す、資質、能力の育成に資するものであり、道内の各学校で熱心に取り組まれております。

一方で、部活動を担当する教員からは、休養日を設けないと、生徒の気力、体力が回復しない、学校の小規模化による教員の減少に伴い、顧問の負担が増加しているなどの意見もあるところです。

道教委といたしましては、このたびの国のガイドラインを踏まえ、生徒の心身の健康管理を初め、教員の負担軽減等の観点も十分に考慮した、部活動のあり方に関する方針等を本年度中に策定することとしているところであります。

このため、改めて、部活動休養日等の実施状況を把握するとともに、校長会、中体連、高体連、PTA等で構成する部活動関係者会議などで議論を重ね、知事部局とも連携しながら検討を進め、本年9月ごろには素案を、11月ごろには案を道議会にそれぞれお示しし、学校への周知期

間を確保した上で方針を策定し、生徒の視点に立った部活動の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 吉田祐樹君。

○48番吉田祐樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長からそれぞれ答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり、指摘を交えながら、再質問をさせていただきます。

初めに、地方創生等についてであります。

ただいま、知事からは、国の動向も踏まえ、外国人材の効果的な活用を含め、多くの方々が活躍できる地域づくりを進めるとの答弁がありました。待ちの姿勢では、人口減少が進む地域に活力を取り戻すことは困難と考えます。

どのような方々が、どのような役割を担って活躍していくのかといったビジョンを持って国に提案していくような積極性が求められることを指摘しておきます。

また、産業人材としての外国人材の受け入れについては、既に、国内外の他地域との競争が始まっていると言っても過言ではなく、対応が急がれますが、その一方で、地域や業界の状況はさまざまであり、受け入れに伴う無用の社会的摩擦やあつれきを生じさせないためにも、それぞれの実情に即した丁寧な対応に十分留意すべきことも指摘しておきます。

次に、道の文書管理についてであります。

答弁では、指摘を踏まえて、公文書管理のあり方について検討を重ねるとのことでしたが、保存媒体の劣化など、さまざまな課題があり、国も調査研究していることにあえて触れるなど、道は、依然として、公文書の永続的な保存に消極的な姿勢と受けとめざるを得ません。

答弁にもあったとおり、公文書は、道民共有の財産であり、道行政の的確性や妥当性を将来にわたって検証し確認する上でも極めて重要なものであります。

紙で保存するという旧態依然とした発想に執着することなく、ICT技術が高度に進歩した21世紀にふさわしい文書管理のあり方を早急に道民に示すべきであることを指摘しておきます。

我が会派の同僚議員の多くが、適切な文書管理や業務の減量化につながるICTの活用に強い関心を寄せており、現在、会派内で活発な議論などを進めているところであります。

今後も、道の文書管理を初めとする行政管理機能がよりよいものとなるよう、関係の皆さんと議論を深めてまいりたいと考えておりますので、あらかじめ申し上げます。

次に、津波災害についてであります。

以前から、南海トラフを震源とする巨大地震の被害が想定されていた高知県では、住民一人一人が自宅周辺の防災マップを自分で作成することができるホームページを開設するなど、住民のそれぞれの実情に即した、きめ細かい取り組みが進められております。

こうした先進県の事例を参考にしながら、より具体的で確実な避難行動に結びつくよう、取り組みの強化に努めるべきであります。

また、このたびの大阪での地震では、倒れたブロック塀の下敷きになった9歳の女子児童が犠牲となる痛ましい事故が発生するなど、多くの方々が被害をこうむりました。

津波に限らず、地震によって予想される災害の未然防止に向けて、施設管理者は、日ごろから、点検、補修に取り組むなど、道はもとより、各管理者がそれぞれしっかりと役割を果たしていく必要があることを指摘しておきます。

次に、部活動のあり方に関する方針についてであります。

国は、3月に策定した、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、都道府県には、運動部活動の在り方に関する方針を、学校の設置者には、設置する学校に係る運動部活動の方針を、校長には、学校の運動部活動に係る活動方針を速やかに策定すること、さらには、中学校、高等学校等では、運動部活動に係る活動方針や、年間、月間の活動計画等を学校のホームページ等で公表することなどを要請しております。

ガイドラインでは、成長期にある生徒が、運動や食事、休養、睡眠のバランスがとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医学等の観点を踏まえ、休養日や一日の活動時間の設定基準などが示されており、道教委では、これらの点を考慮して、本年度中に、部活動のあり方に関する方針等を策定するということですが、限られた時間の中での取り組みは拙速なものとなりがちなことから、学校現場などに混乱を来さないか、危惧するところであります。

今回の取り組みでは、最初に、国のガイドラインにのっとり道の方針の策定、次に、学校設置者の学校方針の策定、最後に、学校の活動方針の策定という流れとなり、その上で、学校は、年間の活動計画や毎月の活動計画、活動実績を作成し、ホームページ等で公開するということを目指しておりますので、この一連の作業が学校現場にしわ寄せされ、十分な検討がなされないまま、形式的な方針等が策定されてしまうことがないように指摘しておきます。

次に、観光振興についてであります。

I R実施法案が衆議院を通過し、今国会中にも成立する可能性があるという段階に至っております。

知事の答弁では、議会での議論などを聞きながら、さらに検討を進め、時期を逸することなく、適切に判断するとしながら、なお判断には時間を要すると慎重な答弁にとどまっております。

道民の間にもさまざまな意見があることは承知しておりますが、まず、知事はどうしたいのか、御自分の基本的なお考えを明らかにした上で、検討作業などを進めるべきであります。そうした政治家としての強い覚悟がなければ、道民各層の理解を得ることはもとより、厳しい地域間競争を勝ち抜くことなど、おぼつかないと考えます。

また、知事は、時期を逸することなく、適切に対応できるよう検討したいとしておりますが、その判断のタイミングはいつと考えているのか、明確ではありません。様子を見ながら検討しているうちに、チャンスは目の前を通り過ぎていこうとしているのであります。

知事は、まさに今、御自身の言葉でこの問題に関する考えを率直に語るべきであります。明快

な答弁を求めます。

最後に、JR北海道の路線見直しについてであります。

見直しに伴う支援の効果の検証について伺ったのに対し、知事からは、地域の皆様のお考えを十分に伺いながら、地方交通の確保に向けて取り組んでまいるとの御答弁がありました。効果の検証後に路線廃止やバス転換を選択肢として視野に入れているのか否か、必ずしも明確な答弁ではありませんでした。

そうした知事のお考えは、我が会派がこのたびの路線見直し問題に向き合う姿勢とは異なると言わざるを得ません。

我が会派では、あくまでも、道が3月にまとめた交通政策総合指針に掲げている「JR北海道単独では維持困難な線区に対する考え方」に沿って、路線維持等を目指すこととし、それぞれの協議を進めていく、その姿勢にぶれがあってはならないものと考えます。

改めて、知事のお考えの中に、効果の検証後に路線の廃止やバス転換があるのかないのか、はっきりと御答弁いただきたいと考えます。

以上、答弁によりましては、再々質問を留保し、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）吉田祐樹議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、観光振興に関し、IRについてであります。IRは、本道のさらなる発展の原動力になることが期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症など、さまざまな影響も懸念されており、誘致の判断には、なお時間を要するものと考えます。

私といたしましては、法案成立後においては、国からの情報収集や意見交換を積極的に行い、IR区域の認定プロセスやスケジュールをしっかりと見きわめるとともに、誘致を目指す他の地域の状況も勘案しながら、優先すべき候補地や、社会的影響対策などについて、スピード感を持って検討を進め、時期を逸することのないよう、適切に判断をしております。

次に、JR北海道の路線見直しに対する道のお考え方についてであります。道では、これまで、地域における鉄道網のあり方について、将来の地域づくりと一体的に検討を行ってきているところであります。

今後とも、路線の存続を願う地域の皆様のお考えを十分に踏まえながら、地域交通の確保に向けて積極的に取り組んでいくことは当然であり、検証結果によって路線廃止やバス転換を行うことを前提とするものではありません。

以上であります。

○議長大谷亨君 吉田祐樹君。

○48番吉田祐樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事から、再質問に対する御答弁をいただきましたが、それぞれについて指摘をさせていただきます。

初めに、観光振興についてであります。

I R実施法案に関し、重ねて知事の対応をお尋ねしましたが、時期を逸することなく、適切に判断するとしつつも、なお判断に時間を要するとのことでありました。

人口減少が避けられない中で、数少ない成長分野として期待される本道のインバウンド観光を、国際的に見ても一段高いステージに押し上げる機会が、知事の判断のおくれで失われてしまいかねない状況にあり、早急な対応が求められるということを指摘させていただきます。

最後に、J R北海道の路線見直しについてであります。

見直しに伴う支援の効果の検証について再度伺いましたが、知事からは、検証結果によって路線廃止やバス転換を行うことを前提とするものではない旨の御答弁がありました。

道が3月にまとめた交通政策総合指針は、J R北海道はもとより、国、市長会、町村会とも協議を重ねながら、最終的な策定に至ったものであります。

この指針から逸脱しかねないJ R北海道の社長の発言が、地域の関係者の皆さんに与えた衝撃の大きさを、改めて知事には認識していただきたいと考えます。

これからも、地域では、困難な協議を進めていかなければなりません、そのときに、協議にかかわる関係者のよりどころとなるのは、この指針に掲げられた基本的な考え方であります。

この考え方を関係者が共有できていないのであれば、現在進められている地域での協議自体が崩壊しかねないものだというに改めて思いをいたしていただきたい。そうした認識のもとで、国との協議や地域での協議に臨んでいただくよう、強く指摘をさせていただきます。

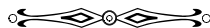
以上、指摘した事項を含め、引き続き我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 吉田祐樹君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩



午後1時4分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

広田まゆみさん。

○68番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、6月18日に大阪府北部を中心に発生した大規模な地震により犠牲になられた方々に、心よりお悔やみを申し上げます。

また、負傷された方々、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、今後の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

通告に従い、質問します。

高橋知事の任期は、残すところ1年弱となりましたが、これまでの4期の道政運営の成果や知事御自身の発言の真意について、まず初めに伺ってまいります。

知事は、道民の皆様方のために何が必要なのか、乗り越えなければならない課題は何なのか、そのために今何をしなければならぬのか、一つ一つ今行うべきことを行ってきたという認識を持っていると述べられたそうです。

これまでも道民のために努めてきたとは思いますが、15年という長きにわたり、道政のかじ取りを行ってきたものの、結果はどうであったのか、何らかの成果は残せたと思っているのか、知事のこれまでの道政運営の成果がどうであったのか、所見を伺います。

また、いろいろな課題が山積している中で、5選出馬に関して、明言こそしておられませんが、「いい人がいればバトンタッチを視野に入れている」「万が一だが、そういう方がいない場合には頑張ろうと思うところはある」と発言なさったようです。

知事が言ういい人とは具体的にどういう人のことなのか、知事のこの発言の趣旨と、いい人の具体像をあわせて伺います。

道政執行について伺います。

本年は、北海道と命名されてから150年目となる節目の年であり、新たな時代の幕あけとも言える年です。本道の将来を担う子どもたちが安心して暮らしていけるよう、我々の世代が、しっかりとその礎を築き、将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

最重要課題と掲げてきた人口減少対策は、既に、成果が求められる段階にきていますが、その効果はあらわれておらず、知事が得意としてきた経済政策の分野でも、残念ながら、十分な成果は得られていません。

また、道内で深刻化する人手不足対策に関する知事の認識は危機感が感じられず、J R北海道の路線見直しに関しては、具体的な方策がまだ示せていない状況にあります。

高橋知事の任期も、いよいよ最終年となり、残り1年を切りましたが、知事は、残りの任期において、これらを初めとするさまざまな道政課題の解決に向け、どのように対応していくつもりなのか、伺います。

次に、人口減少対策についてです。

道では、市町村における地域創生に向けた取り組みを支援するため、市町村が実施するプロジェクトと首都圏などの企業や人材とのマッチングなどを行う北海道創生プラットフォーム形成事業に平成28年度から取り組んでおり、現在、3年目に入っています。

しかし、この2年間の実績を見ると、契約に結びついた事例は、たったの2件と極めて少ない状況であり、ほぼ具体的な成果が得られていないと指摘せざるを得ません。

地方創生の取り組みは、道内の市町村において先進的な取り組みが行われていることから、こうした取り組みを参考に、道の取り組みや施策について絶えず見直しをしていくべきであり、成果が得られていないこういった事業こそ、早急に見直しを行うべきです。

道の創生総合戦略の推進期間は平成27年度からの5年間となっており、既に3年が経過しているものの、さきの委員会において報告があった進捗状況を見ると、7割以上の項目において、進捗率が100%未満となっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、早急に創生総合戦略の抜本的な見直しを行う必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、SDGsについてです。

知事は、第1回定例会の我が会派の質問に対し、道政運営の柱としてSDGsを取り入れることを明らかにし、早期に全庁横断的な体制を整備し、年内を目途に新たなビジョンを策定するという考え方を示しました。

知事は、いつ、いかなる理由から、SDGsを参考とした重点政策の取りまとめを行うと考えるに至ったのか、判然としません。これらを、単なる思いつきにとどめることなく、道の各種計画や政策などの各方面にしっかりと反映させ、道政運営の共通の方向性にしていく必要があると考えます。

今定例会の前日委員会において、仮称・北海道SDGs推進ビジョンの策定についての案が示されましたが、ビジョンの構成が記載されているのみです。

SDGsの推進に向けて、目標を設定するとともに、何をどのように達成しようとするのか、具体的な取り組み内容を示すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、人材確保について伺います。

医療・福祉分野では、医師を初め、看護師、薬剤師、PT、OT、介護従事者など、あらゆる技術者の地域偏在が進み、1次産業の若手継承者、地域で必要なバスやトラックなどの運転手、建築業の技術者など、ほかの各種分野を含め、高齢化が進み、若手を中心に人手不足が進む現状において、道からは、いまだ効果的な対策が示されておりません。

各所管部ごとの縦割りで進められている対策の限界についても、これまでただしてきましたが、これに対し、新たに全庁的な連絡体制を整備し、連携した各業種の魅力の発信など、総合的な展開を図るとのことですが、寄せ集めで広報するだけでは、その成果は何ら期待できないのです。

各地域ごとに、どのような産業があり、どのような職種が、どのような役割を持って必要とされ、地域が支えられているのかを若年層に具体的に伝えることが重要であり、これを踏まえた資格取得への支援など、実効性のある施策が必要と考えます。

これらを踏まえた重点化、新たな全庁的な体制、政策展開の全般として、今後の人材確保への対応について、知事の所見を伺います。

次に、通学路の安全確保についてです。

6月18日に発生した、大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市で、登校中の9歳の女儿が、学校のプールのブロック塀の倒壊に巻き込まれて犠牲となるという、大変痛ましい事故が起きてしまいました。

これまで、通学路の安全確保については、平成24年4月に京都府で発生した登下校中の事故などをきっかけとした中央政府からの通知に基づき、各市町村において、推進体制を構築し、通学路交通安全プログラムを策定するなど、定期的な点検、対策の検討や実施といった取り組みが

進められてきたと承知をします。

しかしながら、道内の市町村での推進体制の構築状況は、いまだ52の市町村で未構築となっており、取り組みがおくれております。

子どもたちの安全確保を図るためには、道内の全ての市町村において、早急に推進体制を構築し、危険箇所の把握や安全対策を一刻も早く行う必要があると考えますが、教育長の所見を伺います。

また、点検項目については、国から例が示されており、その項目例をもとに各学校において定めているとのことですが、今回の地震を教訓として、点検項目の見直しを進めるよう、各市町村、各学校に対して指導すべきと考えますが、あわせて所見を伺います。

次に、行財政運営について伺います。

6月15日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針には、国民の生活や地方自治体の運営にもさまざまな影響を及ぼすであろう項目が盛り込まれています。

例えば、2019年10月からの幼児保育の無償化が盛り込まれています。無償化に必要な経費は1兆円を超えるとの試算もあり、その経費の財源とともに、道や市町村の負担の有無も明らかではありません。

知事は、この方針をどう認識し、制度の詳細や無償化に伴う影響、道と市町村の負担などについて、どのように対応していくのか、所見を伺います。

次に、外国人労働者の受け入れ拡大についてですが、新たな在留資格の創設によって、2025年をめどに、約50万人の外国人労働者を、農業、建設、介護など五つの分野で受け入れることも盛り込まれたと報道されております。

政府は、新制度について、移民政策ではなく、家族の帯同も基本的に認めないとしています。安易な導入は、現行の外国人技能実習制度で指摘されているような不当労働行為などの問題を拡大させかねません。知事は、この制度をどう認識しているのか、伺います。

次に、地方財政に関して伺います。

高齢化や人口減少に伴い、道内の各自治体の財政は依然として厳しい状況です。

昨年、政府の経済財政諮問会議で、自治体の基金残高の増加を理由に、地方財政計画の見直しを検討する動きがあり、道も、全国知事会を通じて、地域の実情を踏まえた対応を求めたところでした。

今のところ、基金増加を要因とする地方交付税削減等の動きは鎮静化しているように見えますが、一方で、昨年の財政制度等審議会で、これまで国が50%以上を支援してきた、下水道施設の開設にかかわる費用について、受益者負担の原則を強く打ち出し、今後は、未普及の解消と雨水対策に重点化し、これまでのような、単に老朽化に伴う更新への財政措置について見直すべきとされ、国土交通省からも、これを踏まえた考え方が関係自治体に示されたことと承知します。

仮に、国の支援がなくなった場合、下水道料金の大幅な引き上げの可能性や、施設の更新おくれによる道路の陥没や下水処理の機能停止など、住民生活に重大な影響が及ぶおそれがありま

す。

住民生活の維持、公衆衛生の確保や公共用水域の保全など、下水道の公共的役割に対する国の責任の観点からも、道として、国の支援の継続を強く求めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、このような、地方自治体に負担を強いる可能性がある国の対応についての所見をあわせて伺います。

次に、J R北海道について伺います。

6月17日に開催された6者協議の場で、J R北海道から、「経営再生の見通し」（案）について説明されましたが、国からの財政支援は見通せないままでした。J R北海道の「経営再生の見通し」（案）も、これまで積極的な経営努力が見えないのと同様に、具体的な改革方針が示されているとは言いがたいものです。

グループ企業を含めた経営に関する仕組みの改善や、道、市町村に支援を求めるために経営陣の責任を明らかにすることも含め、具体的に抜本的な経営改善策が示されるべきです。さらに、国も、財政支援の方向を早急に示すべきです。

知事は、J R北海道の「経営再生の見通し」（案）及び国の姿勢について、どのように受けとめられているのか、伺います。

また、J R北海道は具体的にどのようなことを改善すべきと考え、J R北海道に求めていることとするのか、所見を伺います。

次に、J R北海道の一連の対応についてですが、J R北海道の島田社長は、6月17日の6者協議後に、メディアに向けて、輸送密度200人未満の5線区について廃止の方向性を改めて示し、それ以外の8路線についても、5年ごとに存廃について検証する旨を発言して、それが報道され、地域から猛烈な反発が上がり、その後、20日の知事との会談で、撤回、陳謝しました。

しかし、このことで、J R北海道への信頼は一層揺らぎ、疑心暗鬼が生まれ、しこりが残る事態となっているのです。

撤回、謝罪したとはいえ、事態の重みを何ら受けとめていないと指摘せざるを得ないJ R北海道の社長の発言への認識を伺うとともに、こうした一連のJ R北海道の対応について、知事の所見を伺います。

次に、地域協議についてですが、地域での協議を加速させていくには、J R北海道から地域に対して、これまで以上に丁寧に具体的な考えを示し、一刻も早い信頼回復に努めることが必要です。

輸送密度が200人未満の5線区の廃止や、8路線の廃止もあり得る検証という安易な認識を撤回させ、地域に協力いただいて、協議を正常化させるべきです。

道は、J R北海道も含め、地域へどのように対応されようとするのか、所見を伺います。

次に、北海道新幹線に関して伺います。

決定まで時間がかかった新幹線札幌駅のホームについて、J R北海道の約75億円とも言われる

負担を前提に、大東案が決定され、乗降客の利便性の低下が懸念されています。

開業済みの新函館北斗駅も含め、各駅の利便性について地元と協議する協議会の設置を、道と鉄道・運輸機構が共同で進めていると承知します。

道として、札幌駅の利便性の向上などにどう取り組もうとしているのか、所見を伺います。

次に、空港運営の民間委託についてです。

道内7空港の運営の一括民間委託に向け、実施方針、募集要項なども公表され、公募が開始されました。

一方で、既に運営権者の選定を終えている先行の他府県の事例では、地元中心の企業連合が有利であったことから、道内7空港の運営委託においても、運営権の獲得を目指す企業が地元主導の企業連合に加わろうとする動きも見受けられます。

今回の民間委託が、道内の航空ネットワークの維持はもとより、広域観光の振興や地域経済の活性化に資するものとなるためには、競争性、公平性が担保されるよう、意欲ある多様な事業者から提案が行われ、その中から最もすぐれたものを選定することが望ましいと考えます。

道は、道内7空港の運営の民間委託が道民生活に真に資する内容となるよう、今後、どのように取り組んでいくのか、運営権者選定の仕組みづくりも含め、所見を伺います。

次に、地域医療対策について伺います。

知事が、地域における医師確保の有効な対策として進めている地域枠医師制度で、今年度、新たに対象とした5人の北大医学部入学者の応募が不調のままです。今年度分について、どう対応するのか、伺います。

また、知事が医師確保の決め手としてきた施策ですが、今後の見直しも含め、実効性をどう確保しようとするのか、所見を伺います。

医師の地域偏在の解消について伺います。

医療法及び医師法の一部改正によって、地域間の医師偏在の解消を通じて医療提供体制を確保するとされ、都道府県における医師確保対策の実施強化も盛り込まれています。

地域内での偏在の解消が急務とされて久しい北海道として、具体的にどう取り組むのか、知事の所見を伺います。

国民健康保険について伺います。

市町村の保険料の決定状況についてですが、この4月から新たな国保制度がスタートし、市町村では、新たな制度で初めてとなる保険料が決定されました。

道は、新たな制度の運営指針である北海道国民健康保険運営方針において、加入者への影響を考慮しながら、保険料の平準化を進めるとしてはいますが、加入者負担の公平化の観点からは、保険料水準の早期の統一が求められるところです。

知事は、今年度の各市町村の保険料の決定状況について、どう認識しているのか、伺うとともに、今後、目標としている平成35年度の保険料の平準化に向けての所見を伺います。

次に、激変緩和措置などについてですが、国保運営方針では、激変緩和の期間や赤字解消の目

標期間は、平成35年度までの6年間で基本に、全道で保険料の平準化を進めていくとされていますが、今年度の市町村の保険料決定を踏まえて、加入者負担の公平化と負担増加の緩和という、相反する課題の解決に今後どう取り組むのか、所見を伺います。

次に、旧優生保護法についてです。

道は、厚生労働省に対し、実態把握を求めた2月に続いて、今月1日に、円滑な救済に向けての必要な法整備など、4点にわたって要請を行ったと承知します。

先般、道内でも国家賠償請求訴訟が提起されたところですが、損害賠償訴訟で、多くの該当者の公平な救済を図ることができるのか、疑問の声もあります。

ハンセン病問題等の前例があるように、特別立法による解決を模索すべきと考えますが、特別立法の必要性について、知事の所見を伺います。

次に、旧優生保護法における個人情報の取り扱いについてですが、個人情報保護法で保護されるのは、生存する個人に関する情報であり、亡くなった方に関する情報は対象とされていません。

そうした中で、今回、旧優生保護法に限り、3親等以内の親族まで開示請求者の範囲を拡大した理由を伺います。

次に、子どもの居場所づくりについて伺います。

ことし1月に道が行った、子どもの居場所に関する実態調査によると、道内の子ども食堂は約130カ所で、この1年ほどで約2倍になっています。

道は、子どもの貧困対策ネットワーク会議や、子どもの居場所づくり推進事業などを通して、地域での取り組みを支援していますが、実態調査では、運営主体は民間団体や個人が主であり、スタッフや資金などの確保に苦慮しているとの結果になっています。

道として、さらに踏み込んだ積極的な支援が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、1次産業の振興について伺います。

今国会で、日本など11カ国が参加するTPP11並びに日EU・EPA協定をめぐり、発効後の農家への支援策などを含む、TPP整備法の改正事項を取りまとめた関連法が成立する可能性が強まっています。その中には、関税暫定措置法を初め、農畜産にかかわる重要な法律などが含まれていますが、その対策についても十分ではないと考えます。

そこでまず、国内法が成立したことについて、知事はどのように受けとめているのか、所見を伺います。

また、道は、競争力がある力強い農林水産業づくりを進めるための対策を国に要請していくとされていますが、発効を急ぐ政府の動きに対し、本道農業の足腰の強化が間に合うと考えているのか、さらに、セーフティーネットや必要な国境措置の確保について、どのような認識のもとで取り組んでいかれるのか、知事の所見を伺います。

次に、雪印種苗の偽装問題についてです。

雪印種苗が、長年にわたり、種苗法に違反する牧草種子等を販売していたことが発覚しまし

た。別の品種をまぜ込んで販売するなどが長年繰り返され、同社の第三者委員会の調査でも、コンプライアンスの低さや、行き過ぎた利益追求といった企業体質が浮き彫りとなりました。

国の改善命令や指導監督だけでなく、道としても、一定期間にわたって経過を報告させるなど、同社の体質改善に向けた取り組みが必要ではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、種子法廃止に伴う対応についてです。

優良な種子の安定供給、また、良質な品種の開発や改良に最も重要な原種並びに原原種の保全是、本道農業にとって極めて重要な事業です。

しかし、政府は、規制改革推進会議の答申に基づいて種子法を廃止しました。当然、農業者を初め、農業関係団体からは、良質な原種の保全や圃場管理、あるいは品種改良などがこれまでどおり継続されるのかといったことについて、強い不安の声が上がっております。

我が会派としては、こうした不安の解消や安定的な事業継続のために、北海道としての種子条例の速やかな制定が重要と考えておりますが、条例制定についての知事の所見を伺います。

また、原原種の適正な備蓄や保管のために、試験研究機関の機能をより強化すべきと考えますが、具体的にどう取り組むのか、あわせて伺います。

次に、クロマグロの資源回復に向けた取り組みについて伺います。

道では、北海道TAC計画案を作成したところですが、昨年の道南を中心とした漁獲超過により、今後、小型クロマグロのゼロ配分が続くことが懸念されます。

道として、長期的な展望を持った対策を講じるべきと考えますが、知事の認識を伺うとともに、今後の対応の考えを伺います。

次に、仮称・北海道立林業大学校についてですが、現在、10を超える地域から、林業大学校の設立に関する要請が寄せられています。

道は、林業大学校の運営体制の具体的な検討を進めるに当たり、先般、具体的な姿を取りまとめたと承知していますが、木育発祥の地・北海道にふさわしい林業大学校の姿は、具体的にどのようなものか、伺います。

また、林業大学校を円滑に運営していくためには、要請、提案があった地域の声も十分に取り入れて、学生の卒業後の就業先を確保できるよう、地域との連携協力体制を構築していくことが必要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、森林環境整備に係る新たな財源についてですが、政府は、仮称・森林環境税の導入を固め、これに先駆けて、関連地方財源の安定的確保のための森林環境譲与税を来年度に創設する方向と承知します。

森林環境譲与税の枠組みでは、市町村が主体になって森林整備等に取り組むこととなりますが、これを円滑に進めるために、道の支援が必要と考えますが、今後、どう取り組むのか、所見を伺います。

次に、本道における働き方改革についてです。

先般、北海道働き方改革推進方策の平成29年度における取り組み結果が報告されました。それ

によると、ここ数年で、道民の年間総労働時間は増加し、新規学卒者の道内就職割合や女性の育休取得率が低下するなど、成果とは逆に、大変厳しい結果が示されたものと受けとめています。

そもそも、本道は、働き方に関する多くの指標で全国を下回っていますが、現在、雇用環境の見劣りなどが人材流出を招き、人手不足による職場の多忙化が発生することで、また就労環境が悪化するという負のスパイラルに陥っているのではないかと考えます。

こうしたことへの認識、及び、働き方改革の推進によって、これらをどう打開していこうとするのか、知事の所見を伺います。

次に、地域雇用ネットワーク会議について伺います。

ほっかいどう働き方改革支援センターが来年3月で閉じられると承知します。

ことし4月に、北海道労働局が、北海道働き方改革推進支援・賃金相談センターを設置しましたが、広域な本道において、雇用の安定、創出と働き方改革を確実なものにしていくためには、地域雇用ネットワーク会議の役割、体制を強化した上で、地域における雇用創出の取り組みを推進するとともに、雇用創出基本計画の展開に生かすべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、民泊についてです。

住宅宿泊事業法がこの15日に施行されました。道内では428件が受理されたと伺っていますが、いわゆる違法民泊や住民からの通報の状況について伺います。

また、民泊を本道に根づかせるためには、道民、地域の人たちの理解が欠かせません。

健全な民泊を定着させて、広げていくために、道として、どう取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、法定外目的税についてです。

観光振興に係る新たな財源の確保策については、我が会派として、これまで、進め方や財源の使い方などについて再三議論してきたところです。

知事は、昨年第3回定例会の我が会派の代表質問において、審議会からの答申を受け、道としての方向性を示すとし、その後も、導入の可否や時期を議論してきましたが、現在に至っても、なお、導入に対する判断が何も示されていません。

さきの第1回定例会では、より丁寧な説明を広範に行う必要があるなどとの姿勢が示され、道内6カ所での地域意見交換会が行われたわけですが、知事は、あと何をすれば導入の判断ができるのかの考えなのでしょうか。今後のスケジュールや進め方を含め、明確な答弁を求めます。

次に、I Rについて伺います。

法案への所見についてですが、日本で初めてのカジノ設置に向けたI R実施法案が、過日、衆議院本会議で可決されました。今後は、参議院での議論を経て、今国会での成立が見通されております。

これまで、知事は、法案の未成立を理由に、道内へのI R設置の是非については明言を避けてきましたが、これを受けて、態度を明確にする時期に来たと考えます。

地域経済や雇用に資すると賛成がある一方、ギャンブル依存症対策などが不十分として、いまだ多くの反対の声がある中で、見込まれる法案成立への知事の所見を伺います。

次に、道内の地域への対応についてです。

I R実施法案では、設置箇所については、国に対して都道府県が申請することになっていますが、知事は、いつ、どのように道内への設置について判断するのか、また、誘致を進めている道内3地域からどう選定するのか、知事の明確な答弁を求めます。

次に、北方領土問題について伺います。

プーチン大統領の再選後、初の日ロ首脳会談が5月26日に行われました。

北方四島での共同経済活動については、5件のプロジェクト候補で今後の進展が期待されるものの、全体的なスケジュールは示されておらず、一体、北海道の主体性がどこまで取り入れられているのか、知事の記者会見等でも具体的なことは示されていません。

単なる両国間の経済活動一辺倒の動きに終わることなく、自然環境の調査や歴史資料の調査のこれまでの蓄積も含め、道民の悲願である領土返還を実現するために、今回の首脳会談での共同経済活動の進展をどう受けとめ、今後、どう取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、アイヌ政策について伺います。

政府のアイヌ政策推進会議が、2020年までの制定を目指すアイヌ民族に関する新法に、地域振興や産業振興に取り組むことを明記し、アイヌ関連施策に法的根拠を持たせ、関連予算を含めた支援を行う方針が示されたことは一歩前進と言えます。

しかし、北海道アイヌ協会が求めてきた生活・教育支援は見送られる見通しであり、先住民族の復権を図り、格差を是正するといった世界の潮流からはかけ離れたものです。

新法は、2020年の白老町での民族共生象徴空間の開設など、地域振興にかかわるものとして大きな意義を持つことから、制定がおくれるようなことがあってはなりません。

知事は、さきに述べた北海道アイヌ協会の要望をどう受けとめて対応していくのか、伺うとともに、新法の早期制定にどう取り組むのか、伺います。

アイヌ民族の生活実態調査について伺います。

このほど、アイヌ民族の生活実態調査の結果が報告されました。報告では、新たな調査項目も加えられ、それらが取りまとめられていますが、依然として格差と差別が残り、それらは、より複雑な状況となっています。

これを受けとめれば、アイヌ民族に関する新法への働きかけをさらに強める必要があると考えますが、調査結果への受けとめについて、知事の認識を伺うとともに、今後、どう対応されるのか、伺います。

次に、100年記念施設について伺います。

100年記念施設について、幅広い道民の皆さんからの意見集約が続いていると承知をしています。これまで、百年記念塔の存廃に関しての議論が、マスコミ報道などで先行してまいりました。

私としては、100年記念から命名150年に至るまでの反省を踏まえれば、北海道博物館、開拓の村などのエリア全体を含め、北海道の歴史を未来に向かってどう発信し続けるのか、その象徴となるモニュメントの再生の場として、百年記念塔を認識しています。知事は、百年記念塔をどのように捉えているのか、所見を伺います。

また、北海道博物館は、先住のアイヌ民族の歴史を初め、移民により短期間で急速な近代化を遂げた北海道の貴重な歴史資料の収集、調査や保存が行われる場所であり、同時に、開拓の村は、地域では役割を終えた歴史的建造物が一つのまちのように集約されている場所であり、今後、それらの維持補修の技術研修などのフィールドとしても大きな可能性があります。

私は、100年記念施設のエリアが、北海道の貴重な文化資本として、また、観光資源としても花開くべき大事な節目の時期であると認識しています。

これまでの手法を見直し、ほかの道有施設と同様に一律に定められていた指定管理者制度のあり方を検討するなど、幅広い観点からの議論も重要だと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、LGBT条例について伺います。

東京都では、2020年のオリンピック、パラリンピックに向けて、あらゆる差別をなくすために、この4月に、性的少数者——LGBTなどを担当する部署を立ち上げ、年度内に条例の制定を目指すとしていると承知します。

道は、他都府県の取り組みも参考とし、対応していくとしていますが、果たして庁内にその理解が広まっているのかが疑問です。

知事は、さきの議会議論では、「誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、互いに個性や多様性を認め合い、支え合うことができる環境を整えていくことが大切」と答弁されています。

この答弁を具現化するために、マイノリティとしてのLGBTについて、あるいは、さらに一歩進んで、通称・SOGI——全ての人の性的指向、性自認に関する条例をつくる必要がありますが、知事の所見を伺います。

次に、森や自然を活用した幼児等の教育について伺います。

平成27年度から、長野県などの3県でさまざまな支援が進められ、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが立ち上がり、北海道にも呼びかけが行われています。

道としても、積極的にこのネットワークに参加すべきと思いますが、所見を伺います。

次に、札幌オリンピック・パラリンピックについてです。

招致を決定するのはあくまで札幌市ですが、知事も積極的な協力姿勢を打ち出し、札幌市以外の自治体が競技会場等の運営で協力する必要性もある中で、招致についての知事の所見を伺います。

次に、ボールパーク構想についてです。

さまざまな紆余曲折を経て、本年3月26日、移転候補地が北広島市に決まりました。

知事は、決定直後の記者会見で、北広島市はもとより、札幌市も含めた各自治体、関係機関と

連携し、ボールパーク構想の実現に向けて協力していくと述べた上で、道庁内にプロジェクトチームを立ち上げると表明しています。

道は、ボールパーク整備にかかわる課題をどう捉え、その課題の解決へ向けた道の役割をどう認識し、どのように進められているのか、伺います。

次に、教育課題についてです。

教育長は6月1日に就任したわけですが、まず、教育長自身の教育観について伺います。

日々生徒に向き合う教職員への教育長の思いについても伺います。

次に、北海道教育の課題についてです。

北海道の教育は多くの課題を抱えています。全国学力・学習状況調査に依拠した学力向上施策や、教職員の大幅な時間外勤務の実態、「特別の教科 道徳」の実施や、新学習指導要領の改訂を控え、英語・外国語活動の先行実施などによる授業時数の増加や研修の確保など、教育条件の整備に向けて取り組むべき課題が多くあります。

この課題を解決するためにどのように取り組んでいくつもりなのか、教育長の所見を伺います。

次に、教職員の勤務状況について伺います。

実効ある超過勤務解消施策についてですが、新教育長がまず取り組むべき課題は、教職員の時間外勤務の解消です。

アクション・プランが策定され、今年度より、超過勤務解消施策が行われていますが、学校現場からは、現場実態とは乖離した内容であり、既に1学期も後半を迎えているが、その効果は疑問とする声が上がっています。

より具体的に踏み込んだ施策を打ち出すべきと考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、給特法について伺います。

超過勤務の抜本的改善は、現行の、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法のもとでは限界があると考えます。

中教審での議論においても、給特法の見直しに関する言及はほとんどなく、担う業務の明確化、適正化や、勤務時間に関する意識改革と制度面の検討が進められているのみであり、抜本的な改善につながるものではありません。この問題に対する知事並びに教育長の見解を伺います。

また、改善に向けて、保護者や地域住民に対し、学校教育が教職員の時間外労働によって成り立っていることや、給特法の問題点を広く理解してもらうための取り組みが必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

学校現場の実態について伺います。

教職員の働き方にかかわり、学校がいわゆるブラックな職場であるかのようなイメージを持たれる状況があります。本来、学校は、児童生徒が豊かに学びながら人格を形成し育つ場であり、その成長に携わる教職はすばらしい仕事であるはずで

しかしながら、この間の教員採用試験の倍率の低迷は、学校が魅力ある職場ではなくなっている証左です。

さらに、道内での期限つき教職員が、この4月当初で1200人にもなり、不安定な勤務を強いられている実態もあります。

学校が魅力ある職場であることを証明するために、どのような手だてをとるのか、教育長の所見を伺い、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇） 広田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、これまでの道政運営などについてであります。私は、就任以来、道民の皆様の声を何よりも大切に、将来の北海道にとって何が重要かという視点に立って、各般の政策を進めてまいったところであります。

この間、北海道新幹線の開業、航空路線の拡大などによる国内客やインバウンドの増加、食の北海道ブランドの向上など、取り組みの効果があらわれてきている一方で、人口減少などに伴い、暮らしや経済など、さまざまな課題に直面をし、地域と一体となった効果的な対応が求められていると認識をいたします。

こうした現状を踏まえ、道民の皆様から選ばれた知事は、市町村などとの連携協力のもと、本道の未来を見据え、豊かで、安全、安心な暮らしの実現に向け、道民の先頭に立って道政の推進に当たるべきものと考えているところであります。

次に、道政課題への対応についてであります。道では、道政上の最重要課題である人口減少・危機突破に向けて、北海道が持つ多様な価値を最大限に生かしながら、産業の競争力強化や持続可能な地域づくりに取り組んできているところであり、地域においては、人口減少の抑制が図られている市町村も見られるところでありますが、産業の担い手不足への対応や交通ネットワークの確保など、さらに粘り強い取り組みが必要な厳しい課題に直面しているものと考えているところであります。

道といたしましては、北海道が命名150年の節目を迎える中、こうした課題に迅速かつ的確に対応し、将来にわたって輝き続ける北海道を実現していくという強い意志を持って、未来を担う人づくりや海外の成長力の積極的な取り込み、働き方改革の推進など、地域創生の成果を確かなものとするための取り組みに、引き続き全力を尽くしてまいります。

次に、創生総合戦略についてであります。道では、戦略の推進状況を客観的に把握するため、PDCAサイクルにより、毎年度、KPIの進捗を管理するとともに、戦略に基づく施策の評価、検証を行っているところであり、こうした評価結果や、官民の各分野の代表者で構成をする創生協議会での議論も踏まえ、若者の呼び込みや定着、働き方改革の推進といった新規の施策を実施するなど、取り組みを加速してまいったところであります。

道といたしましては、今後も、地域の現状や、これまでの取り組みの課題、施策効果などを分析し、関連施策やKPIの数値等を見直しを不断に行うとともに、市町村との連携のもと、地域

の成功事例を全道に広げるなど、人口減少の抑制に向けて、より実効性の高い取り組みを推進してまいりたいと考えています。

次に、人材の確保についてであります。本道においては、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行し、さまざまな業種で人手不足が顕在化してきているところであり、本道経済の持続的な発展に向けて、産業を支える人材の確保が喫緊の課題となっております。

このため、道では、働き方改革推進方策に基づき、女性や高齢者など、多様な人材の活躍や、就業環境の改善、生産性の向上を図るとともに、若者向けの合同企業説明会や職場見学会などを通じた、各地域における業界等の情報や魅力の発信、優良事例の普及による働きやすい環境整備の促進、業務の省力化や人材育成への支援など、人材確保に向けた取り組みを、人材確保対策推進本部のもと、全庁が一体となって推進してまいりたいと考えています。

次に、行財政運営に関し、まず、政府の骨太方針に係る幼児教育の無償化などについてであります。道では、少子化が進む中、子育ての経済的負担や待機児童の解消などが課題と考えており、これまで、保育料の無償化を初め、保育所等の整備などに取り組むとともに、国に対し、幼児教育の早期無償化の実施などを要望してきたところであります。

こうした中、いわゆる骨太の方針において示された無償化の実施は、人づくりの観点から、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちに質の高い幼児教育を提供する有効な施策と認識するものであります。

道といたしましては、無償化により、地方の新たな財政負担が生じないことが必要と考えるものであり、今後の取り扱いを注視しながら、国に必要な要望を行うとともに、保育士の処遇改善や幼児教育施設の必要な整備などに取り組む、安心して教育や保育が受けられる環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、外国人材の受け入れについてであります。グローバル化の進展や外国人観光客の増加に加え、建設、介護、農業といった、さまざまな業種で人手不足となっている状況の中、国においては、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設する方針を示したところであり、今後の国の検討状況を注視してまいりたいと考えています。

こうした外国人材の受け入れに当たっては、関係法令に基づく適正な雇用管理や在留管理、多言語での生活相談、日本語習得への支援といった生活環境の整備などに十分に留意することが必要と考えるところであります。

次に、JR北海道への対応についてであります。6月17日に開催した関係者会議の終了後におけるJR北海道の社長の発言に対しては、沿線自治体の皆様などから、厳しい御指摘や御不安の声が寄せられており、一昨日の20日、私自身が社長から直接その真意を確認いたしましたところであります。

JR北海道の社長からは、維持困難線区問題の解決に当たっては、地域の皆様との合意を形成の上、取り組む方針に変わりがないことや、輸送密度200人以上2000人未満の線区については、鉄道の維持に向けて全力を挙げる方針であるといった発言があったところであります。

J R北海道の社長のこのたびの発言については、現在、地域において、真摯に、協力、支援のあり方を議論している地域の皆様の不安を招くものであります。

J R北海道においては、指針の考え方を十分に踏まえ、地域と真摯に向き合い、丁寧な議論を積み重ねながら、方向性を見出していくことが求められると考えるところであり、引き続き、J R北海道に対して強く求めるとともに、国に対しても、J R北海道への指導を要請してまいります。

次に、地域における検討協議についてであります。J R北海道の社長からは、一昨日の面談の際、本年3月に道議会の御議論をいただきながら策定した道の交通政策総合指針を重く受けとめており、J R北海道の問題の解決に当たっても指針として取り組んでいくとの発言があったところであり、また、面談後に開催された記者会見において、社長がみずから、発言について訂正を行ったものと承知いたしております。

J R北海道においては、持続的な鉄道網の確立に向けて、維持困難線区に関する指針の考え方を踏まえ、地域の皆様と検討協議を重ねながら、方向性を見出していくとともに、経営再生の見通しについては、地域の皆様方などからの御指摘も踏まえ、早急に改善するよう、その旨、J R北海道に強く申し入れるとともに、道といたしましても、引き続き、地域の皆様のお考えを十分に伺いながら、地域交通の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、空港運営の民間委託に係る今後の取り組みなどについてであります。地元を初め、国内外から高い関心が寄せられている道内7空港の運営の一括民間委託においては、広域観光の振興や本道の航空ネットワークの充実に向けて、多様な事業者が多くのアイデアを競い合うことを通じ、すぐれた提案が選定されることが何よりも重要と考えます。

このため、関心のある事業者などの御意見も踏まえ、運営権対価への分割金制度の導入や、準備期間に配慮した運営の順次移行により、多くの事業者が参入しやすくするとともに、地元関係者が審査に加わることなど、地元の意向が反映されやすい仕組みづくりを行ってきたところがあります。

道といたしましては、こうしたプロセスを通じて、より多くの事業者が入札に参加をし、自由で公正な競争環境のもと、意欲ある事業者のすぐれた提案の選定に努め、道内空港の運営の一括民間委託を通じた北海道全体の活性化に取り組んでまいります。

次に、医療・福祉施策に関し、まず、医師養成確保修学資金についてであります。道では、医育大学や医師会、市町村などで構成する医対協での協議を経て、修学資金の貸付制度を平成20年度に創設したところでありまして、本年度からは、札医大及び旭川医大に加え、新たに北大の入学者も貸し付けの対象といたしました。

この制度については、ホームページや医育大学と連携した説明会などを通じて周知を図り、募集してきたところであり、今後ともこうした取り組みを進めるとともに、来年度に向けて、さらに、道内の全ての高校や道内外の予備校に対して修学資金の概要を配付するなど、周知方法に工夫を加えるなどして、積極的に利用されるよう取り組み、地域医療の確保に努めてまいります。

次に、医師確保対策についてであります。広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、地域の医師不足は深刻な状況にあり、道では、自治医大卒業医師の配置や、地域医療支援センターからの医師派遣、ドクターバンク事業など、医師確保対策に幅広く取り組んできているところであります。

道といたしましては、現在、都道府県の医療計画の一部として医師確保計画を策定することなどを内容とする、医療法及び医師法の一部改正が国会において審議されており、これらの内容を踏まえ、今後とも、こうした、地域の医師確保に向けた取り組みを着実に積み重ねるとともに、引き続き、医対協で十分協議を行いながら、医師の地域偏在の解消に向けた、実効性の高い医師確保対策に取り組んでまいります。

次に、新たな国保制度における保険料水準についてであります。国保制度の都道府県単位化に当たり、昨年8月に策定をした国保運営方針においては、加入者負担の公平化を進めるため、将来的な市町村間の保険料水準の統一を目指すこととしているところであります。

新たな国保制度による今年度の各市町村の保険料については、市町村間で保険料水準にまだ一定程度の差があるものの、その差は縮小しているとともに、約半数の市町村が制度移行前の水準を維持するなど、保険料の急激な変化による加入者への影響に配慮がなされたものと考えているところであります。

次に、国保の保険料の平準化についてであります。本道は、医療費や所得水準の地域差が大きかった実情にある中、今後も、国保運営方針に基づき、保険料水準の平準化を進めることが必要であると考えているところであります。

道といたしましては、生活習慣病予防など、医療費適正化の取り組みや、収納率向上対策などを進めるとともに、今後とも、加入者負担に配慮しつつ、保険料水準の平準化が図られるよう、市町村と十分協議を行い、国保制度が将来にわたって安定的に運営できるよう努めてまいる考えであります。

次に、旧優生保護法に係る特別立法による救済についてであります。道では、これまで、公文書の保存調査を初め、相談センターにおいて、関係文書の情報開示など、さまざまな御相談に応じるなど、手術を受けられた御本人や御家族の気持ちに寄り添いながら、取り組みを進めてまいったところであります。

こうした中、これまでの道議会での御議論や、手術を受けられた方の氏名の多くが不明であることに加え、当事者の多くの方々が御高齢となっている現状などを踏まえ、私といたしましては、実態の把握や検証はもとより、早期に法整備などによる救済措置が講じられる必要があると考えているところであります。

現在、国会議員による、救済に向けた立法化の検討が行われていると承知しているところであり、早期に救済が開始されるよう、引き続き、必要な対応を国に求めてまいる考えであります。

次に、子どもの居場所づくりについてであります。道では、食事の提供などを行う子どもの居場所づくりを、貧困対策の主要な施策の一つとして位置づけており、取り組みの広がりに向け

て、整備や運営に対する助成を初め、フォーラムの開催などに取り組んできたところであります。

今般、道が行った調査で把握された、食の安全を初め、スタッフや食材の確保などの課題を踏まえ、新たに、食品衛生管理や保険加入などについて示した手引を作成したところであり、道といたしましては、今後、各振興局に地域ネットワーク会議を設置し、企業等の協力体制の構築、担い手の確保等について検討するとともに、ホームページに寄附やボランティアの募集情報を掲載し、私自身が広く道民の皆様方に支援や協力を呼びかけるなどして、地域における支え合いの輪がさらに広がるよう取り組んでまいります。

次に、1次産業の振興に関し、まず、国際交渉への対応などについてであります。このたび、国会においてTPP11協定の承認案が可決されましたが、私といたしましては、協定の発効による関税削減などの影響が懸念される中、生産者の皆様方が、将来にわたり、意欲を持ち、安心して営農に取り組めるよう、各般の施策を積極的に推進する考えであります。

今後とも、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、各作物の生産体制、農地等の計画的な整備はもとより、ブランド力を生かした米や牛肉等の国内外への販路拡大など、本道農業の競争力強化に向け、全力で取り組んでまいります。

さらには、TPP11等の影響などについて継続的に把握するとともに、いかなる国際環境下においても本道農業の再生産が可能となるよう、必要な国境措置の確保など、万全な対応を国に求めてまいります。

次に、優良な種子の安定供給についてであります。本道農業が、今後とも、国民の食生活を支え、発展していくためには、麦や稲、大豆といった主要農作物の優良な種子の安定供給が不可欠と考えるところであります。

このため、道といたしましては、平成30年度は、種子の生産や審査などに係る要綱等の整備を進め、必要な予算を確保し、種子の供給を図っていくところであります。

平成31年度以降に向けては、30年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえ、需要に応じた、安全で優良な種子を供給できる体制の確立に向け、今後とも、安心して営農できるよう、引き続き、農業者などからの御意見や道議会での御議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいりたいと考えるものであります。

また、道総研が、効率的かつ安定的な運営のもとで、新品種の開発といった、本道農業を支える重要な役割を引き続き果たしていくことができるよう支援してまいります。

次に、クロマグロの資源回復に向けた取り組みについてであります。本道のクロマグロは、定置網漁業のほか、はえ縄や一本釣り漁業で漁獲されており、太平洋の関係各国による協調した資源管理の取り組みが進められる中、特に小型魚については、厳しい管理が求められておりますが、資源が回復するまでには一定の期間を要することから、漁業の経営安定との両立が必要と認識をいたします。

このため、道といたしましては、資源管理に取り組む漁業者への対策として、マグロ以外の漁

獲物の付加価値向上や他種漁業への参入を進めるほか、長期休漁に対する支援制度の創設を国に要望するなど、資源の回復を図りながら、漁業経営への影響が最小限となるよう、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

次に、林業大学校の運営に向けた取り組みなどについてであります。道では、本道の森林づくりを担う人材を育成し、全道各地への就業につなげていく観点から、このたび、林業・木材産業の知識、技術に加え、多様な樹種や木育といった本道の特徴を幅広く学ぶカリキュラム体系、産学官や地域との連携協力による運営体制などを柱とした、北海道にふさわしい大学校の具体的な姿を取りまとめたところであります。

道といたしましては、多様な実習により、地域に根差した人材を育成する広域的な運営体制の構築に向け、道議会での御議論や有識者からの御意見を踏まえ、地域の理解と協力のもとで設置するサポート会議などの連携体制や、インターンシップの受け入れ、地域人材の活用など、就業先の確保にもつながる講義と実習の拠点の設置場所などを明らかにした基本計画を早急に示せるよう、地域との意見交換を行い、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、森林整備のための市町村への支援についてであります。本道の多様で豊かな森林を適切に守り育て、森林の有する公益的機能の維持強化を図るため、道では、新たな森林環境政策として、放置された森林の整備などを進めてきたところであり、こうした中、国では、平成31年度に森林環境譲与税を創設し、市町村が主体となって、手入れが行き届かない森林の間伐のほか、担い手の育成など、幅広い取り組みを進めることとしているところであります。

このため、道といたしましては、国の検討状況を注視しながら、市町村の取り組みを支援する体制を構築し、地域の特性に応じた間伐などの指導助言をきめ細かく行うとともに、森林情報を市町村と共有するシステムの充実を図るなど、市町村が主体となった森林づくりを支援してまいります。

次に、雇用対策に関し、働き方改革の推進についてであります。本道は、これまでも、全国と比較して厳しい就業環境にあり、昨年は年間総労働時間が増加し、また、人口減少が進む中で、新規学卒者の道内就職率が低下しており、一層深刻化する人手不足への早急な対策が求められていると認識をいたします。

このため、私といたしましては、働き方改革推進方策に基づき、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上に向けた取り組みをさらに推進していくことが重要と考えているところであります。

本年度は、働き方改革支援センターの相談体制の充実とともに、女性や高齢者などの活躍推進、長時間労働の是正、ITによる業務の効率化などの優良事例の収集や発信を行うほか、働き方改革の意識醸成に向けた企業認定制度を創設するなど、今後とも、推進方策に基づく取り組みを着実に進め、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光施策に関し、まず、民泊への対応についてであります。道では、これまでも、住

民の方々から苦情や違法民泊等の通報が寄せられた際には、法に基づく必要な対応を行ってきたところであり、住宅宿泊事業法の施行を機に、札幌市と連携し、コールセンターを開設するなど、新たな指導監督体制を整備したところであります。

道といたしましては、住民や旅行者の方々の安全、安心の確保を第一に、多様な観光ニーズに応じた民泊の活用を図ることが重要と考えるところであり、今後とも、法令に基づく適正な指導に努め、道民の方々に対して丁寧な情報提供を行うとともに、地域や民間事業者と連携し、自然や食などを組み合わせた北海道らしい民泊を促進するなど、本道の魅力を生かした観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、観光振興に係る新たな財源確保についてであります。インバウンドの急増や高齢化の進行といった社会環境の変化への対応に向けた新たな財源確保の検討については、観光関係者や業界団体はもとより、多くの道民の皆様方の理解を得ることが何よりも重要と認識いたします。

こうした中、道内6カ所で開催をした地域意見交換会などでは、地域に対する具体的な支援を求める声を初め、観光客の減少や道民の負担感への懸念など、さまざまな御意見が寄せられているところであります。

このため、今後のスケジュールを見通すことは難しいものの、私といたしましては、観光人材の育成や確保を初め、観光案内機能の充実、災害や緊急時の情報発信、地域の取り組みへの支援などのため、財源を確保することは必要と考えるものであり、具体的な対応方策のほか、財源確保の手法などについて、さらに検討を進めてまいります。

次に、IR整備法案についてであります。国際会議場を初め、エンターテインメント施設や高級宿泊施設など、集客・交流機能を持つIRについては、観光の振興や地域経済の活性化などの大きな推進力になることが期待される一方で、カジノ行為に関する刑法との整合性の問題や、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるところであります。

国会においては、こうした観点も含め、現在もなお審議が進められていると承知をしており、今後の法案審議の動向も踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、今後の対応についてであります。現在審議中のIR整備法案が成立した場合には、国において本格的なIR導入プロセスに入ることが予想され、IRの誘致を目指す全国の自治体や民間事業者の動きも一層活発になるものと認識いたします。

道といたしましては、こうした動きを見きわめ、適宜適切に対応できるよう、道議会での御議論はもとより、各界各層の方々の御意見をお聞きしながら、ギャンブル依存症を初め、カジノ設置に伴うさまざまな課題への対応とともに、本道にふさわしいIRの機能や優先すべき候補地などについて、これまでの調査結果も踏まえ、慎重かつスピード感を持って検討を進め、IRの誘致については、時期を逸することなく、適切に判断してまいります。

次に、北方領土問題に関し、北方四島での共同経済活動についてであります。先月の日ロ首脳会談の前には、元島民の墓参の改善とあわせて、共同経済活動を日ロ双方にとって有益なものとするにより、信頼関係の醸成を図り、領土問題の解決に結びつけていくよう、私から安倍

総理に要望をいたしたところでもあります。

首脳会談においては、航空機による特別墓参や、共同経済活動に関するビジネスミッションの四島への派遣のほか、ミッション後の、次官級、局長級の協議の開催や、人の移動の枠組みの検討の加速化などについても合意され、一步一步、着実な進展が図られていると受けとめております。

道といたしましては、今後とも、政府間協議の進展状況を注視しつつ、隣接地域の1市4町や千島歯舞諸島居住者連盟とより一層連携を図りながら、地域や元島民の声を取りまとめ、共同経済活動などの進展が、一日も早い領土返還と平和条約の締結につながるよう、国に対して、必要な要望や提案を行ってまいります。

次に、アイヌ政策に関する新たな法律の制定についてであります。我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定は、アイヌの方々にとって長年の悲願であり、道といたしましても、これまで、アイヌ協会とともに、国に強く要望を続けてきたところでもあります。

こうした中、先般の国のアイヌ政策推進会議において、座長である官房長官から、従来の文化政策や福祉政策から、地域振興、産業振興にも軸足を置いて、アイヌの皆さんの自立を図るための立法措置を検討するとの方針が示されたところでもあります。

アイヌ政策の再構築に向けて、昨年度、国が道内外で実施した意見聴取や道の生活実態調査などにおいては、依然として進学率などに格差が見られるほか、教育や生活の向上、文化振興施策の充実を求める意見も多かったことから、こうした状況を受けとめ、アイヌの方々の理解を十分に得ながら、立法措置の検討を加速し、早期に実現するよう、道といたしましても、引き続き、アイヌ協会としっかり連携をしながら、国に働きかけてまいります。

次に、北海道博物館や開拓の村についてであります。北海道の歴史や文化、暮らしなどを身近に触れながら学ぶことができる北海道博物館や開拓の村は、近年、国内外から大勢の方々が訪れる観光拠点としても注目を集めており、今後とも、本道の貴重な文化資源として活用していくことが重要であります。

一方で、これらの施設については、老朽化などが課題となっておりますことから、次の世代に引き継いでいくために、民間の資金や活力の導入について、専門家へのヒアリングなどを行っているところでもあります。

また、現在、管理期間や修繕費の負担のあり方など、指定管理者制度の見直しに向けた検討を行っているところであり、開拓の村などの維持管理方法についても、民間の活力がさらに発揮されるよう、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、LGBTの方々などへの対応についてであります。LGBTの方々などが抱えるさまざまな困難に対し、社会の理解が十分に進んでいるとは言えない状況にある中、道においては、これまで、LGBTの方々などへの理解が深まるよう、人権施策推進基本方針に基づき、国の機関と連携をし、人権教育や啓発等に取り組むとともに、道職員に対しては、研修などを通じ、適切な対応が行われるよう、理解の促進に努めてまいりましたところでもあります。

現在、LGBTの方々などへの理解の促進等に関し、東京都において条例の検討が進められていると承知しており、道といたしましては、こうした取り組みを参考としながら、相談状況の把握や、支援団体などからの御意見を伺うなどして、効果的な施策について検討を進めるとともに、関係機関との連携のもと、市町村や企業を対象とした啓発活動を実施するなど、LGBTの方々などへの理解の促進が一層図られるよう努めてまいります。

次に、森や自然を活用した教育についてであります。子どもたちにとって、豊かな自然を生かした体験活動は、好奇心、表現力などを育むために有意義なものであり、幼児教育における大切な取り組みの一つであると認識をいたします。

私といたしましては、こうした自然体験活動に加え、生活・文化体験や社会体験などの多様な活動も含め、子どもたちの生きる力の育成につながるよう、幼児教育のあり方について総合的に検討していく必要があると考えるものであります。

森と自然の育ちと学び自治体ネットワークへの参加については、現在、発起人の3県を含めて15県が表明していると承知しておりますが、道といたしましては、引き続き、その具体的な活動内容などについて情報収集に努め、検討を進めてまいります。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。札幌市においては、昨年11月から、2026年冬季大会の招致に係るIOCとの対話ステージに参加しているところでありますが、現在、まちづくりとの連動などの観点から、2030年招致への変更も視野に入れた検討を行っていることを承知いたします。

道といたしましては、冬季オリンピック・パラリンピックを最大限活用して、交通アクセスなどの整備充実を図るとともに、最高のおもてなしができる時期に招致することが重要であると考え、引き続き、広域行政を担う立場から、広く道民の皆様方への周知も含め、札幌市や関係自治体などとの情報共有や連携を一層強めてまいりたいと考えております。

次に、ボールパーク構想についてであります。日本ハムファイターズの新球場の建設候補地が北広島市に決定されたことを受け、道では、本年4月に、庁内にプロジェクトチームを設置するとともに、5月には、北広島市と株式会社北海道ボールパークとの3者による協議を開始したところであります。

道といたしましては、多くの来場者に対応するための交通アクセスの向上や鉄道輸送力の強化、また、施設整備に係る関係法令に基づく手続など、対応すべきさまざまな課題があると認識をするものであり、庁内の関係部が一体となって、北広島市や球団などとの連携を密にし、ボールパーク構想の実現に向け、必要な支援や協力を行ってまいります。

最後に、教員の時間外勤務についてであります。現在、国において、いわゆる給特法のあり方も含めて、学校における働き方改革が議論されている中、私といたしましては、勤務時間に関する制度のあり方について検討を進め、多忙化の解消に取り組むことは喫緊の課題であると考え、

こうした中、教員の方々に、心身ともに健康で、子どもたちの指導に専念していただく環境が

教育現場にとって大変重要との考えのもと、本年4月にスタートした新たな総合教育大綱において、教員が子どもと向き合う時間の確保を基本方針として掲げているところであり、北海道で育つ全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、引き続き、道教委と連携して、教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇） まず、SDGsの推進についてでございますが、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に取り組むSDGsは、地域創生に資するものであり、総合計画が目指す姿とも合致することから、その推進に向け、幅広い取り組みを進めていくことが重要と考えております。

こうした中、このたび取りまとめた、ビジョンの骨子案では、ビジョンの位置づけや目指す姿、推進手法、さらには、あらゆる人々が、将来の安全、安心を実感できる社会の形成を初めとした五つの優先課題など、基本的な項目をお示したところであり、今後、関係団体や実践者等の御意見なども伺いながら、具体的な内容について検討を進めることとしております。

道といたしましては、SDGsの推進の基本的指針となるこのビジョンを年内を目途に策定し、道民の皆様を初め、市町村や企業、団体、NPOなど、多様な主体と共有しながら、SDGsに関する理解と参画が広がり、幅広い分野や地域でさまざまな取り組みが展開されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、下水道整備の支援等に関し、市町村財政への影響についてでございますが、下水道に対する国の支援については、未普及の解消と雨水対策に重点化する方針が示されており、今後、下水道施設の持続的な運営に支障を来すことも懸念されているところでございます。

今後、こうした公共施設等の整備運営に関して、地方自治体の財政に影響を及ぼしかねないことから、道といたしましては、依然として厳しい財政状況にある道内の市町村の御意見も十分に伺いながら、地方6団体とも連携を図り、道民の暮らしや経済に重大な影響が生じることのないよう、国に対し、汚水処理施設の改築、更新に係る財政支援の継続を要望いたしますとともに、市町村における必要な財源の確保についても、引き続き強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇） 交通政策に関し、まず、関係者会議についてでございますが、今般開催された関係者会議におきましては、JR北海道から示された「経営再生の見通し」（案）については、経営基盤の強化に向けた取り組みについて、札幌圏における取り組みが中心となっていることから、地域ともしっかりと向き合い、全道の鉄道ネットワークを支えていくといった視点や、グループ企業も含めた経営に関する仕組みの改革を実効性のあるものとするべきといった課題などがあり、JR北海道においては、地域の立場に立って改善を行っていく必要

があると考えてございます。

また、国からは具体的な内容は示されなかったものの、国の支援策について、財政当局との調整を加速し、本年夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるとの考え方などが改めて示されたところでございます。

道といたしましては、地域の協力、支援の前提となる、国やJR北海道のそれぞれの考えを早急に示してもらう必要があると考えており、JR北海道の経営再生に中心的な役割を果たす国に対しては、道や市町村の厳しい財政状況に十分配慮した上で、支援についての考え方を早期に示すよう強く求めますとともに、JR北海道に対しては、今回の関係者会議での議論や地域の意見などを踏まえ、収支の見通しを明らかにするなど、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう求めてまいります。

次に、新幹線札幌駅の利便性の向上などについてでございますが、新幹線駅につきましては、開業に伴い、道内外から多くの観光客の方々が訪れるなど、地域づくりにとっても大きなインパクトを及ぼすものであり、駅を拠点として、まちづくりの推進を初め、地域の観光情報の発信や交通ネットワークの形成などが進むことが期待をされております。

道では、鉄道・運輸機構とともに、自治体や有識者などが参画する協議会を設置し、課題となっていた、新函館北斗駅における乗りかえ時の混雑の緩和策や、新設される新幹線駅が利用しやすいものとなるよう、そのあり方の検討を進めているところでございます。

また、本年3月に、札幌駅の新幹線ホームの位置が決定したところでございまして、引き続き、本協議会における協議状況を踏まえながら、道としても、新幹線札幌駅の利便性向上など、課題の解消に向けて、鉄道・運輸機構や札幌市と連携をし、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監栗井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監栗井是臣君（登壇）旧優生保護法に係る個人情報の取り扱いについてでございますが、御本人が亡くなられている場合、本人に関する情報の開示請求を行うことができるのは、道の条例等において、法定代理人などに限定されているところでございます。

こうした中、旧優生保護法が大きな社会問題となっていることや、お亡くなりになっている当事者もおられることから、御親族に対しても十分な配慮が必要と判断し、他県の取り扱いも参考としながら、開示請求者の範囲の拡大を情報公開・個人情報保護審査会に諮問したものでございます。

審査会におきましては、個人の権利利益を保護することを念頭に、旧優生保護法に限り、配偶者及び2親等以内の血族を請求者の範囲とし、こうした方がいらっしゃらない場合は、3親等以内の親族までとする答申が取りまとめられたものでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）1次産業の振興に関し、種苗法違反などについてでございますが、

牧草などの飼料作物は、酪農、畜産において欠かすことのできないものであり、道では、これまで、草地基盤をフルに活用した生産拡大に取り組んできたところであります。

こうした中、雪印種苗によるこのたびの事案は、長年にわたり牧草の種子を購入している酪農家の方々の信用を損なう重大な事態と考えており、同社におきまして、早期の信頼回復に向け、関係の皆様にご丁寧な説明を行うとともに、再発防止策の完全実施を全社が一丸となって進めていくことが必要と考えているところであります。

道としましては、種苗供給の信頼性の確保に向けて、国との密接な情報共有に努めながら、農業関係者からの相談とあわせて、必要に応じ、再発防止策の実施状況などについて聞き取りを行うなど、酪農家の方々が安心して飼料生産に取り組めるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）地域における雇用対策の推進についてであります。道では、各振興局におきまして、行政や経済団体、労働団体、教育機関で構成する地域雇用ネットワーク会議を開催し、地域における雇用創出や働き方改革、若年者の就業支援などに関して、地域の関係者が連携した取り組みを推進しているところであります。

本年度は、ネットワーク会議を通じた取り組みの充実に向けて、事務局を担う振興局職員や市町村職員に対し、働き方改革に関する企業からの相談対応のノウハウや、雇用関係助成金等の各種支援制度について研修を行うなどしているところであります。今後とも、地域の雇用を取り巻く諸課題の解決に向け、振興局と地域の関係機関が連携を密にし、それぞれの地域の状況に応じた、良質で安定した雇用の場づくりや就業の促進などの取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部アイヌ政策監長橋聡君。

○環境生活部アイヌ政策監長橋聡君（登壇）アイヌ政策に関し、生活実態調査についてでございます。このたびの調査結果におきましては、アイヌの方々の生活保護率や進学率などが、前回調査に比べて改善傾向にございますが、依然として、居住市町村全体との格差が見られますとともに、現在も、いわれのない差別があることが明らかになったところでございます。

道といたしましては、こうした結果も踏まえ、アイヌの方々に対する偏見や差別が生じることのないよう、引き続き、国、関係団体などとも連携し、さまざまな機会を通じて、アイヌ民族の伝統や文化などに対する道民の理解の促進を図りますとともに、新たな法律の早期制定につきまして、アイヌ協会と連携し、国に働きかけを行うなど、本道におけるアイヌの方々の民族としての誇りが尊重され、社会的・経済的地位の向上が一層図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）100年記念施設に関し、百年記念塔についてであります。

北海道博物館を初めとする100年記念施設は、本道が積み重ねてきた歴史、文化や先人の偉業などに触れることができる貴重な場として、これまで道内外の多くの人々に親しまれてきましたが、施設の老朽化などの課題も抱えているところであります。

道では、これらの施設の今後のあり方について、昨年11月に、今後の議論の方向性を示す考え方を取りまとめ、各施設を、点としてではなく、自然豊かな周辺地域も含めて、本道の歴史、文化などを体感し、交流できる空間として捉え直して、再生を目指すこととしたところであります。

現在、道民ワークショップの開催など、さまざまな機会を通じ、記念塔などに込められた先人の思いをどのような形で次の世代に引き継いでいくべきかについて、幅広く意見を伺っているところであり、こうした意見も踏まえ、年内を目途に、再生に向けた構想を取りまとめている考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇） 広田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、通学路の安全確保についてであります。児童生徒等の安全確保に関しましては、家庭、地域、関係機関が連携した体制を構築することが重要であり、道教委では、各市町村において、地元警察署や自治会、PTAなどで構成する推進体制の整備を求めてきているところであります。

しかしながら、いまだ整備されていない市町村があることは憂慮すべき事態と考えており、未構築の市町村に対して個別に指導助言をするなどして、早急に通学路の安全確保に係る推進体制を構築するよう一層働きかけてまいります。

一方、地震や津波に備えた危機管理マニュアルについては、道内の全ての学校で作成されておりますが、このたびの大阪での地震を教訓として、道教委では、通学路における落下や転倒のおそれのあるものについて、速やかに点検し、適切に対処するよう通知をしたところであり、今後とも、自校の危機管理マニュアルの点検、見直しを求めるとともに、自治体の関係部局及び関係機関との連携を強化しながら、より一層の通学路の安全確保に努めてまいります。

次に、森や自然を活用した教育に関し、幼児期における体験活動についてであります。幼児教育において育みたい資質、能力は、豊かな自然との触れ合いや幼児同士でのかかわり合いなど、自発的な遊びを通じた総合的な指導の中で一体的に育まれていくものと認識しております。

このため、道教委では、幼児期における遊びの重要性などについて、幼児教育施設などへの理解の促進に努めてきたところであり、現在、知事部局と連携しながら、さまざまな体験を通じた、資質、能力の育成など、幼児教育の充実のための基本的な方向を示す、仮称ではありますが、北海道幼児教育振興基本方針の策定に向けた検討を進めております。

森と自然の育ちと学び自治体ネットワークへの参加につきましては、知事部局と協力して情報収集に努めるとともに、道教委といたしましては、本道の恵まれた自然を活用した教育につい

て、幅広く検討してまいります。

次に、教育課題に関し、まず、教育観や教職員への思いについてであります。教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を行うものであり、次代を担う子どもたちが、グローバル化や高度情報化の進展など、激しく変化する社会において、みずからの可能性を発揮する中で、ふるさと・北海道の輝く未来を築き、幸福な人生を歩むためにも、極めて重要なものであると認識をしております。

また、保護者や道民の皆様からの教育に対する期待に応え、教育の直接の担い手として、子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、健康、体力の向上などの生きる力の育成に日々尽力されている教職員には、心から敬意を表するところであり、私は、こうした教職員の働く環境の整備や、資質、能力の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、教育課題への取り組みについてでございますが、本道の教育をめぐっては、子どもたちの学力、体力の向上や、望ましい生活習慣の定着、いじめ、不登校への対応、さらには、学校における働き方改革の推進など、さまざまな課題があると考えているところであります。

これらの課題の解決には、各般の施策や取り組みについて、その成果と課題をしっかりと検証することはもとより、学校、家庭、地域、行政が、それぞれの役割を果たしつつ、緊密に連携協力し、オール北海道で取り組みを進めていくことが重要と認識いたします。

そのため、私としては、多くの学校を訪問して、児童生徒の学習や教職員の教育活動の状況、また、校長の学校経営の状況などについて把握するとともに、市町村教育委員会や校長会、PTAなどの関係団体の皆様方など、多くの方々との意見交換を通じて、課題や危機意識を共有する中で、連携を図り、道教委の総力を結集して、本道教育の課題の解決に努めてまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。道教委としては、教員が、健康で、生き生きと、やりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高めていくことができる環境の整備は喫緊の課題であると考えており、本年3月に、業務改善の方向性を示したアクション・プランを策定し、これまで、スクールカウンセラーや部活動指導員の配置、長期休業期間中における学校閉庁日や部活動休養日の設定に向けた取り組みなどを行い、教員の時間外勤務の縮減に努めているところです。

今年度においても、学校を訪問するなどして、効果的な取り組みを指導助言するとともに、管理職員や教員から意見を聞くほか、上半期終了時点で取り組み状況の調査を行い、有識者等で構成する時間外勤務等縮減推進会議などで検証の上、国の動向なども踏まえ、プランの改善や新たな取り組みの検討を行い、道内の全ての学校において働き方改革を着実に進めることができるよう、力を尽くしてまいります。

次に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の見直しなどについてでございますが、国の中央教育審議会においては、教員の長時間勤務を是正していくため、給特法のあり方も含め、勤務時間等に関する制度のあり方について検討が進められており、委員からは、時間外勤務に対して制約をかける必要がある、まずは今の業務の総量や長

時間勤務を抑制していく必要があるなど、給特法に関するさまざまな意見が出されており、私としても、教員の勤務時間に関する制度のあり方の議論を進めていく必要があると考えております。

道教委といたしましては、今後、審議会の議論の推移や国の動向を注視しながら、職員の勤務時間に係る制度の改善に努めてまいります。

また、働き方改革を推進する中で、取り組みを実施する際など、さまざまな機会に、保護者や地域住民の方々へ教員の勤務状況を周知するなどして理解を得ながら、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携をし、今後とも、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

最後に、職場環境の整備などについてであります。学校が、保護者や地域住民の方々の期待に応え、子どもたちの力を最大限に伸ばすためには、教員がそれぞれの力を発揮できる環境づくりが重要であると認識しており、これまで、校長など管理職に対して、マネジメントに関する研修の実施、また、事務処理体制や部活動指導の実施体制の改善に取り組んできたところであります。

道教委といたしましては、今後とも、教員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることができるよう、学校における働き方改革を着実に推進し、健康で生き生きと勤務できる環境の整備に努めるほか、今年度からは、一定期間勤務した期限つき教員等を対象とした特別選考検査を実施し、教員としてふさわしい資質や能力を備えた人材の確保を図ることとしており、こうしたさまざまな取り組みを教員養成課程のある大学に周知するなどして、教員を志す学生に対し、働き方改革の取り組みや成果とともに、本道の特色ある文化や食、さらには自然環境などの資源を活用した教育活動の取り組みなどを情報発信し、より多くの方々に教員を希望していただく取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 広田まゆみさん。

○68番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問をします。

知事は、道政課題に対して残りの任期でどのように対応していくのか、伺いましたが、残念ながら、知事の答弁の内容は、知事自身の思いが全く感じられず、4期目の任期の最後であり、道民のために、思いを込めて総仕上げを行っていくという強い気持ちが全く伝わってこないものでした。

そのような漫然とした気持ちだからこそ、知事は、道民が関心を持っている5選出馬に関し、誤解を招くような軽率な発言をし、周囲を混乱させ、その後は、何事もなかったかのように装っているだけなのです。道政の課題を日々解消し、一つでも二つでも道政を前進させようとするならば、そんな軽率な発言にはならないはずです。

知事は、発言についても、いつ、いかなる場面であっても、常に道民の思いにしっかりと向き合っていくべき存在なのです。

知事は、残された任期における道政執行に当たって、どのような姿勢で、どう施策に取り組んでいくのか、伺うとともに、知事みずからの言葉や行動はどうあるべきか、再度伺います。

次に、人口減少対策についてです。

道の創生総合戦略の推進期間の5年間のうち3年が経過しても、なお、本道の人口減少は危機的な状況にあり、歯どめがかかっています。それにもかかわらず、その抜本的な見直しを行おうとはせず、部分的な見直しに終始しております。

人口減少対策における創生総合戦略の方向性は、本当にこの取り組みで間違っていないと言い切れるのでしょうか、知事の認識を伺います。

また、人口減少の抑制が図られている市町村があると、まるで、みずからの取り組みが成果を得ているかのように答弁されていますが、こうした頑張りの成果は、明らかに市町村の取り組みによるものであり、道によるものではないはずです。

その上で、取り組みが間違っていないとするのであれば、道の創生総合戦略でどのような成果があらわれているのか、具体的に伺います。

次に、SDGsについてです。

SDGsについて、具体的な取り組み内容などを伺いましたが、現時点において、どう考え、どう取り組んでいくのか、方向性すら示されませんでした。

SDGsに掲げられた目標は、全て、これまでの政策に盛り込まれていなければならないものばかりですが、道の総合計画や重点政策との整合性はどうなっているのか、道として何を重点にして取り組んでいくのか、全く見えず、判然としません。

また、企業やNPOなど、多様な主体と共有しながら取り組むとしていますが、方向性も含め、何をやるかが全く見えていない現状では、企業を巻き込み、かけ声だけをかけて、あとは外部任せで、ばらばらな取り組みとならないか、今から危惧されます。

SDGsの推進に向けて、どう取り組んでいくのか、現時点における方向性や、何を重点として取り組んでいくつもりなのか、改めて伺います。

次に、人材確保についてです。

人材確保については、人材確保対策推進本部のもと、全庁が一体となって推進するとの答弁でした。しかし、あくまでも個別施策の継ぎはぎであり、各部縦割りの感は否めず、すき間は埋めたものの、全体の戦略が見えてきません。

より実効性のある取り組みにするために、人材確保対策推進本部が牽引力となる計画の策定、体制の構築など、さらに見直し、その役割をより重点化すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、外国人労働者の受け入れについてです。

知事から、新たな在留資格に関する方針の検討状況を注視していくとの答弁がありました。

知事は、グローバル戦略を打ち立て、多文化共生を標榜しているのですが、道内各地の人材不足が、アジア諸国を中心にした外国人の来道で補われる状態が拡大し続けることはとめられない状況です。

知事は、国の方針の何を注視しようとしているのか、伺います。

また、本道の人手不足の解決を外国人労働者に頼ることをどう認識し、さらに、外国人労働者に対する人権侵害などの未然防止をどう図ろうと考えているのか、あわせて所見を伺います。

次に、J R北海道についてです。

J R北海道の「経営再生の見通し」（案）は、収支の見通しはおろか、具体的な経営改革の内容や効果も示されず、これまでと何ら変わらない、極めて不十分なものと言わざるを得ないものです。

もちろん、沿線住民の交通手段がしっかり確保されることが何より重要であることは論をまちませんが、道や市町村など地域からの支援を行うに当たっては、J R北海道自身が徹底的な自助努力を行い、貴重な税金の投入について、道民を初めとして、道や市町村の誰もが納得できるような経営再生の見通しを示すことが大前提です。公的支援を求める企業なのですから、単に経営改善というレベルではなく、徹底した経営努力が求められると考えます。

知事が答弁された、具体的で実効性ある「経営再生の見通し」（案）とするため、公的な支援を前提とした場合に、いかなる自助努力を求めていくのか、再度、知事の所見を伺います。

また、道が路線の維持に努めるとした8線区の存廃に関する島田社長の発言は、先日、謝罪、撤回が行われましたが、今後の地域の足の確保に向けて真剣に検討している関係地域にとっては、ただ不安に拍車がかかり、疑心暗鬼が生まれるだけの結果となっております。

国は、夏にも、J R北海道への財政支援の方向性を示すとしていますが、関係地域に対しては、J R北海道の真摯な対応を強く求めるとともに、知事みずからも役割を果たし、これらの考えをより丁寧に説明していく必要があります。

地域での協議は、それぞれの地域の実情に応じ、それぞれの地域ごとに行われています。

そうした見通しを踏まえ、知事は、どのような役割を果たし、協議の結果をどのように取りまとめていこうとするのか、所見を伺います。

次に、空港運営の民間委託についてです。

道内空港の運営の民間委託が道民生活に真に資する内容となるよう、どう取り組むかとの質問に、多くの事業者が参入しやすくする仕組みや、地元関係者を審査に加えて、地域の意向が反映されやすくすることを通じ、意欲ある事業者のすぐれた提案の選定に努め、道内空港の運営の一括民間委託を通じた北海道全体の活性化に取り組むとの答弁でした。

しかし、道内7空港の運営の一括民間委託という大型プロジェクトにもかかわらず、取り組まれている内容は道民には見えておりません。さまざまな制約があり、明らかにできないことが多いのは承知しますが、さまざまな機会を通じ、道の考えを道民に発信し、理解を求めるべきであることを指摘しておきます。

次に、地域医療対策についてです。

本道にとって、地域における医師不足は、極めて深刻な課題であり、早急な是正が求められている課題です。

しかし、知事が有力な対策として取り組んできた医師養成確保修学資金貸付制度の対象者数が減り、対策の有効性が問われるような状況にあります。

地域枠制度の課題をどう把握し、解消しようとするのか、認識を伺います。

また、そうした中での医療法や医師法の一部改正が、果たして、広域分散型の本道にとって医師偏在の実効的な解消策となると考えるのか、改めて知事の所見を伺います。

次に、旧優生保護法にかかわる情報公開についてです。

本人や配偶者が、生前、個人情報の開示を望んでいなかったにもかかわらず、血族や親族が開示請求するケースがあり得ます。

また、開示請求者の範囲の拡大によって、血族や親族以外の第三者に個人情報漏えいしていくことも懸念されますが、亡くなった方の権利利益をどのように保護していくのか、知事の所見を伺います。

次に、国際交渉についてです。

T P P 11協定の発効による関税削減などの影響は大変厳しいと想定されます。

政府も知事も、その対策は生産基盤の整備や経営基盤の強化だとしているのですが、我が会派は、それらが万全の状況であるとは受けとめておらず、むしろ、このまま協定が発効すれば、まずは体力のない比較的小規模な生産者から厳しい状況に追い込まれていくと強く懸念しております。

知事は、いかなる国際環境下においても本道農業の再生産が可能となる国境措置の確保などを国に求めると答弁されましたが、具体的にどのような措置をお考えなのか、また、それが万全な対応となるのか、再度、所見を伺います。

次に、種子法廃止に伴う対応についてです。

知事から、平成30年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえ、今後、新たなルールづくりに取り組むとの答弁がありました。

生産者などの意見をさらに伺うとのことですが、生産現場からの不安の声は、既にあらゆる場面で要望されているのであり、こうした声を理解していないとしか思えない、甚だ疑問な対応です。

現場の声は、これまで法に基づいて行われてきた事業の安全性や安定性への懸念なのですから、答弁で言う新たなルールとは、生産現場などから強く要望されている種子条例を指すものなのか、再度、知事の所見を伺います。

また、長い年月をかけて、研究、普及の現場や、生産団体、農家などがかかわって作り上げてきた「ゆめぴりか」「ゆめちから」など、本道の宝ともいふべきものが民間に簡単に提供され、ほんの少しの改良を加えただけで、特許などを取得されるのではといった不安の声は、農業団体や、種の自家採取などに取り組んできたC S Aなどの生産者ネットワークからも寄せられています。

さらに、アトピー対策に効果があるとされる「ゆきひかり」などの小ロットの品種が、これか

らもきちんと生産されるのかなど、幅広い不安の声も消費者から上がっているのです。

こうした声に、知事はどのように応えていく考えか、再度伺います。

次に、雇用対策についてです。

地域における雇用創出について伺ったところ、地域雇用ネットワーク会議を通じた取り組みの充実に向けて、事務局を担う振興局職員や市町村職員に対し、企業からの相談への対応、ノウハウや雇用関係助成金などの支援制度について研修し、また、地域の状況に応じた取り組みを進めるとのことでした。

これまでの地域雇用ネットワーク会議によって、地域ごとの関係者のつながり、課題の共有は進んできましたが、ここからは、さらに具体的に地域ごとの雇用政策を進めるべきです。情報やデータで分析し、数値で状況を把握し、地域ごとの雇用創出をより具体的な取り組みとすべきです。

留萌振興局で、国と連携をした同様の取り組みが進められていると承知しますが、これらをモデル地区にするなどして、地域ごとの取り組みを進めるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、民泊についてです。

民泊への対応について、道民の方々に対して丁寧な情報提供を行うとの答弁でしたが、その手段がホームページへのアップ程度であれば不十分です。

見ず知らずの旅行者が地域に出入りすることを不安に感じる道民が常にいると考えて、道民の不安の解消を図り、旅行者にとっても気持ちのいい、北海道らしい民泊の推進に万全を期すことが必要なのです。

そうした中で、届け出を行わない民泊は紹介しないと宣言していた大手民泊仲介サイトで、道内のものを含む無届け民泊が架空の登録番号を使って、紹介が継続されていたことが明らかになりましたが、札幌市を含む道内での状況と対策を伺います。

次に、法定外目的税についてです。

新たな財源を確保し、観光施策をさらに推進していかなければならない時期なのに、いまだスケジュールも見通せないとの答弁でした。おくれればおくれるだけ、道内全体の損失も大きくなるのではありませんか。

新たな負担を求めることは、慎重に進めていかなければならないことは十分承知しますが、そこに政治的な意図や思惑があっては決してならないことを強く指摘しておきます。

また、導入時期は別としても、例えば、宿泊税なのか、観光税なのか、課税対象をどこまでにするかといった内容、手法の議論は、今からでもできるはずであり、そうした具体的な議論を早急にできるような取り組みを求めます。

次に、IRについてです。

実施法案の具体的な中身が明らかになっているにもかかわらず、今までと同様の、法が成立していないからという答弁は、単に問題を先送りするための理由にしかありません。

知事は、一体、法に何が明記されれば判断できるというのでしょうか、具体的にお答えください

い。

また、既に、さまざまな調査が行われ、フォーラムが開催されています。道内へのI R設置の可否は、もはや知事の姿勢によるところが大きいのです。

答弁では、観光の振興や地域経済の活性化などの大きな推進力になることが期待されると思いますが、日本で初のカジノが、本道においても、国が言う成長戦略の一つになると知事は本気で考えているのか、所見を伺うとともに、いつ、何をもって判断されるのか、改めて伺います。

次に、北方領土問題についてです。

サハリンと北方領土の間での光ファイバーケーブルの敷設事業や、北方領土でのミサイル発射訓練など、今後の領土返還の障害になりかねない、憂慮される動きが続いています。

道もいや応なくかわりを持っている、北方四島での共同経済活動に当たっては、事業を通じて、元島民を初め、道民が今以上に行き来できる環境づくりの推進など、領土返還を前に進めるための取り組みとなるよう指摘します。

次に、アイヌ政策についてです。

長年の悲願であった新法制定は喜ばしいことではありますが、アイヌの方々が求める思いからすれば、今の政府の方針は十分であるとは言えないものです。

新しい法律が、社会的・経済的地位の向上をしっかりと確立できるものとなるよう、今後も強く国に働きかけていただくよう指摘します。

最後に、教育課題についてです。

本道の教育課題を解決するためには、教職員の勤務状況の改善はもとより、教材研究や、児童理解のための自主的な研究、研修をする時間の確保などが必要です。道教委主催のいわゆる官製研修への参加だけではなく、教職員の自主性、創意工夫に基づく教科・生活指導研究によってこそ、豊かな人間性や生きる力の育成につながると考えます。

多忙化をきわめる状況の中で、教職員の自主的な研修機会をどのように確保しようと考えているのか、伺います。

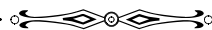
また、教育長は、多くの学校を訪問し、教育活動や学校経営の状況について把握するとしていますが、直接、子どもに接する教職員の意見をどのように把握する考えなのかを伺い、再々質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がございましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩



午後3時7分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、道政運営についてであります。知事は、道民の信託に基づき道政を担う者として、また、広域自治体である北海道の長として、市町村などとの連携や協力のもと、将来を展望し、地域の実情に即した政策を進めることにより、豊かで、安全、安心な暮らしの実現に向け、道民の先頭に立って道政を進めるべきものと考えます。

私は、知事就任以来、可能な限り地域に赴き、道民の皆様との対話を重ねながら、人口減少問題への対応や交通ネットワークの確保など、さまざまな取り組みを進めてきているところであります。

今後とも、直面する課題に正面から向き合い、将来にわたって輝き続ける北海道の実現に向けて、あらゆる政策資源を最大限に活用しながら、道政の推進に全力を尽くしてまいります。

次に、人口減少対策についてであります。道では、これまで、創生総合戦略に基づき、市町村との連携のもと、子育て環境の整備や、地域資源を生かした産業の振興など、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、人口の減少数が緩和された市町村もあるなどの効果もあらわれてきております。

道といたしましては、こうした地域の成功事例を全道に広げるとともに、豊かな自然環境を有する北海道の強みを生かして、子育て世代の移住、定住につなげるなど、重点戦略プロジェクトを中心とした施策の展開と、市町村戦略への支援を両輪として、引き続き、創生総合戦略の着実な推進に全力で取り組んでまいります。

次に、SDGsの推進についてであります。このたび取りまとめた、本道におけるSDGs推進ビジョンの骨子案では、SDGsの目標などを踏まえ、本道の実情に即して優先的に取り組む五つの課題など、基本的な項目をお示したところであり、今後、関係団体や実践者等の御意見も伺いながら、それぞれの優先課題に沿った対応方向などについて、具体的な検討を進めることといたしております。

道といたしましては、道民の皆様を初め、市町村や企業、団体、NPOなど、多様な主体とこのビジョンを共有しながら、官民が一体となった広範な取り組みが展開されるよう、SDGsの推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、人材の確保についてであります。道では、働き方改革推進方策に基づく取り組みを進めるとともに、人材確保対策推進本部において総合的な調整を行い、若者向けの合同企業説明会、職場見学会などを通じた、業界等の情報や魅力の発信、優良事例の普及による働きやすい環境整備の促進、業務の省力化や人材育成への支援など、人材確保に向けた取り組みを、関係部局の連携により、全庁が一体となって効果的に展開をしてまいります。

次に、外国人材の受け入れについてであります。グローバル化の進展や外国人観光客の増加に加え、さまざまな業種で人手不足となっている状況の中、外国人材を含めた多様な人材の活躍

が重要と考えるものであります。

また、新たな在留資格については、関係法令に基づく適正な雇用管理や在留管理、生活環境の整備などに十分留意することが必要であり、国における今後の動きを注視してまいります。

次に、今後のJR北海道への対応などについてであります。JR北海道においては、経営再生と持続的な鉄道網の確立に向け、地域の負担も含めた協力、支援を求めていく上で、経営情報の開示とともに、収益を上げられる非鉄道事業の戦略的な育成や空港アクセス鉄道の強化、また、利用者の立場に立った利便性の向上策など、JR北海道自身の徹底した経営努力について、地域の皆様に丁寧な説明を行い、理解を得ていくことが不可欠であります。

道といたしましては、今後、JR北海道に対して、地域の皆様の意見を十分に踏まえ、収支の見通しを明らかにするなど、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう強く求めてまいります。

次に、地域協議への対応などについてであります。JR北海道においては、北海道に根差し発展する交通事業者として、地域の皆様との信頼関係のもと、道の交通政策総合指針に基づく持続的な鉄道網の確立に向け、取り組みを進めていくことが求められると考えます。

道といたしましては、今後、JR北海道に対し、一昨日の社長との面談の際に確認した、道の指針に基づき、地域の皆様との検討協議を尽くすとの考えを、関係者の皆様に丁寧に説明するよう求めるとともに、道といたしましても、指針の考え方や関係者会議の結果を沿線自治体に情報提供するなどして、地域における協議が円滑に進むよう、全力で取り組んでまいります。

次に、医師確保対策についてであります。修学資金貸付制度については、本年度から道内の3医育大学の全てで募集する、極めて重要な取り組みと認識をしており、周知方法に工夫を加えるなどして、利用促進にさらに努めてまいります。

また、現在、国会において審議されている、医療法及び医師法の一部改正については、その内容を踏まえつつ、今後とも、医師確保に向けた取り組みを着実に積み重ねるとともに、医対協で十分協議を行いながら、道が中心となって、医師の地域偏在の解消に向けた実効性の高い医師確保対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、旧優生保護法に係る個人情報保護についてであります。御本人が亡くなられている場合の開示請求者の範囲の拡大については、情報公開・個人情報保護審査会において、条例が目的とする個人の権利利益の保護や、社会通念上、請求者自身の個人情報と同一とみなすことができることを念頭に、慎重に御審議をいただいたものであります。

このたびの答申を受け、道では、亡くなられた御本人と開示請求者との関係を厳正に確認し、個人の権利利益が損なわれることのないよう、適切に対応していく考えであります。

次に、TPP11などへの対応についてであります。私といたしましては、いかなる国際環境下においても、家族経営が主体となっている担い手の方々が、将来に希望を持ち、安心して営農に取り組めるよう、競争力の強化とともに、国境措置の確保が重要と考えるところであります。

このため、生産コストの低減や省力化に向けた、地域ぐるみでの畜産クラスター事業などへの

取り組みのほか、生産力を高める農地基盤整備や、高い評価を受けている農畜産物の国内外に向けた販路拡大などを推進するとともに、本道農業の再生産が可能となる確固たる国境措置の確保など、万全な対応を国に求めてまいります。

次に、種子法廃止に伴う新たなルールづくりなどについてであります。道といたしましては、さまざまな意見が出されている中で、需要に応じた、安全で優良な種子を供給できる体制の確立に向け、今後とも安心して営農できるよう、引き続き、農業者などからの意見や議会議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、都道府県が有する、種苗の生産に関する知見の民間への提供などについては、今後とも、道総研農業試験場と連携を図りながら、適切に対応してまいります。

次に、地域における雇用対策についてであります。道では、留萌地域における、産業間で労働力を融通する仕組みづくりや、後志地域での、冬にリゾートなどで働く人材を通年雇用に結びつける就業フェアの開催など、それぞれの地域の状況に応じた取り組みについて、今後の各地域の施策展開に資するよう、情報共有をしております。

今後とも、こうした他地域の情報を参考にしながら、それぞれの地域の雇用を取り巻く諸課題の解決が図られるよう、地域雇用ネットワーク会議を通じて、振興局が地域の関係機関と連携をし、良質で安定した雇用の場づくりや就業の促進などの取り組みを進めてまいります。

次に、民泊についてであります。今般、道や札幌市において、仲介サイトの中で無届けの疑いがある物件の掲載を複数件確認したところであり、道では、仲介事業者への監督権限がある国に対し、早期に指導を行うよう申し入れたところでもあります。

国においては、登録済みの仲介事業者に対し、今月末までに、全ての掲載物件について届け出番号等を報告させるなど、是正に向けた措置を講じているところであり、道としても、引き続き、無届けの物件に係る情報収集や国への申し入れを行い、違法民泊の排除を行ってまいります。

最後に、IRについてであります。IRは、さまざまな集客・交流機能を備えた統合型リゾートであり、国際競争力の高い滞在・周遊型観光の拠点として、交流人口の拡大や地域経済の活性化にも資することが期待されるところであります。

私といたしましては、こうした観点も踏まえ、北海道にふさわしいIRのあり方や、ギャンブル依存症を初めとする社会的影響への対策などについて、さらに検討を進めるとともに、今後明らかになってくるIR区域の認定プロセスやスケジュールもしっかりと見きわめながら、時期を逸することのないよう、適切に判断してまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇） 広田議員の再質問にお答えいたします。

教員の研修についてであります。道教委では、教育研究団体が主催する研究会などの情報を、道立学校や市町村教育委員会に提供するなどして、教員の自主的な研修への参加を支援して

きたところであり、今後とも、学校における働き方改革を進め、教育公務員特例法等の趣旨に基づき、教員の自主的な研修ができる環境整備に努めてまいりたいと考えてございます。

このため、道教委といたしましては、教育局はもとより、本庁を含め、道教委を挙げて、学校における働き方改革の進捗状況等の把握に努めることとしており、もとより、私も、多くの学校を訪問する機会をつくって、教員の意見等を聞いてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 広田まゆみさん。

○68番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問をいたします。

まず、人口減少対策についてです。

人口減少対策について、道としての取り組みの成果を伺いましたが、知事からは、人口の減少数が緩和された市町村もあるなどの効果もあらわれてきているなどと、残念ながら危機感が全く感じられない答弁でありました。

知事みずからが、重点政策として人口減少・危機突破とうたっているにもかかわらず、極めて認識が甘い指摘せざるを得ません。むしろ、課題ばかりが山積しているという現状を把握し、まだまだ成果も上げられていないと知事自身の認識を改めるべきですが、所見を伺います。

その上で、早急に、創生総合戦略の計画期間を前倒しし、抜本的に見直すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、SDGsについてです。

議論を通じて、知事のSDGsへの取り組みの姿勢が全くないことが明らかになったと指摘せざるを得ません。

ビジョンの策定に関して、既に、多様なステークホルダーの参画の方向性が示されたことは承知をしていますが、実効あるビジョンとするためには、その策定プロセスから進行管理まで、徹底して官民協働で取り組むことも重要です。

SDGsをきっかけに、道庁組織として、官民協働の社会課題の解決を加速させる手法に挑戦する考えを知事みずからが明らかにすることが求められていると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、人材確保についてです。

人材確保対策をより実効性のある取り組みにするために、人材確保対策推進本部が牽引力となる計画の策定、体制の構築など、さらに見直し、その役割をより重点化すべきと求めましたが、人材確保対策推進本部において総合的な調整を行うとの答弁でした。

道政の最重点課題として取り組む意気込みがあるのか、また、そうした危機感を持っているのが全く感じられず、このままでは手の施しようのないところまで進むのではないかとの懸念が生じます。

道内の有効求人倍率等が改善して、求人数がふえているのは確かですが、その一方で、人口減少が進み、札幌以外の地域ではさらに人手不足が進んでいることや、事務的職業の求人倍率は依

然として低い状況であることなど、道内の雇用環境は決して改善しておらず、むしろ、労働者の道外流出や札幌への集中の傾向が強まっている実態です。

医療・福祉分野では、医師を初め、看護師、薬剤師、PT、OT、介護従事者など、あらゆる技術者の地域偏在が進んでおります。

1次産業の従事者、バスやトラックなどの運転手、建築業の技術者など、各分野で高齢化が進み、若手を中心に人手不足が深刻になっているのですから、各地域ごとに、どのような産業があり、どのような職種が、どのような役割を持って必要とされ、地域が支えられているのか、政策展開全般として実効性のある施策が必要と考えます。

今後の人材確保への対応について、改めて知事の所見を伺います。

次に、JR北海道について伺います。

JR北海道の経営再生には、国による抜本的な支援と、道や地域の協力、支援が必要なことは理解しますが、JR北海道の徹底した自助努力なくして、支援はあり得ません。

JR北海道の経営状況などについて、道ではこれまで情報公開を求めてきたものと承知しますが、JR北海道が、経営責任も含め、どれだけ身を削る取り組みを進めてきたのか、また、今後進めていくこととしているのか、まだ見えてまいりません。

JR北海道から示された「経営再生の見通し」（案）への認識を伺ったところ、地域ともしっかりと向き合い、全道の鉄道ネットワークを支えていく視点や、グループ企業も含めた経営に関する仕組みの改革をいかに実効あるものにしていくのかといった課題があり、さらに具体化するよう求めるとの認識が示されました。

しかし、支援を必要とする期間、規模もわからず、これでは、まだ、道及び沿線自治体は具体的な支援策の検討を行うことができないはずで。

また、形式的とはいえ、JR北海道は民間企業であり、国、道、市町村にかかわらず、税金をつぎ込むということになれば、経営状況はもちろん、支援の必要性、支援内容について道民の理解を得ることが不可欠です。

道及び沿線自治体が議論するために、JR北海道に何を具体的に求めようとするのか、その上で、「経営再生の見通し」（案）をどう検証するのか、知事の所見を伺います。

6者協議が開かれ、「経営再生の見通し」（案）が示され、国からは夏ごろまでに大まかな方向性が示されるとすることで、何か前に進んだような、知事の緊張感のない姿勢が続いておりますが、おのおのが責任を押しつけ合い、足並みはそろわず、そのことから、地域からは痛烈な批判が相次ぎ、6者協議で膠着状態が続いた結果、改めて路線廃止の危機の瀬戸際まで追い込まれていることが浮き彫りになったと考えます。

生活路線であることはもとより、広域観光ルートを形成し、物流網の基幹的なインフラである鉄道網が途切れ途切れになっては、道が掲げる観光振興や食品輸出などの政策展開にも影響を及ぼすこととなります。

また、赤字になれば廃止するというJR北海道の体質が改められなければ、将来にわたって、

本道の鉄道網は縮小の一方となってしまいます。

知事は、改めて危機感を持って、持続的な鉄道網の維持に向け、交通政策総合指針に基づいたJR北海道の経営再生に向けた全体像を早急に描き、地域でできることは何か、そして道は何をするのか、路線維持を前提とした全道的な議論を早急にすべきと考えますが、認識を伺います。

次に、種子法廃止に伴う対応についてです。

知事は、北海道としての条例制定に言及することについて、道として何が必要で何が足りないかを議論したり、検討部会で議論をしないと、かたくなに避けております。

課題や現状の検討は当然であります、農業者、地域からも、北海道が築き上げてきた農業の基盤である種子を今後もしっかりと守り続ける柱となる条例の制定が求められているのです。条例制定への知事のリーダーシップを示すべきです。条例制定を検討すべきと考えますが、重ねて所見を伺います。

最後に、IRについてです。

知事は、IRの道内への設置については、これまで、さまざまな調査を行い、フォーラムを開催しておきながら、法案の未成立を理由にして、判断を先延ばししているだけの答弁をされています。

国会での審議を見ても、カジノを含むIRの公益性、カジノ管理委員会の権限、体制や、ギャンブル依存症対策などが明らかになっておりません。

道民の間でカジノに対する拒否感が強いことは知事自身もわかっているからこそ、判断するのに慎重にならざるを得ないのではないのでしょうか。

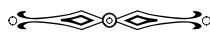
知事は、このような状況で、いつ、その是非について判断するのか、改めて何うとともに、正と負の側面を持つIRの道内への設置については、知事として今こそ反対の立場を明確にすべきと考えますが、所見を伺い、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干お時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がございましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩



午後3時35分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）広田議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、人口減少対策に関し、創生総合戦略についてであります。道では、北海道における人口の長期的な展望に立ち、5年間を計画期間とする創生総合戦略を策定し、子育て支援策や、

移住、定住の促進、食や観光といった地域資源を生かした産業振興など、各般の施策を推進してまいったところであります。

道といたしましては、今後とも、産学官等で構成する創生協議会における御意見等を踏まえながら、関連施策やK P Iの数値等の見直しを不断に行うなど、進捗管理に努め、創生総合戦略の着実な推進と、市町村戦略への支援に全力で取り組んでまいります。

次に、SDGsの推進についてであります。このたび取りまとめた、ビジョンの骨子案では、優先的に取り組む五つの課題をお示したところであり、今後、関係団体や実践者等の御意見も伺いながら、それぞれの優先課題に沿った対応方向などについて、具体的な検討を進めることといたしております。

道といたしましては、道民の方々を初め、多様な主体の方々とこのビジョンを共有し、官民が一体となって、SDGsの推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、人材の確保についてであります。道では、働き方改革推進方策に基づく取り組みを進めるとともに、人材確保対策推進本部において総合的な調整を行い、各地域における業界等の情報や魅力の発信、働きやすい環境整備の促進など、人材確保に向けた取り組みを、関係部局の連携により、全庁が一体となって展開してまいります。

次に、J R北海道の経営再生の見直しなどについてであります。道といたしましては、J R北海道に対する支援の実施に当たっては、関係機関が一体となって、利用促進などの効果や課題などを踏まえながら、収支改善に向けた取り組みを推進していく必要があると考えており、具体的な方法等については、今後、J R北海道や国の考え方を確認するとともに、沿線自治体の皆様方の御意見を踏まえながら対応してまいります。

次に、J R北海道の再生に向けた議論についてであります。道は、これまで、J R北海道が単独で維持困難とする全ての線区において、地域の皆様と、将来を見据えた最適な交通体系のあり方や鉄道の利用促進など、地域としての取り組みについて検討を進めてきているところであり、今後とも、道の交通政策総合指針を踏まえながら、全道各地において議論を深めてまいります。

次に、種子法廃止に伴う新たなルールづくりについてであります。私といたしましては、本道の農業者が今後とも安心して営農できるよう、引き続き、生産現場や地域などから出される御意見、道議会における御議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいります。

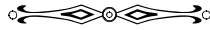
最後に、I Rについてであります。私といたしましては、法案成立後においては、国からの情報収集等を積極的に行い、I R区域の認定プロセスやスケジュールもしっかりと見きわめるとともに、カジノ導入に伴い懸念される対策も十分に踏まえながら、適切に判断をしてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 広田まゆみさんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時39分休憩



午後4時2分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

安住太伸君。

○4番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、申し上げます。

大阪府北部を中心に発生した震度6弱の地震により、大きな被害が発生いたしました。お亡くなりになった5名の方々に対し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

私は、北海道結志会を代表して、道政執行に関する基本的な姿勢と、当面する道政上の諸課題について、知事並びに教育長、警察本部長に順次質問してまいります。

初めに、働き方改革について伺います。

まず、人材確保対策についてです。

高度プロフェッショナル制度の新設には反対の声もありますが、現在、働き改革関連法案が国会で審議されています。

人口が減る中で経済が成長するには、女性や高齢者の就業促進が重要であり、そのためには、慢性的な長時間労働を是正し、働きやすい環境をつくることが肝要です。

また、非正規雇用の比率が4割近い現状では、仕事と同じであれば、雇用形態に関係なく、賃金も同じにする同一労働同一賃金の制度化は当然です。

道でも、働き方改革については、昨年10月に北海道働き方改革推進方策を策定し、取り組みを進めていると承知しています。

ことし3月には、経済活動を支える人材の確保が重要な課題であるとの認識のもと、働き方改革を含めた人材確保対策を、関係部局の連携により、効果的に推進するとして、北海道人材確保対策推進本部員会議が開催されました。

一方、現場では、農業、建設、運輸、飲食、介護・福祉サービスなどなど、あらゆる業種で人手不足が叫ばれ、今や、労働力不足こそが、経済の成長と地域の安定を阻む大きな足かせとなり始めています。

これは、人口の減少速度以上に、生産年齢人口が急速に減少を始めている、国レベルでの構造的な変化によって引き起こされているものであり、そのことが、需要が減り、市場も縮小しているはずなのに、人手が足りないという現下の状況をもたらしている最大の要因と考えます。

この点で、道立高校全体の農業科、工業科、商業科における就職先や進学先等の近年の推移からは、いずれも、七、八割の生徒が、各職業学科と関係のある企業等に就職をしており、二、三

割近い生徒が、同様に各職業学科と関係のある高等教育機関へ進学していることが確認できません。

その意味で、道として、一義的には、前述のような人手不足が叫ばれる分野への人材供給を担うべき各道立高校やそれぞれの職業学科が、まずは相応にその役割を果たしているとも見ることができ、そこは一定の評価をしたいと思います。

しかしながら、今のままでは、もはや悲鳴に近い、人手が足りないとの声に応える、本道における人手不足の抜本的な解消には、残念ながらいまだ遠く及ばないのではないのでしょうか。なぜならば、そもそも、マクロレベルでの圧倒的な需給ギャップが存在している上に、特に、本道からの若年人口の流出が他の都府県よりも多く、顕著だからです。

道並びに道教委として、以前にも増して、道内への職業人の流入や還流、定着、さらには、それら業界が抱える課題の解決のための能力を兼ね備えた人材の供給を果たせる、有効な施策展開が急務と思えてなりません。

折しも、道では、平成32年度の開校を目指し、人手不足感が顕著な林業・木材産業への高度人材の供給を主たる目的として、道立の林業大学校の設置を決め、目下、その準備を急いでいるところです。

深刻な人手不足の解消に向けた今後の人材確保対策について、知事並びに教育長の所見を伺います。

次に、技能実習生、留学生の受け入れ拡大についてです。

日本政策金融公庫札幌支店がまとめた北海道中小企業動向調査の結果では、4月から6月の業況判断指数が2年3カ月ぶりにマイナスに転じ、深刻化する人手不足が企業業績圧迫の一要因になっていると分析しています。

製造業、飲食業では、実習や留学の名目で入国した外国人が産業を支えているのが現実であり、国では、最長5年間の技能実習を修了した外国人に、さらに5年間就労できる新たな在留資格をつくるなど、慢性化する人手不足を解消する即戦力として、外国人材の受け入れ拡大を検討していると承知しています。

先日、道では、道内の企業や大学などと連携し、ベトナムからの技能実習生や留学生の来道をふやす取り組みを強化するとの報道がありました。アジア諸国との交流を深めることは重要なことですが、技能実習生や留学生は、もともと、就労を目的として入国していないため、雇用現場での人権侵害や賃金不払いなどの問題も指摘されています。

道では、こうした問題にどのように対処しながら取り組みを進めるのか、所見を伺います。

次に、民間企業の取り組みについてです。

北海道働き方改革推進方策では、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上を三つの柱として取り組みを進めるとともに、北海道創生総合戦略の指標に準拠して、25歳から34歳の女性の就業率などを、方策の推進状況をはかる主な指標として掲げています。

指標は、推進管理上、重要な役割を果たしますが、指標としてはあらわれない、道内企業等の

働き方改革への取り組み状況については、どの程度把握しているのか、伺います。

また、東京都では、従業員の働き方改革に取り組む企業に奨励金を交付するなど、目標達成に向け、動機づけとなる施策の展開を図っていますが、道では、企業の働き方改革の取り組みに対するインセンティブをどう醸成しているのか、どうすれば取り組みが進むと考えているのか、あわせて伺います。

次に、道庁における多様な働き方の導入についてです。

我が会派では、行政課題がより複雑化する中で、限られた人的資源を生かし、高い成果を生むためには、業務の減量化とともに、勤務時間、勤務場所にとらわれないフレックスタイム制やテレワークなど、多様な働き方の導入が必要と考えています。

第1回定例会の代表質問で、知事は、在宅勤務を含むテレワークについては、道庁ICT利活用実施計画の中で、ICTの利活用にかかわる取り組み内容や実施時期等とともに、今年度末までに取りまとめる旨、お答えになっています。

しかし、3月に公表された北海道ICT利活用推進計画の年度計画では、平成30年度に、システム仕様案や、職員ニーズ等をもとにした在宅勤務の導入に向けたあり方を検討するだけされ、いつ、どのような形で実施に向けて取り組むのか、明らかになっておりません。

導入に向けた具体的な取り組み及びスケジュールについて伺います。

次に、交通政策についてです。

まず、JR北海道の事業範囲見直しにかかわる関係者会議等についてです。

さきの第1回定例会において、知事は、JR北海道の事業範囲見直し問題に関して、JR北海道みずからが、経営再建に向け、具体的な取り組みや赤字圧縮の効果などの見通しを示すことが不可欠であり、国、道、市町村による支援の枠組みを協議する中で、できる限り早期に示すよう強く求める、さらに、国の支援の考え方について求めると決意を表明し、これまで2回の関係者会議が開催されましたが、いまだ具体的な進展は見られません。

それどころか、会議の直後に、島田社長が、輸送密度200人以上2000人未満の道内の路線8区間について、収支が改善しなければ将来の廃線も含めて検討する旨、発言し、後に撤回をしたものの、国が、「国としては、路線維持に努めるとした道の指針を尊重したい」と述べ、発言の火消しに追われるなど、道民や関係自治体は、常に、不安、不信を抱えながら、この問題と向き合わざるを得ない状況に陥っています。

そこで、この問題は、今後も長期間にわたり協議が続くことから、例えば、協議の前提となる原則や必要な情報を関係者で改めてしっかりと確認し、道民に宣言するべきと考えますが、今後の関係者会議の対応とあわせて、知事の所見を伺います。

次に、国の支援等についてです。

6月17日の関係者会議において、JR北海道は、「経営再生の見通し」（案）を示したものの、年間で180億円もの経常赤字や、鉄道施設、車両にかかわる大規模な更新などの費用の435億円が、JR北海道の取り組みによりどの程度圧縮できるのか、具体的な数字は明らかにされず、

国からは、支援の概要すら示されませんでした。

藤井鉄道局長は、現行のJR北海道への支援が、いわゆる特例業務勘定の法律上、2020年度が期限であることから、支援を継続するための法改正について言及した上で、2030年度をターゲットにするという考え方のもとで法改正に取り組むと述べられたものの、支援のあり方がどうなるのか、一層、不透明感が増したように感じます。

知事は、JR北海道の経営再生に不可欠としている国の支援やJR北海道の自助努力について、どのように考え、対応していくのか、所見を伺います。

次に、札幌市との連携等についてです。

我が会派では、これまで、持続可能な鉄道網を含めた交通ネットワークの確立に向け、札幌市の果たす役割が極めて重要と重ねて指摘をしてまいりました。

知事も、道と札幌市との間の行政懇談会などの場を通じ、情報共有や連携の強化を図り、持続可能な交通ネットワークの形成に向けて取り組むと述べておりますが、具体の取り組みはどのようなになっているのか、伺います。

次に、道政上の諸課題について伺います。

まず、持続可能な観光の実現についてです。

国連世界観光機関では、昨年——2017年を「開発のための持続可能な観光の国際年」と定めており、我が国でも、観光振興における持続可能性の追求は喫緊の課題とされています。

観光は、本道の経済成長や北海道創生という点で極めて重要な役割を担うだけに、観光振興により、地域の生活環境等に及ぼす負の影響などをできるだけ緩和しながら、持続可能な観光を実現するという視点が必要かつ重要になってまいります。

道では、ことし3月、第4期北海道観光のくにづくり行動計画を策定し、稼ぐ観光を目指した滞在型の観光地づくりなど、各般の施策を推進することとしており、その目標の達成とともに、厳しい道財政のもとで、持続可能な次世代の観光立国の実現に向け、将来にわたり、必要となる観光施策を着実かつ継続的に講じていくための新たな財源確保が求められています。

その財源の確保策については、2月に、観光審議会から、新税導入を是とする旨の答申を受けながら、導入に向けた本格的な検討作業は先送りする方向で見直しを進めているとの一部報道がありました。新たな財源の確保策がおくれればおくれるほど、観光地の整備など、必要な対策もおくれることとなってまいります。

持続可能な本道観光の実現をどのように図られるのか、知事の見解を伺います。

次に、IRについてです。

道では、IR実施法案の成立を見据え、北海道としてIR誘致を判断する際の参考とするために行った、IRに係る新たなインバウンド誘致企画調査事業の結果を公表しました。

この調査は、社会的影響現況調査など4項目を内容としており、このうち、需要予測調査は、IR誘致の方針を表明している苫小牧市、留寿都村、釧路市を対象に、年間の訪問者数や売上高の試算を行い、3地域の中では、苫小牧市がいずれの数値でも一番高くなっています。

I Rをめぐるっては、ギャンブル依存症に対する懸念も根強く、調査報告書の中でも、「医療においてまだ相談・治療体制が十分でなく、治療ができる専門家が非常に少ない」などの課題が指摘されています。

私は、5月の食と観光対策特別委員会で、I R誘致の検討に当たっては、経済的な効果だけでなく、こうした課題に対する対策を同時並行的に進めるべきとただしましたが、「国におけるギャンブル等依存症対策の動向を見きわめるとともに、医療関係者など専門家の御意見をお聞きしながら、道としての対応のあり方について十分検討していく必要がある」とのお答えで、当事者としての強い自覚が感じられませんでした。

現在、国会で審議されているギャンブル等依存症対策基本法案では、努力目標ながら、ギャンブル等依存症対策推進計画を地域の実情に合わせて策定することを求めており、誘致を検討している道としては、早急に推進計画を策定し、相談・治療体制の充実を図るべきと考えます。知事の見解を伺います。

また、調査報告も踏まえた地域の絞り込みは速やかに行うべきと考えますが、あわせて見解を伺います。

次に、食の輸出拡大についてです。

北海道グローバル戦略の一つと位置づけられ、知事公約の目玉でもある道産食品の輸出額は、2年連続して減少し、昨年——平成29年の実績は、前年比で3.9%減の674億5000万円と発表されていました。

知事公約や北海道食の輸出拡大戦略で掲げられた輸出目標額は、ことしまでに1000億円としていましたが、先般の議会で、知事は、これまでは、国の貿易統計等をもとに、道内の港や空港から、直接、海外に輸出した食品だけを積算していたものに、道外港からの輸出額の推計値も足し合わせ、実質的に公約は達成したかのようなやりとりをし、目標額について、2023年までに1500億円にするとの考えを示されました。

もともとの1000億円には、道外港からの輸出額はカウントされておりません。にもかかわらず、その額も含めて公約達成とお考えになっているとするならば、ルールを試合開始後に変更するようなもので、これはいただけません。

目標を高くすることは結構ですが、任期も残り少なくなってきた時期に、なぜ、積算方法を変えてまで、公約に掲げた目標額を変更する必要があるのか、変更の理由について伺います。

また、道外港からの輸出額は、道内の生産者や商社などからの聞き取りによる推計値とのことでした。推計は推計にすぎず、正確な実績が把握されない数値を目標として掲げることは、知事御自身が重点施策として掲げる事項だけに、推進管理上、問題があると考えます。あわせて知事の見解を伺います。

次に、輸出拡大を支える体制づくりについてです。

農林水産物・食品の輸出は全国的にも伸び悩んでおり、その原因の一つとして、農業や食品産業の現場で、輸出をにらんだ体制づくりが進んでいないこと、食の安全を求める世界の消費者ニ

ーズへの対応がおくれていることなどが指摘されています。

米国や欧州連合では、多くの食品で、輸入条件として、衛生に関する国際基準であるHACCPの導入を求めていますし、アメリカ本社のコストコなど、欧米の流通大手は、国際認証であるグローバルGAPを持たない農家からは農産物を輸出しない傾向が強まっています。

農水省のデータによると、HACCPを導入している日本の食品メーカーは約3割で、グローバルGAPを取得している農業者は、いまだ約480件にとどまっています。

道では、輸出を広げてきたアジアだけでなく、これまで手薄だった欧米への販路拡大に力を入れておりますが、欧米市場開拓のためには、HACCP導入やグローバルGAP取得の有無が重要な要素になると考えます。

北海道創生総合戦略では、食品製造施設等におけるHACCP導入を支援するとしています。

知事は、道内の食品産業、農業におけるHACCP導入やグローバルGAP取得の状況をどう認識し、輸出拡大を支える体制づくりにどのように取り組まれるのか、伺います。

次に、地域医療に関し、まず、医療法及び医師法の改正についてです。

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保することを目的に、現在、国会で、医療法及び医師法の一部を改正する法律案が審議されています。

そこには、「都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲」などが盛り込まれ、改正事項によって一部違いがあるものの、施行期日は2019年4月1日の予定となっています。

第1回定例会の代表質問で、我が会派の同僚議員が、法改正の動きを踏まえ、医師確保計画の策定や地域医療対策協議会の機能強化にどのように取り組むのか、伺いましたが、国の検討状況を踏まえるとして、具体的なお答えはいただけませんでした。

道では、3月に、平成30年度から35年度までを計画期間とする北海道医療計画を策定しています。

この計画に、今回の法改正の趣旨はどのように盛り込まれているのか、伺います。

次に、地域枠医師制度についてです。

平成20年度から始まった地域枠医師制度は、医師偏在の解消に向けた取り組みとして大きな役割が期待されており、現在は、医師不足が著しい産婦人科などに42名の医師が配置され、全道各地で活躍されていると承知しています。

本年度の新規募集定員は、3大学を合わせて32名で、旭川医大が、独自の医師確保策を併用していることなどを背景に、将来の医師供給が過剰になるとして、昨年度までの17名を12名に変更したことを踏まえ、道では、減った5名分を、急遽、北大に引き受けてもらった経緯があります。

しかし、北大については、締め切りを6月上旬まで延長したものの、今日まで応募者がおらず、5名分が宙に浮いた形になっている一方、旭川医大では、21名の応募者がいて、希望しながら奨学金を受けられない医学生が9名もいるとのことでもあります。

そこで伺います。

そもそも、1学年の定員の32名はどのような根拠で決めているのか。また、旭川医大が定員削減を決めた以上、北大の5名分を再び戻すことはできないとの道の見解が報じられていますが、なぜ、せっかくの枠を余すことになるのか、理由を伺います。

次に、日本版ネウボラについてです。

ネウボラとは、助言の場という意味で、妊娠期から子どもの就学まで、子育て全般を専属の保健師らがサポートする、フィンランド発祥の子育て支援拠点です。

これに対し、我が国では、妊産婦や乳幼児に提供する公的サポートの多くは、行政の担当部署や施設が異なることが多く、妊娠期の医療中心の支援から、出産後の子育て支援、虐待防止、保育などの福祉支援に移行する際に、連携が不十分になったり、支援が途切れたりする懸念があると指摘されてきました。

こうしたことから、国では、平成28年に母子保健法を改正し、ネウボラを考え方を取り入れた子育て世代包括支援センターを、情報共有や連携を強化する調整役として位置づけ、その設置を促進することとしています。

日本版ネウボラとも呼ばれ、母子を支えるワンストップ拠点の子育て世代包括支援センターについて、国では、少子化社会対策大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、おおむね平成32年度末までに全国展開することを目指しており、平成29年4月1日現在で、全国の525市町村に1106カ所設置されております。

知事は、ことしの道政執行方針で、結婚や妊娠、出産、子育てといったライフステージに応じた対策を進めると述べられ、北海道創生総合戦略でも、地域特性に応じた子育て支援をうたっていますが、日本版ネウボラについては、どのような見解をお持ちなのか、伺います。

また、他県では、子育て世代包括支援センターを設置した市町村を対象に、育児グッズの配付などの活動費を補助する制度を設けている例もあると承知しています。

道では、どのような支援を行っているのか。さらに、創生総合戦略のKPIに、子育て世代包括支援センターの設置目標を設定していない理由、及び、平成32年度末までにどの程度の設置を目指すのか、あわせて伺います。

次に、児童虐待についてです。

全国の児童相談所が、児童虐待または児童虐待が危惧されるものとして対応した件数は、過去10年間で約3倍となっており、道内でも、道と札幌市の児童相談所を合わせた平成28年度の相談件数は約4800件と、過去最多を更新し続けています。

国では、児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、急増する児童虐待への対応を強化していますが、ことし3月には、東京都目黒区で、5歳の少女が、父親からたび重なる虐待を受けた上、十分な食事も与えられず、敗血症により死亡するといった、やるせない事件が起きてしまいました。

報道によると、この少女は、1月まで住んでいた香川県でも虐待を受けており、地元の児童相

談所に2度保護されています。そのような経過から、今回の事件については、今後、それぞれの児童相談所の対応や両者間の引き継ぎ、警察との連携は十分であったのかなどにつき検証されることとなりました。

道では、昨年4月、北海道社会福祉審議会から、今後の児童相談体制についての提言を受けておりますが、今年度、道立児童相談所に配置されている、専門職員である児童福祉司と心理判定員は、8カ所を合わせて83名と44名にすぎず、急増する児童虐待に、質、量ともに対応できる体制となっているのか、強い疑問が残ります。

知事は、これまで、児童相談所の体制強化にどのように取り組まれ、今後、どうされるつもりなのか。道内で今回のような事件が起きることのないよう、道警察や市町村、さらには他都府県の児童相談所との連携強化にどのように取り組んでいくのか、伺います。

また、道警察では、道や札幌市と連携協定を締結し、警察で取り扱った事案を児童相談所に情報提供していると承知していますが、今回の事件などを他山の石として、児童が安心して暮らせる社会の実現に向け、どう取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

次に、環境基本条例等についてです。

環境施策の長期的な基本方針を定めた国の第5次環境基本計画が、ことし4月に閣議決定をされました。

この計画は、国際社会で共通の目標となる持続可能な開発目標——SDGsや、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みであるパリ協定を国連等が採択してから初めての計画であり、その達成を目指す姿勢がはっきりと打ち出されています。

道では、平成8年に環境基本条例を制定し、条例に基づき、平成20年に北海道環境基本計画の第2次計画を策定し、平成28年には改訂版を出しています。

我が会派では、定例会ごとに、道に対し、SDGsの積極的な推進を求めてきたところであり、本年4月、北海道SDGs推進本部を立ち上げ、SDGsの目標、ターゲットの達成に向けて取り組みを開始されたことは、少々スピード感には欠けませんが、評価をいたします。

SDGsと北海道環境基本計画の関係について、昨年第3回定例会で、現在の道計画にはSDGsが反映されていないことや、国の動きなどを踏まえ、道の考え方について質問しましたが、今後、SDGsの達成に資するよう、環境白書などでその意義を紹介するなど、適切に対応していくとして、新たな計画策定には言及されませんでした。

環境政策に対する国の姿勢が明らかになった今、SDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合的向上を目指した道の新たな環境基本計画を策定すべきであり、計画策定の根拠である環境基本条例を改定する必要はないのか、見解を伺います。

次に、人と動物の共生についてです。

本年4月、「動物と共生する北の大地」を副題とする第2次北海道動物愛護管理推進計画がスタートしました。

前計画のもとでの取り組みの推進の結果として、本道においても、犬、猫の致死処分頭数が大

幅に減少するなど、人と動物が共生する社会の実現に向けて前進が認められることは、大いに評価をしたいと思います。

しかしながら、平成28年度の全道の実績で、保健所にて引き取られた犬のうち、約12%に相当する182頭が、同様に、猫については、約4分の1——25%に相当する976匹が、今なお、致死、すなわち殺処分が付されています。

また、一方で、動物の虐待や遺棄にかかわる問題も依然として後を絶ちません。

昨年10月、札幌市南区の民家で、排せつ物を放置した状態で多数の猫を飼育、虐待したとして、札幌区検察庁が、札幌市東区の40代の夫婦を、動物愛護管理法違反で札幌簡易裁判所に略式起訴した旨の報道が5月30日にありました。この事件では、その悪質さを知った方々の間で、厳罰を求める署名が1月足らずの間に約6300人分も集まったと聞いています。

他方、近年の研究の成果として、高齢の方が、動物と暮らすことで精神的不安が軽減されたり、ペットに触れることで高血圧の改善や身体機能のリハビリに役立つなど、医学的な有用性が実証されており、動物介在療法として、ドイツなどではその仕組みづくりが進んでいます。

さらに、そうした効用は、何もお年寄りだけにとどまりません。

長年、鬱病に苦しめられていた私の友人は、傷つけられ捨てられていた猫を迎え入れての暮らしを通じ、今では、ほぼ通常の仕事や生活ができる程度にまで回復いたしました。

また、動物の飼育が児童の心理的発達に与える影響に関する実証研究の先駆者である心理学者の中島准教授によると、「ペットとの間にちゃんと絆ができている子どもは、そうでない子どもよりも、人への思いやりや温かさを持っている」との研究結果を発表しています。

もし、人間の側の事情により絶たれてしまう幾つもの動物たちの命が、適切な管理のもとで人と共生できる仕組みをつくれるならば、あるいは、東京都目黒区の5歳の女兒が亡くなった痛ましい事件のような、虐待する両親の心に巣くう闇までも消し去り、人と動物の両方を救うことができるようになるのかもしれませんが。

知事は、昨今のそうした社会的情勢あるいは近年の医学的な研究成果等を踏まえ、人が動物と共生する北海道をどのように築いていくのか、所見を伺います。

次に、農業政策に関し、まず、主要農作物種子法廃止後の対応についてです。

戦後の食料不足を解消するため、米、麦、大豆といった主要農作物の種子生産を全ての都道府県に義務づけた主要農作物種子法がことし4月に廃止され、種子供給は、これまでの義務から、都道府県おのおのの政策に委ねられることとなりました。

道では、種子法廃止と同時に、本年4月1日付で、種子の生産や審査などに関して必要な事項を定めた要綱、要領を制定し、平成30年度もこれまでの体制を維持することとしたところですが、生産現場や消費者団体などからは、道の対応に不安の声が上がっています。

米、麦、大豆といった主要農産物は、本道の農業経営にとって重要な基幹作物であり、種子法廃止後においても、農業者に、安全、安心で、地域に適した優良種子を安定的に供給することは道の責務と考えます。

さきの農政委員会において、農政部長は、生産者の皆さんが安心して営農に取り組めるよう、本道の実情を踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組むと答弁されました。

であるならば、生産現場の不安を払拭するためにも、食料基地・北海道として、理念や役割分担、重要項目を明らかにした条例を制定し、道の政策的な立場を明確にすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、本道農業の持続的な発展についてです。

道では、今定例会に際し、先般、北海道農業・農村振興条例に基づき、平成29年度農業・農村の動向等に関する年次報告を議会に提出されました。

昨年の農業生産は、天候にも恵まれたことから、耕種部門、畜産部門ともに前年を上回る結果となり、農家の皆さんを初め、関係者の皆様の努力のたまものと敬意を表するところです。

本道農業をめぐっては、TPP11や日EU・EPAの合意などにより、国際間競争が激化する一方、販売農家戸数の減少には歯どめがかからず、高齢化や担い手不足がますます深刻化しています。

また、昨年1年間だけでも、畜産経営の安定に関する法律の改正による生乳の流通改革、行政による生産数量目標の配分を廃止した米政策の見直し、農用地の利用集積の促進などを強化した土地改良法の改正、さらには、農業者ごとの収入全体に総合的に対応し得る収入保険制度の創設などなど、国の農政は目まぐるしく変化しています。

道には、こうした新たな制度が本道農業に及ぼす影響などをしっかりと検証し、必要な対策について国へ要望するなど、速やかな対応が求められていると考えます。

知事の任期も残り1年を切っていますが、環境の変化に適切に対応しながら、本道農業の持続的な発展に向け、どのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。

次に、教育行政について伺います。

まず、英語教育についてです。

文部科学省が公表した、2017年度の、全国の公立の中学と高校の3年生の英語力を調べた英語教育実施状況調査の結果では、道内の中学3年生で、英検3級相当以上の英語力を持つ生徒は、札幌市を除くと、全国で60位の32.8%、高校3年生の英検準2級以上相当は、全国で28位の37.6%となっています。いずれも、国が目標とする50%はおろか、全国平均にも及ばない状況です。

また、この調査では、英語担当教師の英語力も調べており、英検準1級以上などの資格を取得している教員の割合も、中学、高校ともに全国平均を下回っています。

道教委では、千歳科学技術大学と包括連携協定を結び、同大学が開発した、インターネット上で英語の個別学習ができるeラーニングシステムなどを使い、中学生の英語力の向上を目指すこととしていると承知していますが、英語力の向上のためには、外部試験の積極的な活用や教員研修の強化などが必要と考えます。

教育長は、道内の中・高生及び教員の英語力の現状をどのように認識し、実効性のある英語力の向上にどう取り組まれるのか、伺います。

また、2020年度から、大学入学共通テストに英語の民間試験が導入されることとなっていますが、評価の公平性、信頼性の確保や、高額な受験料、さらには、道内における会場不足など、種々の課題が指摘されています。

民間検定の制度設計自体を行うのは大学入試センターであるものの、道教委では、こうした課題にどう対応するのか、見解を伺います。

最後に、教員の働き方改革について伺います。

道教委では、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を作成するとともに、今年度の組織改正で、教職員課に働き方改革グループを設置し、このプランを一元的に管理することとしています。

我が会派では、ことしの第1回定例会の代表質問でアクション・プランについて質問し、学校における働き方改革は喫緊の課題であり、アクション・プランのもとで、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を、全校種でゼロにすることを目標に、各般の施策、取り組みを進める旨の答弁をいただきました。

新年度が始まってから、まだ2カ月余りなので、その成果は問いませんが、取り組みの状況及び市町村教育委員会の反応はどのようなものなのか、把握している状況を伺います。

また、前教育長は、道立高校において、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを、アクション・プラン期間中の可能な限り早期に構築する、市町村教育委員会に対しても積極的な取り組みを促すとおっしゃられ、新教育長も当然この路線を引き継ぐものと考えますが、確認の意味を込めて、見解を伺います。

以上で、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）安住議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、人材の確保についてであります。本道においては、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行し、さまざまな業種で人手不足が顕在化してきており、本道経済の持続的発展に向けて、産業を支える人材の確保が喫緊の課題となっております。

このため、道では、女性や高齢者など、多様な働き手の就業を促進するとともに、U・Iターnfフェアの開催や、北海道プロフェッショナル人材センターによるマッチング支援など、道外からの人材誘致に取り組んできているところであります。

さらには、本年3月に立ち上げた人材確保対策推進本部を通じて、合同企業説明会などにおける業界等の情報や魅力の発信、優良事例の普及による働きやすい環境整備の促進、業務の省力化や効率化への支援など、全庁が一体となって、人材確保に向けた取り組みを推進していく考えであります。

次に、J R北海道の問題に係る関係者会議などについてであります。J R北海道をめぐる問題の解決に向けては、国、道、J R北海道、さらには市町村が、今後のスケジュールや情報を共有しつつ、協議を行っていくことが必要であり、道では、これまで、2回にわたり関係者会議を

開催したところであります。

道では、持続的な鉄道網の確立に向けては、本年3月に策定をした交通政策総合指針に基づき、JR北海道はもとより、市町村や道、国など関係者が一体となって十分に議論を尽くしていく中で、方向性を見出していく必要があると考えるものであります。

道といたしましては、今後とも、関係者会議を開催し、JR北海道の「経営再生の見通し」（案）のさらなる具体化や、国の支援内容の全体像などを明らかにすることをさらに強く求めてまいるとともに、私自身を初め、道幹部が地域に入り、関係者会議の結果を初めとするさまざまな情報を提供しながら、地域における検討協議を進めるなどして、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、より一層積極的に取り組んでまいります。

次に、国の支援などについてであります。道では、交通政策総合指針に基づき、新幹線の札幌開業が予定される2030年を見据え、持続的な鉄道網の確立を目指す考えであります。国の支援の根拠となる、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律については、2020年度に期限を迎えることから、去る6月17日の関係者会議において、私から、法改正が不可欠である旨、国に求めたところであります。

道といたしましては、国に対し、法改正の必要性を引き続き求めてまいるとともに、国等の支援の前提となるJR北海道の経営再生の見通しについて、道議会における御議論や関係者会議における御指摘、地域からの御意見を踏まえて、さらに具体化するよう強く求めてまいります。

次に、本道観光の振興についてであります。本道観光のリーディング産業化に向けては、観光のくにつくり行動計画に基づく施策を着実に進めるとともに、インバウンドの急増などに伴う新たな課題への対応が急務であると認識をいたします。

こうした中、観光振興に係る新たな財源確保については、地域に対する具体的な支援を求める声を初め、観光客の減少や道民の負担感への懸念など、さまざまな御意見が寄せられているところであります。

このため、道といたしましては、必要なインバウンド対策などのほか、新たな財源の確保策について、観光関係者や業界団体はもとより、多くの道民の皆様から理解が得られるよう、さらに検討を進めるとともに、本道観光の持続的な発展を図るため、引き続き、多様な主体の参画により観光地経営を担うDMOの形成促進など、国際的に質の高い観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、IRについてであります。国際会議場を初め、エンターテインメント施設や高級ホテルなど、集客・交流機能を有するIRは、観光振興や雇用の創出など、本道の発展に寄与することが期待される一方で、カジノの設置に伴うギャンブル依存症などの影響も懸念されるところであります。

道といたしましては、市町村や医療機関、民間団体等との連携のもと、ギャンブル等の問題で相談や治療を要する方々への支援など、体系的な依存症対策を推進するとともに、本道経済や地域の活性化に向け、IRの導入効果を高めていくために必要な機能や優先すべき候補地などにつ

いて、さらに検討を進めてまいります。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。道では、国内市場の縮小が懸念される中、旺盛な海外需要を取り込み、力強い本道経済を構築していくため、輸出拡大戦略を策定し、平成30年中に、道内港からの道産食品輸出1000億円の達成を目指し、各般の施策を積極的に展開しているところであります。

さらなる輸出拡大を図っていくためには、道外港も含めた販売先や物流の実態を捉えることが重要でありますことから、専門家などの意見を聞きながら、道外港からの輸出額を推計しているところであり、輸出実態に一定程度沿ったものであると認識をしております。

今後とも、道内の事業者の挑戦意欲に弾みをつけ、これまでの取り組みの勢いを切れ目なく続けていくため、5年後の2023年までに、道外港も含めた食品輸出1500億円を目指し、本年度中に新たな輸出戦略の検討を進めてまいります。

次に、医師確保対策についてであります。現在、国会において、都道府県の医療計画の一部として医師確保計画を策定することや、臨床研修病院の指定権限を移譲することなどを内容とする、医療法及び医師法の一部改正が審議されていると承知をいたします。

道では、本道の実情に即し、実効性の高い対策を講ずるよう国に対して働きかけるとともに、本年3月に医療計画を策定し、地域間、診療科間のバランスがとれた医師確保対策など四つの柱を施策の方向として定め、医師確保対策に取り組んでいるところであり、引き続き、医育大学や医師会などとの連携を一層強め、医療対策協議会で十分協議を行いながら、実効性の高い医師確保対策を一層進めてまいる考えであります。

次に、医師養成確保修学資金についてであります。道では、本道の深刻な医師の不足や地域偏在の状況を踏まえ、国の緊急医師確保対策等による暫定的な入学定員増に必要な修学資金の貸付制度を創設し、医育大学や医師会、市町村などで構成する医療対策協議会での協議を経て、32人分の貸付枠としたところであり、今年度からは、札医大及び旭川医大に加え、新たに北大の医学部入学者も対象として貸し付けることとしたところであり、

修学資金については、ホームページの活用はもとより、医育大学と連携して説明会を開催するなどし、募集してきたところであり、これらに加え、道内の全ての高校や道内外の予備校に対して修学資金の概要を配付するなど、周知方法に工夫を加えながら、積極的に利用されるよう取り組み、地域医療を担う医師の確保に努めてまいります。

次に、児童相談体制についてであります。児童虐待は、大切な生命も脅かす、決してあってはならない行為であり、道では、増加する児童虐待に対応するため、児童相談所の児童福祉司や心理判定員などの専門職員を計画的に増員してきたほか、法的対応の助言を行う弁護士配置など、児童相談所の機能の強化に取り組んでまいったところであり、

道といたしましては、今般、東京都内で発生した痛ましい虐待事案を受け、平成29年に道警と締結をした、児童の安全確保に向けた情報共有等に関する協定の実施状況の点検や、支援を行っている家庭が道内外で転居した場合の児童相談所への適切な情報提供などについて、改めて全て

児童相談所に徹底するとともに、虐待防止に向けた専門研修の充実など、引き続き児童相談所の機能の強化に努めるなど、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に全力で取り組んでまいります。

次に、優良な種子の安定供給についてであります。本道農業が、今後とも、国民の食生活を支え、稲や麦、大豆といった主要農作物を安定的に生産していくためには、その優良な種子の安定供給は不可欠と考えます。

このため、道といたしましては、平成30年度は、種子の生産や審査などに係る要綱等の整備を進め、必要な予算を確保し、種子の供給を図っていくところであります。

平成31年度以降に向けては、30年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえた上で、種子生産に関する、道や農業団体、生産者等の役割分担を明らかにするとともに、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、農業者などからの意見や議会議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいります。

最後に、本道農業の振興についてであります。グローバル化への対応や担い手不足といった課題に直面する中、本道農業が、食料の安定供給や地域の基幹産業としての役割を果たしていくためには、生産力と競争力を一層高め、家族経営が主体となっている担い手の方々が、将来に希望を持ち、安心して営農に取り組んでいくことができる施策の確立が重要であります。

このため、道といたしましては、国の新たな制度などが、本道の実情に即して効果的に推進されるよう、生産者や地域からの御意見などを踏まえながら、政策提案を行うとともに、多様な担い手の育成確保を初め、計画的な農地等の基盤整備や省力化技術の開発普及、さらには、多様なニーズに応じた、安全、安心な農畜産物の安定生産や、ブランド力を生かした高付加価値農業の推進など、各般の施策に取り組み、本道農業の持続的な発展に力を尽くしてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）働き方改革に関し、まず、外国人材の受け入れについてであります。グローバル化の進展や外国人観光客の増加に加え、さまざまな業種で人手不足となっている状況の中、国際的視野や、専門的な知識、技能を有する外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になっていくものと考えております。

道といたしましては、外国人技能実習生が安心して技能を習得できるよう、関係法令の遵守など、制度の適正な運用について、周知、啓発に努めるとともに、外国人留学生の道内就職の促進に向けたキャリアカウンセリングに加え、道内企業の魅力発信やマッチング支援を実施するなど、国や関係機関と連携しながら、本道において、より多くの外国人材に活躍してもらえよう取り組んでまいります。

次に、働き方改革の推進についてであります。道では、これまで、指標の進捗状況の確認はもとより、ほっかいどう働き方改革支援センターに寄せられた相談を通じて、道内企業の取り組

み状況の把握をしてきたところであり、その中では、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進のほか、非正規雇用労働者の正社員化に向けた取り組みや、ITを活用した業務の効率化などに取り組む企業が見られるところでもあります。

道といたしましては、引き続き、支援センターにおいて企業からの相談に対応していくほか、本年度におきましては、就業環境の改善などの優良事例の収集や発信を行い、働き方改革に取り組む意義、メリットを広く普及するとともに、新たな企業認定制度を創設するなど、企業における意識の醸成を図り、より多くの企業において働き方改革が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）働き方改革に関し、在宅勤務に係る取り組みについてですが、道が、限られた人員で最大限の行政サービスを提供していくためには、職員のライフステージの変化に合わせて、意欲と能力を十分発揮できるような、魅力ある働きやすい職場環境を整備していくことが重要と認識しています。

多様な働き方の一つとしての在宅勤務に関しましても、昨年、職員ニーズ調査を実施したほか、本年3月に策定した北海道ICT利活用推進計画に沿って、一定のネットワーク接続環境を前提とした業務の洗い出しや対象職員の選定などについて、庁内調査に着手しているところです。

道といたしましては、これらの調査結果や他府県の先行事例を踏まえて、10月以降、在宅勤務を試験的に実施し、その効果や導入に向けたあり方について検証を行うなど、さらに検討を深めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）JR北海道の問題に関し、札幌市との連携についてでございますが、JR北海道問題に関し、道では、これまで、札幌市に対して、交通政策総合指針で示した、持続的な鉄道網の確立に向けた道としての考え方を説明するとともに、JR北海道の経営再生に向けて中心的な役割を担う国に対する支援要請の内容や、地域における検討協議の状況などについて、情報交換を行ってきたところでございます。

道では、新幹線の札幌開業やインバウンドの増加など、本道の交通を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、新千歳空港へのアクセス強化や、札幌圏と中核都市とをつなぐ持続的な鉄道網の確立に向けて、道と札幌市が緊密な連携を図っていくことが重要と考えており、今後とも、道と札幌市の間での行政懇談会などの場を通じ、情報の共有や連携の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監中田克哉君。

○経済部食産業振興監中田克哉君（登壇）食の輸出に関しまして、輸出拡大に向けた体制につい

てであります。欧米などの新規市場を開拓し、道産食品の輸出を促進するためには、輸出相手国から求められる、衛生に関する国際標準の導入や、生産工程に関する国際水準の認証等への対応を進めていくとともに、輸出に取り組む意欲が生産者などに広がることが重要であると認識しております。

このため、道では、事業者、生産者に対し、衛生管理などに関する講習会や現地指導を行ってきたほか、本年度からは、新たに、国際認証を取得するために必要な経費を支援するなど、HACCPの導入やGAP認証の取得を推進してきたところです。

今後とも、生産者団体などと連携し、講習会の実施や経費負担の軽減を図り、国際水準の認証等の取得を進めるなど、地域産業の輸出対応力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）子ども・子育て支援に関し、日本版ネウボラについてでございますが、フィンランドにおける、切れ目のない親子支援を行うネウボラを参考に制度化された子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期まで、ワンストップで親子を支援する仕組みとして有効なものと考えており、これまで、センターの運営費等の助成を行うとともに、設置促進を図るため、市町村に対し、整備に向けた意向の把握を初め、説明会の開催などの取り組みを行ってきたところでございます。

道といたしましては、まずは、センターが果たす役割や効果を市町村に理解していただくことが優先と考え、北海道創生総合戦略での目標値の設定には至っておりませんが、全ての市町村においてセンター機能が整備されるよう、先行事例の情報提供を行うなど、制度の一層の浸透に努め、地域で、安心して、妊娠、出産、子育てができる環境づくりに取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）初めに、環境基本条例に関し、道の環境施策へのSDGsの反映についてでございますが、道の環境基本条例は、環境負荷の少ない、持続的な発展が可能な社会の構築を目指すという基本理念を定めており、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsと方向性を共有しておりますことから、条例はその理念に沿ったものと考えているところであります。

一方、計画期間内に実施する施策が取りまとめられている環境基本計画は、SDGsのゴールやターゲットとの関係が不明確なことから、早急に施策の点検評価を通じて、それらを明らかにするとともに、環境審議会を初めとする有識者の意見を聞くなどして、SDGsの要素をどのように反映していくかなどについて検討してまいります。

次に、人と動物の共生に関し、動物の愛護についてであります。近年、動物との触れ合いは、心の癒やしや病気の治療などの効果が広く注目され、道民の健康増進だけではなく、動物愛

護に対する理解を深める手段の一つであるというふうに考えているところであります。

道では、動物愛護管理法の改正など、社会情勢の変化を踏まえ、本年3月に第2次動物愛護管理推進計画を策定し、犬や猫の殺処分数について、平成28年度の実績を今後10年間で半減させる目標を掲げるなど、飼い主に対する適正な飼育管理の徹底や、遺棄・虐待防止対策の強化などに取り組むこととしているところであります。

今後とも、市町村や動物愛護などの関係団体と連携し、新しい知見なども取り入れながら、動物の適正な飼育や愛護意識の啓発などの施策を進め、動物とのさまざまなかかわりを通じて、命のとうとさ、友愛を育み、人と動物が共生する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）安住議員の御質問にお答えいたします。

初めに、働き方改革に関し、本道の産業を担う人材の確保についてであります。道教委では、これまで、地元産業への理解を深めるため、高校生や保護者が職場を見学する高等学校就職促進マッチング事業を実施してきたほか、人材確保推進本部の一員として、道内で働く人材を確保するため、関係機関・団体と連携し、新規学卒者や未就職卒業者等の就職支援に向けた取り組みを進めているところであります。

本年度は、新たに、知事部局と連携し、GPSトラクター等のICTを活用した農業や建設業などにおける体験的な学習機会を提供するプロジェクトと、高校生が地域の方々と協働して地域課題の解決に主体的に参画するプロジェクトを行う、ふるさと・みらい創生推進事業を実施することとしており、こうした取り組みを通して、未来を担う子どもたちや保護者が、地域のよさ、地域で働いて生活を営むことの意義について理解し、本道の持続的な発展に主体的に参画することができる人材の育成に努めてまいります。

次に、教育行政に関し、まず、英語教育についてであります。本道における中・高生の英語力及び教員の資格取得の状況は、平成29年度は前年度に比べて向上しているものの、依然として、国が掲げている目標を下回っており、英語力の向上に向けた取り組みの一層の充実が必要と認識しております。

このため、道教委では、中学校において、地域の外国人などと英会話にチャレンジする取り組みや、英検準2級までの内容を学習できる千歳科学技術大学のeラーニングを各学校に提供する取り組み、高校において、海外生活等を想定した実用的な学習プログラムを開発し、授業改善に生かす取り組みを推進するとともに、英語担当教員に対しては、全て英語で行う研修の機会を充実させるほか、各種資格試験の内容や助成に関する情報の定期的な提供などに努めてまいります。

また、大学入学共通テストで活用することとしている民間資格・検定については、広域分散型の本道において受験者の不利益とならないよう、居住地による均等な受験機会の確保や、保護者の経費負担の軽減などの条件整備について、全国都道府県教育長協議会とも連携し、国に働きか

けてまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。道教委では、本年3月に策定をしたアクション・プランに基づき、教員の負担軽減に向け、これまで、部活動指導員やスクールサポートスタッフなどの配置のほか、部活動休養日の完全実施などに取り組むとともに、教育局ごとに、市町村の教育長などで構成する、学校における働き方改革推進会議を設置し、市町村に対して、働き方改革を進めるための取り組みを要請してきており、その結果、各市町村では、その取り組みの計画策定についての動きが見られるところでございます。

また、勤務時間を把握、集計するシステムの構築につきましては、教員の勤務実態に合ったものとするため、現在、道立学校の10校において、パソコンとタイムカードを併用した対照実験を行っているところであり、この成果を市町村に周知するなどして、導入を促進してまいりたいと考えてございます。

私といたしましては、教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題であると認識をしており、道内の全ての学校において働き方改革を着実に進めていくことができるよう、今後も、市町村教育委員会と一層連携を図りながら、学校、家庭、地域が一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）安住議員の御質問にお答えいたします。

児童が安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みについてであります。道警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、警察官を現場に急行させ、児童の安全を直接確認した上、協定に基づき児童相談所から得られた情報も含めて、危険性、切迫性を総合的に判断し、被害児童の保護、犯罪の制止、厳正かつ積極的な捜査、児童相談所への確実な通告など、児童の安全確保を最優先とした措置を講じているところでございます。

また、児童虐待以外にも、下校途中の児童が被害に遭う事件なども発生しておりますことから、防犯ボランティア等との合同パトロールや見守り活動、不審者情報のタイムリーな発信、学校と連携した防犯教室や、校内放送を活用した注意喚起など、地域ぐるみでの児童の安全対策に取り組んでいるところであります。

道警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体、地域住民の方々と連携を図りながら、児童が安心して暮らせる社会の実現に向けた諸対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 安住太伸君。

○4番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長、警察本部長から御答弁をいただきましたが、再度、指摘を交えながら質問いたします。

初めに、働き方改革についてです。

企業では、有給休暇の取得促進やITの活用による業務改善など、働き方改革に資する取り組みが見られることから、新たな認定制度の創設を通じて、より多くの企業にそうした取り組みが

広がるよう、道として働きかけていく旨の答弁でした。

その御努力を頭ごなしに否定する気はありません。ただ、そうした取り組みだけで、現場から上がる悲鳴に本当に応えていくことができるのかとの疑問はやはり残ります。

人手不足が深刻の度を増す中で、これまでの道の取り組みが効果を発揮し、総体的に道内での働き方改革は進んでいるとお考えなのか、見解を伺います。

また、新たな認定制度では、推進方策に掲げる三つの柱も踏まえ、企業での取り組みを総合的に評価することを目指すと承知していますが、そもそも、認定制度自体が改革の後押しにはなっても、今の人手不足の解消の切り札になるとは思えません。

これまでの取り組みの延長線上にはない、思い切った施策が必要な段階に既に来ているのではありませんか。

極めて深刻な人手不足の抜本的解消に向け、企業等での取り組みをもっと強く動機づける施策の展開が必要と考えます。見解を伺います。

次に、交通政策に関し、J R北海道の事業範囲見直し問題についてです。

6者協議の席上、藤井鉄道局長は、現行の国の支援期限が2020年度までとなっていることから、支援を継続するための法改正について言及し、2030年度をターゲットにするという考え方のもと、法改正に取り組む意向を示されました。

問題は、その際、国会議論を念頭に、2020年度までの取り組みの中で改革の成果を早期に出すかが非常に重要と指摘されたことであります。

改革が実を結ぶには、皆がひとしく、あらゆる努力を積み重ねなければなりません。それは国も全く同じはずです。

しかしながら、国の抜本的な支援は概要も何も示されず、また、J R北海道の自助努力についても、どのように経営再生につながるのか、具体的な数字が今なお明らかにされておりません。

この点で、北海道市長会の菊谷会長も、今後、恒常的に発生するとされる年間で180億円の経常赤字や、鉄道施設、車両にかかわる大規模な更新などの費用の435億円について、J R北海道がどのような取り組みによって、どの程度まで圧縮できるのか、必ずしも地域が納得できる説明にはまだなっていない旨、発言しています。まさに的を射た、偽らざる地域の心情を代弁する声だと私は思います。

一方、知事は、地域での検討協議の場にも積極的に情報提供をする、費用負担も含め、地域においての最適な交通体系について議論を深めて、そのために必要な支援を考えると、従来のフレーズを繰り返し述べるだけでした。

J R北海道自体が、肝心かなめの自社の将来ビジョン、具体の経営見通し、必要となるコストの全貌といった重要な要素の数値さえ示さない状況で、地域の負担を求めるような検討協議を加速させるのが適当だとは思えません。

J R北海道が経営努力でここまでやります、国もこうします、残った部分を地方で持ってくださいという方向にならないように十分配慮していただきたい、全道の首長がそういう思いです、

これは、6者協議において、道町村会の棚野会長が藤井鉄道局長に向けて述べられた言葉です。

知事には、ぜひ、この言葉を重く受けとめていただき、J R北海道の自助努力、国の抜本的な支援のそれぞれの具体策を、数字的な根拠も含めて早期に明らかにし、その情報を共有した上で、一体となり、この問題の解決に取り組むとともに、鉄道網を含めた持続可能な交通ネットワークの構築の実現を目指すべきと考えます。改めて知事の姿勢を伺います。

次に、関係者会議についてです。

知事は、先日の島田社長との面談において島田社長から謝罪発言を受け、ほっとしましたと発言されました。

申し上げてきたとおり、国やJ R北海道の取り組みが判然とせず、地域にはさらに動揺や不信任感が広がる中、道政のリーダーたる知事の発言としては、やはり不適切だったのではと考えます。

関係者会議で、J R北海道はもとより、市町村や道、国などの関係者が一体となり議論を尽くす旨の発言がありました。一体となっていないからこそ、わざわざ知事が島田社長の真意を確かめるような事態が起きてしまうのではないのですか。

前段に申し上げた経営の実態、収支の見通し等、具体的な数字を含め、その全貌の開示、共有を大前提として、その上で、どちらが先でも後でもなく、国もJ R北海道も、道を含む各地域も、同じ思いでともに最大限の力を尽くしていく、その大前提を欠いたままでは、この先もまた疑念が生じ、議論は一層混迷の度を深めることになるのではありませんか。

真に一体となる効果的な関係者会議のあり方、議論の進め方について、再度答弁を求めます。

次に、国の支援と地域の負担についてです。

去る6月14日の全道市長会の知事要望の席上、知事は、J R北海道の事業範囲見直し問題に関する支援のあり方に触れ、国に陳情する段階ではなくなった、国もしっかり制度設計をやることを合意している、国に要請ばかりすると云々と述べ、残すという決断を出すのであれば、地元としての負担についても議論を深めることが大変重要、そういう局面になってきたという認識を持つ旨、述べられており、これまで、実効ある支援を引き続き国に強く求めていくとおっしゃってきた議会議論との整合性に疑義が生じます。

さらに、先述したように、国は、支援策について、法改正の必要性に触れ、改革の成果という曖昧な指標まで持ち出し始めました。

国ができる支援の残余の額を、道を含めた地域が負担するのではなく、国も地方も、同じ思いでともに最大限の努力をする、そういう意味で国が支援の制度設計を行うことに合意しているという根拠なり確証をお示しください。

また、知事がおっしゃる国の支援策は、J R北海道の経営再生と本道の持続可能な交通ネットワークの実現に足るものなのか、改めて所見を伺います。

次に、札幌市との連携についてです。

札幌市との連携について、これまでと何ら変わらぬ答弁をいただきました。裏を返せば、具体

的な取り組みが一向に進んでいないものと受けとめざるを得ません。

くしくも、6者協議で示されたJR北海道の経営見直しに対して知事が指摘されたように、その方向性は、札幌圏における取り組みが中心です。そのこと自体は、本道の構造上、否定はできませんが、だからこそ、北海道の未来を左右しかねない持続可能な交通ネットワークの構築に関し、どう立ち向かい、どう解決していくのか、早急に札幌市長と認識を共有し、取り組みを進めることが重要と考えるわけです。

2030年に予定される北海道新幹線の札幌延伸、それに伴う関連事業、JR北海道の鉄道事業の収益改善策の柱と言われている快速エアポートの輸送力の増強などなど、これらの対策投資が実現されれば、より多くの鉄道利用者や観光客が札幌に一層集中するのは明白です。

今後予測されるそれら投資に伴う受益に加え、道都なればこそ、王者の風格を持って、北海道全体に対する役割、負担を他の全道の市町村ともども担っていただくために、札幌市とも、それぞれの立場にふさわしい責任ある連携を相互に果たすべく、一日も早いトップ会談を求めます。

札幌圏を中心とした投資の効果を確実に全道域に広げると同時に、鉄道網を含めた持続可能な交通ネットワークを、全ての道民のものとして、未来に向けて確実に構築していくために、道と札幌市が、負担のあり方を含めて連携を強化していくべきと考えますが、どのように取り組むのか、再度、知事の所見を伺います。

次に、観光振興についてです。

持続可能な観光の実現の大前提となるはずの新たな財源の確保策については、我が会派としても、真摯に、さまざまな角度から、これまで何度となく伺ってまいりました。

しかしながら、御答弁は、ここに至って、極めて残念なことに、1年以上前に逆戻りしたかのような印象を強く受けるものでした。

知事は、よく、議会での御議論を尊重するといった言葉を口にされますが、それならば、これまでの議会議論の積み重ねをどう受けとめていらっしゃるのか。

議会議論だけではありません。目下、道政最大のテーマの一つとなっている観光振興に資するべく、さまざまな課題があることを受けとめつつ、新たな財源の導入を提起した審議会の答申の重みをどう受けとめていらっしゃるのか。

改めて、知事に、その認識とともに、道民の皆様からの理解を得るための取り組みを、いつごろまで、どのような形で行うのか、伺います。

また、観光のくにつくり行動計画に基づく施策の着実な推進や、インバウンドの急増などに伴う新たな課題への対応が急務であると認識しているともお答えになりましたが、財源の確保策が定まらない状況下で、どのように新たな課題に対応しようとしているのか、所見を伺います。

次に、IRについてです。

ギャンブル等依存症対策について、市町村や医療機関等との連携のもと、体系的な対策の推進を図るとのお答えでした。であるならば、速やかに道としての推進計画を策定し、相談や治療体制の充実強化に取りかかるべきではありませんか。

もとより、そうした対策は、IRの導入とは無関係に、道として対応が急がれる大きな課題の一つです。

と同時に、結果的に、その対応が、仮に誘致を決定した場合の誘致活動を有利に展開することにもつながると考えます。再度の答弁を求めます。

また、IRの導入効果を高めていくために、さらに検討を進めるとのお答えですが、既に示されている試算結果から懸念の声が上がっている地域経済への負の影響を初め、検討しなければならない事項は多岐にわたります。その全てについて、候補地ごとの検証を行うことを想定しているのでしょうか。

効率的に検討を進めるためにも、早急な候補地の絞り込みが必要と考えますが、所見を伺います。

次に、食の輸出拡大に関し、まず、目標値についてです。

目標値変更の明確な理由はお答えいただけませんでした。よって、ここでは、あくまで、次期輸出拡大戦略での新たな目標値として1500億円を設定するものであり、少なくとも、1000億円について積算方法を変更したものではないと理解しておきます。

さて、現行戦略で掲げる1000億円の目標年次は平成30年です。あと半年しかありません。

目標達成の可能性をどう見通しているのか、また、戦略に基づくこれまでの施策の効果をどう分析し、どう次期戦略につなげていこうとしているのか、所見を伺います。

次に、輸出拡大を支える体制づくりについてです。

輸出拡大を図るには、HACCP導入やグローバルGAP取得など、相手側が求める国際標準での対応にこちら側が合わせていくのが重要との認識は共有できたと考えます。

しかしながら、肝心のこちら側の生産現場では、必ずしも輸出に取り組む意欲が高いとは言えないのが現実ではありませんか。現場レベルでの意欲向上にどう取り組むのか、伺います。

一方、グローバルGAPを昨年取得した岩見沢農業高校の生徒は、消費者がどう考えるのかを意識するようになったと感想を語っています。こうした若いころからの意識醸成こそが、現場での意欲向上、ひいては輸出拡大の実現の鍵を握るのではないかと考えるところです。

この点で、他の道内の高校でもグローバルGAP取得の動きが広がりつつありますが、例えば、高校でのそれら取り組みに対する支援の強化を含め、若いうちからの意識醸成を、今後、知事はどのように進めていくお考えか、所見を伺います。

次に、地域医療についてです。

今国会での法改正等を踏まえ、医師確保対策にかかわり、何点か伺ってまいりました。

この間、皆さんなりに、特に現場では相当の御苦勞をなさってきたのだらうと拝察いたします。

しかしながら、私どもとしては、ただいまのお答えに対し、やはり、まだ当事者意識に欠けるのではないかとの思いを抱かざるを得ません。

このたびの法改正の眼目の一つは、知事が医師確保対策においてもっとリーダーシップを発揮

できるよう、知事への権限移譲や、知事を会長とする地域医療対策協議会の機能強化策が盛り込まれた点ではありませんか。

改めて伺います。

医師確保計画の策定や地域枠医師の定員確保など、深刻の度を増す医師確保上の課題の解決に、知事はどうリーダーシップを発揮していくのか、その決意を伺います。

次に、児童虐待についてです。

児童虐待について、知事及び道警本部長から見解を伺いました。

知事は、今般の痛ましい事案を踏まえ、昨年、道警と道、札幌市の3者間で取り交わした、児童の安全確保に向けた情報共有等に関する協定の実施状況を点検するとお答えになりました。

協定では、「緊密な連携を図り、相互に情報を共有することを目的とする。」となっていますが、必ずしも、それぞれの機関が得た情報の全てが共有されているわけではないと承知しています。

この点で、茨城県では、要綱を定め、児童相談所が受理した全ての児童虐待事案を県警に情報提供するようになってから、事件化までのスピードが上がり、一定の成果が出ているとのことでした。

報道によると、つい1週間ほど前にも、茨城県で、39歳の母親が2歳の長男の首を絞めた事案で、県警は、殺人未遂容疑で母親の現行犯逮捕に動きました。児童相談所が報告すべきかどうか迷っている間に取り返しのつかない事態に至るのを防げるメリットが大きい旨、県警では話をしているそうです。

また、そもそも、児童相談所間での情報伝達、共有が十分ではなかったことが、さきの目黒区での事件発生の背景となった可能性が指摘されていることを踏まえ、厚労省では、メーリングリストを活用した迅速確実な仕組みに改める方向と伺いました。

このような全国的な動き、流れを受けとめ、実施状況を点検するに当たっては、非共有事案についても改めて十分な検証を行うとともに、情報の伝達と共有を迅速確実なものとするべく全件化するよう、協定見直しの必要性を強く指摘しておきます。

最後に、主要農作物種子法廃止後の対応についてです。

安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、新たなルールづくりに取り組んでいくとのことのお答えでした。道としての危機意識の持ち方に疑問符をつけざるを得ません。

くしくも、雪印種苗による品種偽装・隠蔽事件は、種子の生産や増殖にかかわる管理を全て民間に委ねた場合に起こり得る問題を、先んじて我々に示す結果となりました。

種子法による公的な義務づけのもと、そのための財源とともに、生産や増殖が担保されていない種子に関し、供給事業者側は、常に商品の不足や在庫管理のリスクを背負うことになるからです。

問題の背景、動機とされる、利益を重視し、なかんずく優先する体質は、事、雪印種苗だけの

固有の何か特別な体質といったものではなく、一面では、民間企業の本質そのものです。

そうした本質的・構造的課題は、既に、雪印種苗の第三者委員会によるさきの調査報告書からも明らかになっています。

もし、道が、構造的に事件は起こり得るとの課題認識を持っているなら、その課題の解消に向け、強制力を伴い、抑止力ともなる種子法にかわるルールとしての条例の不存在が看過され続けることにはならないのではありませんか。

まして、先ごろの事件が、食料供給基地を自他ともに認める北海道みずからの足元で起こったという点も含め、引き続きなどという言葉で、道としての判断を先送りできる状況では決してないはずです。

1905年、農業試験場が初の優良品種を決定し、翌年から優良種苗の増殖と配付が始まって以来、100年以上の長きにわたり、先人の御労苦の上に積み上げられ、引き継がれてきた本道固有のかけがえのない知的財産、いわば公共財でもある種子を、途切れることなく、次の世代へと送り渡す責務が我々にはあると考えます。

迅速な条例化の必要性を改めて強く指摘し、以上で私の再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）安住議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、働き方改革の推進についてであります。本道は、全国と比較して厳しい就業環境にあり、人手不足が深刻化する中、働き方改革推進方策に基づく取り組みをさらに推進していくことが必要と考えているところであります。

道といたしましては、道内の多くの企業において働き方改革が進むよう、相談への対応や支援策の紹介なども行いながら、女性、高齢者の活躍推進や、長時間労働の是正などの優良事例の収集、発信、また、働き方改革に積極的に取り組む企業を認定する新たな制度の創設などにより、働き方改革の推進に向けた意識醸成と意欲喚起を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消に取り組んでまいります。

次に、J R北海道の問題に関する今後の取り組みについてであります。今回の関係者会議においては、J R北海道から、将来に向けた「経営再生の見通し」（案）が示されるとともに、国からも、この夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるとの考え方が示されたところであります。

道といたしましては、今後、J R北海道に対し、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう求めるとともに、国に対しては、道や市町村の厳しい財政状況に十分配慮した上で、支援についての考え方を示すよう、強く求めてまいる考えであります。

また、会議の結果など、さまざまな情報を提供しながら、地域における検討協議を進めるなどして、地域交通の確保に取り組んでまいります。

次に、関係者会議についてであります。道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向

け、交通政策総合指針に基づき、関係者が一体となって十分に議論を尽くしていく中で、方向性を見出していく必要があると考えるものであります。

道といたしましては、J R北海道に対して、指針の考え方を十分に踏まえ、地域と真摯に向き合い、丁寧な議論を行うよう求めるとともに、今後とも、関係者会議を開催し、J R北海道の「経営再生の見通し」（案）のさらなる具体化や、国の支援内容の全体像などを明らかにするよう働きかけを行うなどして、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、より一層、積極的に取り組んでまいります。

次に、国の支援などについてであります。先日の関係者会議において、国からは、維持困難線区の扱いについては道の指針を尊重するとともに、国の支援のあり方について、財政当局との調整を加速し、本年夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるとの考え方などが改めて示されたところであります。

道といたしましては、引き続き、J R北海道に対する国の支援のあり方について早期に示すよう、国に働きかけてまいります。

次に、札幌市との連携についてであります。道といたしましては、本道を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、札幌圏と中核都市などをつなぐ持続的な鉄道網の確立に向け、道都・札幌市が、それぞれの役割に応じた緊密な連携を図っていくことが重要と考えており、道と札幌市との間の行政懇談会などの場を通じ、情報の共有や連携の強化を図ってまいる考えであります。

次に、観光振興についてであります。道といたしましては、インバウンドの急増などへの対応は急務と考えており、審議会の答申やこれまでの議会議論を踏まえながら、地域、観光事業者等に対して丁寧に説明を行ってきているところであります。

こうした中、観光客の減少や道民の負担感への懸念など、さまざまな意見があったことから、現時点では、今後のスケジュールを見通すことは難しいものの、必要な対策や新たな財源の確保策などについて、さらに検討を進めてまいる考えであります。

私といたしましては、インバウンドの急増などに伴う喫緊の課題に対しては、施策の重点化を図ることなどにより対応し、国際的に質の高い観光地づくりに取り組んでまいる考えであります。

次に、I Rへの対応などについてであります。国会で審議中のギャンブル等依存症対策基本法案では、都道府県は、国が策定する計画を基本として、推進計画の策定に努めることとされており、道といたしましては、市町村や医療機関、民間団体等と連携を図りながら、ギャンブル等依存症の方々が適切な支援を受けられるよう、体系的な依存症対策を推進してまいる考えであります。

また、優先すべき候補地については、I Rの導入効果をより高めていくためにも、本道にふさわしいI Rの機能や施設のあり方と一体的に検討を進めることが必要と考えているところであり、時期を逸することなく、適切に対応してまいります。

次に、道産食品の輸出についてであります。道では、波浪に強い漁場づくりや農地等の基盤

整備などに取り組んできており、水産物、農畜産物の主力品目であるホタテガイやナガイモの輸出は、本年4月現在においては、昨年同期に比べて増加しているところであります。

また、5月の函館税関の速報によると、魚介類などの輸出が2カ月連続で前年を上回っているほか、加工食品の主力品目であるスイーツは、引き続き増加基調にあり、秋には新たにバンコクにどさんこプラザを開設するなど、各般の施策を展開し、目標の1000億円の達成を目指しているところであります。

私といたしましては、道産食品のさらなる輸出拡大に向け、これまでの取り組みの勢いを切れ目なく続けていくため、その目標水準として、5年後の2023年までに、道外港を加えた食品輸出1500億円を目指し、本年度内をめぐり、品目別の内訳など、具体的な戦略を検討してまいります。

次に、輸出拡大に向けた体制についてであります。道といたしましては、引き続き、事業者、生産者に対し、GAPの必要性の周知や農協職員等の指導者の育成、認証取得の負担軽減を図るなど、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大に努めてまいります。

また、産学官金の連携による食クラスター活動の一環として、道と道経連が連携して実施をしている、若年者に対する食のマーケティングプログラムや、食のキーパーソンを育てる地域フード塾事業においても、今後、食の安全性や衛生に関する内容などを加えて取り組むことにより、高校生を含めた若者の食産業への関心を醸成し、食の将来を担う人材を育成していくとともに、輸出拡大に向けた体制づくりに努めていく考えであります。

最後に、医師確保対策についてであります。道では、本年3月に医療計画を策定し、地域間、診療科間のバランスがとれた医師確保対策など四つの柱を施策の方向として定め、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後とも、医育大学や医師会などで構成する医対協で十分協議を行いながら、道が中心となって、医師の地域偏在の解消に向けた実効性の高い医師確保対策を一層進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 安住太伸君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

6月25日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時44分散会